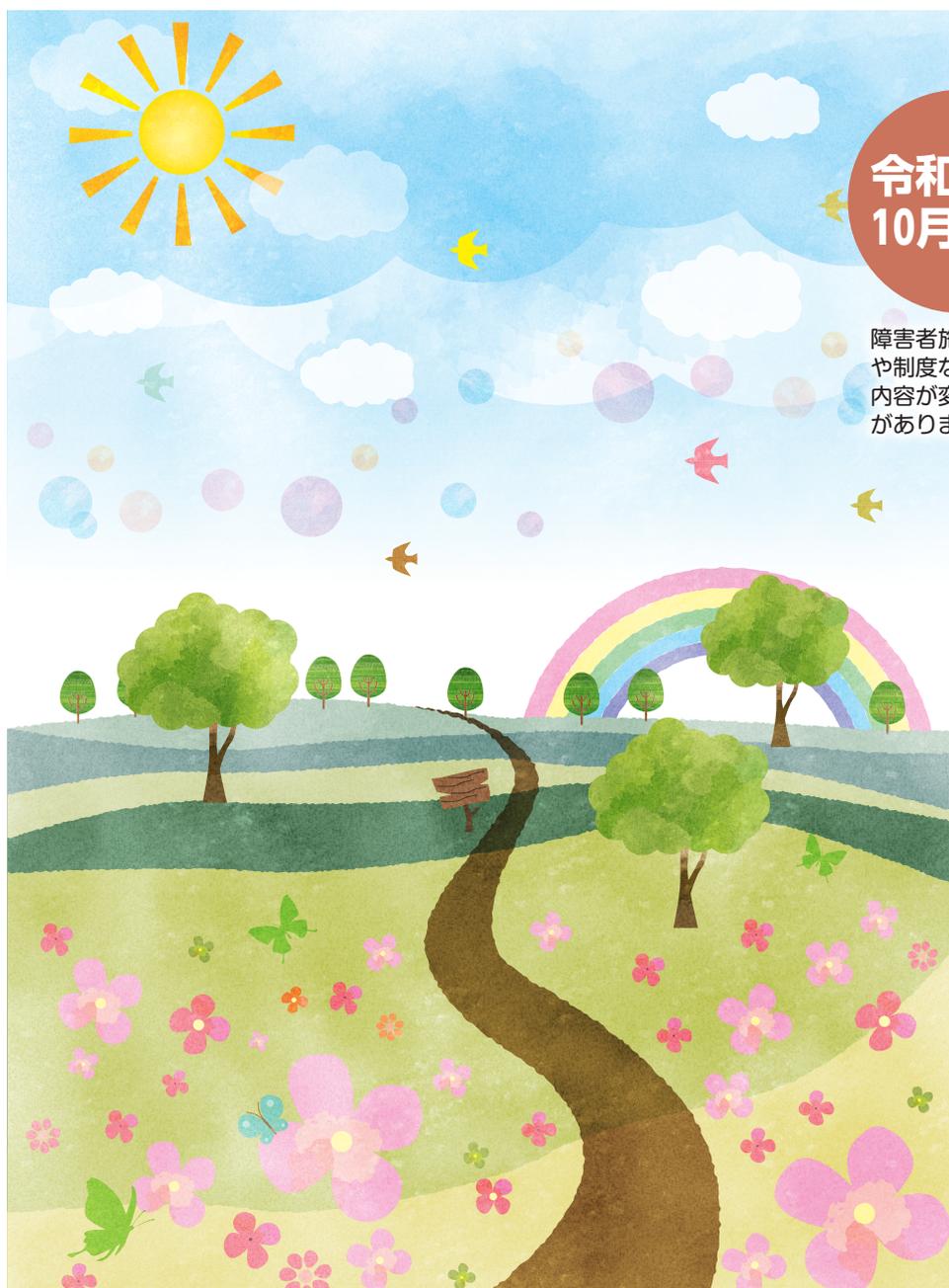


障害福祉の しおり



令和5年
10月発行

障害者施策の体系
や制度など
内容が変わる場合
があります。

相談の窓口

手帳の交付

障害者総合支援法・児童福祉法による障害福祉サービスのしくみ

手当

年金・保険

医療

補装具費の支給

日常生活の支援

日常生活用具（小規模改修を含む）の給付

交通機関の割引等

税金の控除

公共料金等の軽減等

保育・教育・講座・講習会等

住宅

しごと

施設

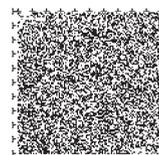
権利擁護

成年後見制度

選挙

施設一覧等

資料



中野区役所移転のお知らせ

中野区役所は、令和6年5月7日（火）に新庁舎への移転を予定しています。

移転日以降の窓口の場所については、新庁舎内に掲示の案内図（フロアマップ）または区のホームページ等でご確認ください。

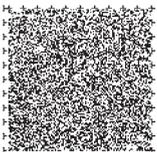
また、電話番号の変更はありませんが、FAX 番号が変更になる予定です。新庁舎における各問合せ先 FAX 番号は、恐れ入りますが、区のホームページ等でご確認ください。

【新庁舎における業務開始予定日】

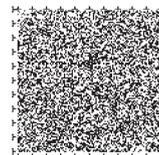
令和6年5月7日（火）

【新庁舎の所在地】

〒164-8501 中野区中野 4-11-19



目次



◎障害別該当事業…………… P 4 ～ P 11

◎相談の窓口…………… P 12 ～ P 17

区内の相談窓口

障害福祉相談窓口(区役所 1 階)……………	P 12
すこやか福祉センター……………	P 12
すこやか障害者相談支援事業所……………	P 13
障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)……………	P 13
地域生活支援センター(せせらぎ)……………	P 13
精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)……………	P 14
中野区児童相談所……………	P 14

その他の相談窓口

東京都心身障害者福祉センター……………	P 14
東京都中部総合精神保健福祉センター……………	P 15
東京都発達障害者支援センター(トスカ)……………	P 15
東京都難病相談・支援センター……………	P 15
聴力障害者情報文化センター……………	P 16
東京聴覚障害者支援センター……………	P 16
手をつなぐ あんしん相談(青年期相談室)……………	P 16
東京都夜間こころの電話相談……………	P 16
福祉何でも相談……………	P 17

地域の相談員

障害者相談員……………	P 17
身体障害者相談 知的障害者相談 戦傷病者相談……………	P 17
民生委員・児童委員……………	P 17

◎窓口の案内図…………… P 18 ～ P 19

すこやか福祉センター……………	P 18, 19
すこやか障害者相談支援事業所……………	P 18, 19
障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)……………	P 19
地域生活支援センター(せせらぎ)……………	P 19

◎手帳の交付…………… P 20 ～ P 21

身体障害者手帳……………	P 20
愛の手帳(療育手帳)……………	P 20
精神障害者保健福祉手帳……………	P 21
戦傷病者手帳……………	P 21

◎障害者総合支援法・児童福祉法による

障害福祉サービスのしくみ…………… P 22 ～ P 30

障害者総合支援法によるサービス……………	P 22
障害者総合支援法によるサービスは、ふたつに分けられます。 ……………	P 22
自立支援給付(介護給付・訓練等給付)……………	P 23

障害児通所給付……………	P 27
地域生活支援事業(中野区が独自に提供するサービス)……………	P 29

◎手当…………… P 31 ～ P 35

(1)障害者福祉手当・第1種手当(区制度)……………	P 31
(2)障害者福祉手当・第2種手当(区制度)……………	P 31
(3)難病患者福祉手当(区制度)……………	P 31
(4)重度心身障害者手当(都制度)……………	P 32
(5)特別障害者手当(国制度)……………	P 32
(6)障害児福祉手当(国制度)……………	P 33
(7)児童育成手当・障害手当(区制度)……………	P 33
(8)児童育成手当・育成手当(区制度)……………	P 34
(9)特別児童扶養手当(国制度)……………	P 34
(10)児童扶養手当(国制度)……………	P 34
手当の所得制限基準額……………	P 35

◎年金・保険…………… P 36 ～ P 38

障害基礎年金……………	P 36
障害厚生年金・障害手当金(厚生年金)……………	P 36
東京都心身障害者扶養共済制度……………	P 37
特別障害給付金……………	P 37
年金生活者支援給付金……………	P 38
労災保険……………	P 38

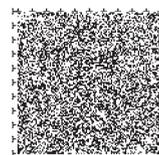
◎医療…………… P 39 ～ P 45

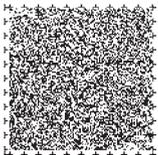
医療費の助成

心身障害者医療費助成(マル障)……………	P 39
特定疾病(難病)の医療費等助成制度……………	P 40
自立支援医療(更生医療)……………	P 40
自立支援医療(育成医療)……………	P 40
自立支援医療(精神通院医療)……………	P 41
小児精神障害者入院医療費助成制度……………	P 41
小児慢性特定疾病の医療費助成……………	P 41
ひとり親家庭等医療費助成……………	P 42
後期高齢者医療制度……………	P 42
戦傷病者特別援護法による療養等の援護……………	P 42

医療・相談

救急診療案内……………	P 43
スマイル歯科診療所……………	P 44
かかりつけ医療等……………	P 45
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業……………	P 45





◎補装具費の支給…………… P 46

◎日常生活の支援…………… P 47 ~ P 63

介護サービス

- 障害者(児)の緊急一時保護…………… P 47
- 日中一時支援…………… P 48
- 重度脳性麻ひ者介護…………… P 48
- 車いすガイドヘルパーの派遣…………… P 48
- 移動支援…………… P 49
- 重度訪問介護利用者の大学等修学支援…………… P 49
- 重度障害者等就労支援特別事業…………… P 49
- ほほえみサービス事業(会員制有料在宅福祉サービス) …… P 50

生活サービス

- 寝具乾燥サービス…………… P 50
- おむつサービス…………… P 51
- 訪問理美容サービス…………… P 51
- 入浴サービス…………… P 51
- 三療サービス…………… P 52
- 緊急通報システム…………… P 52
- 人工肛門・人工膀胱用装具(ストーマ装具)
 - 購入費の助成…………… P 52
- 障害者電話基本料金等の助成…………… P 52
- 家具転倒防止器具取付助成…………… P 53
- 地域での支えあい活動…………… P 53
- 資産活用福祉資金貸付制度…………… P 53
- ごみの訪問収集…………… P 54
- 粗大ごみのFAX申込み…………… P 54
- 精神障害回復者社会生活適応訓練事業(デイケア) …… P 54
- 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業) …… P 55
- 苦情相談事業…………… P 55
- 外出の支援等ボランティア…………… P 56
- 葬祭費の支給(戦傷病者特別援護法)…………… P 56
- 国立保養所への入所(戦傷病者特別援護法)…………… P 56

情報コミュニケーション

- 手話通訳者の派遣…………… P 56
- 要約筆記者の派遣…………… P 57
- 緊急ネット通報(東京消防庁)…………… P 57
- 緊急通報ファックス用カードの配付…………… P 57
- 聴覚障害者向け情報配信事業…………… P 58
- 「声のなかの区報」の配付…………… P 58
- 点字版「なかの区報」の配付…………… P 58
- 「声のないせす」の配付…………… P 58
- 「声のなかの区議会だより」の配付…………… P 59
- 点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」の閲覧 …… P 59
- 代筆・代読支援者の派遣…………… P 59

失語症者向け意思疎通支援者の派遣…………… P 59

外出支援

- 車いすの貸出…………… P 60
- 自動車運転教習費の助成…………… P 61
- 自動車改造費の助成…………… P 61
- 自動車運転免許の無料教習…………… P 62
- 東京都障害者休養ホーム…………… P 62
- 駐車禁止規制の適用除外…………… P 62

◎日常生活用具(小規模改修を含む)の給付…………… P 64 ~ P 68

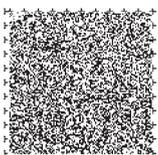
- 重度障害者の方の日常生活用具等の給付…………… P 64
- 難病患者等の方の日常生活用具等の給付…………… P 67
- 住宅改善事業…………… P 68

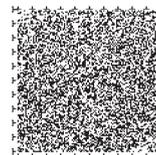
◎交通機関の割引等…………… P 69 ~ P 76

- 都営交通無料乗車券…………… P 69
- 都営交通無料乗車券のICカード式(PASMO)切替…………… P 69
- タクシー運賃の割引…………… P 70
- 福祉タクシー利用券・福祉ガソリン券…………… P 70
- リフト付福祉タクシー利用券…………… P 71
- JR線の割引…………… P 71
- JR通勤定期乗車券の割引…………… P 72
- 東京メトロ旅客運賃の割引…………… P 72
- 民営バスの割引…………… P 73
- 精神障害者都営交通乗車証…………… P 73
- 精神障害者に対するバス運賃の割引について…………… P 73
- 自動車有料道路の割引…………… P 75
- 国内航空旅客運賃の割引…………… P 76
- フェリー旅客運賃の割引…………… P 76

◎税金の控除…………… P 77 ~ P 82

- 所得税・住民税の障害者控除…………… P 77
- 住民税の非課税…………… P 78
- ストーマ用装具の医療費控除…………… P 78
- おむつ代に係る費用の医療費控除…………… P 78
- 在宅療養の介護費用の医療費控除…………… P 79
- マル優などの利子非課税…………… P 79
- 贈与税の非課税…………… P 80
- 相続税の軽減…………… P 80
- 個人事業税の軽減…………… P 80
- 自動車税(種別割・環境性能割)・
 - 軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免…………… P 81





◎公共料金等の軽減等 …… P 83 ～ P 88

NHK放送受信料の減免	P 83
タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引	P 84
自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除	P 84
訪問介護利用者負担金の助成	P 85
鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除	P 85
南部スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除	P 85
第二中学校および中野中学校温水プール 一般開放の使用料免除	P 86
携帯電話等の割引サービス	P 86
郵便料金の減免	P 87
官製はがき(青い鳥はがき)の無料配付	P 87
東京都水道料金の免除	P 88

◎保育・教育・講座・講習会等 …… P 89 ～ P 94

保育園への入園	P 89
障害のあるお子さんの学童クラブ利用	P 89
発達の状況や障害の状態に応じた適切な就学の相談	P 89
社会教育訪問学級	P 90
点字講習会	P 91
手話講習会	P 91
コミュニケーション教室	P 91
障害者地域自立生活支援セミナー	P 91
講座・講習会	P 92
障害者スポーツ教室(わくわくスポーツクラブ)	P 92
夏季障害児水泳教室	P 92
図書館サービス	P 93
東京都障害者IT地域支援センター	P 94

◎住宅 …… P 95 ～ P 98

身体障害者福祉住宅	P 95
グループホーム(共同生活援助)	P 95
住み替えの支援	P 96
都営住宅入居者の募集	P 97
都営住宅使用料の特別減額	P 98

◎しごと …… P 99 ～ P 100

職業相談	
中野区障害者福祉事業団(ニコニコ事業団)	P 99
ハローワーク新宿(公共職業安定所)	P 99
東京障害者職業センター	P 99
東京障害者職業能力開発校	P 100

◎施設 …… P 101 ～ P 107

障害者福祉会館	P 101
かみさぎこぶし園	P 101
弥生福祉作業所	P 101
仲町就労支援事業所	P 102
療育センターアポロ園	P 102
子ども発達センターたんぽぽ	P 103
放課後デイサービスセンターみずいろ	P 103
療育センターゆめなりあ	P 103
通所施設(民間)	P 104
社会福祉会館(スマイルなかの)	P 104
中野区障害者福祉事業団(ニコニコ事業団)	P 107

◎権利擁護 …… P 108 ～ P 109

障害者差別解消に関する相談窓口	P 108
福祉オンブズマン	P 108
民間福祉サービス紛争調停制度	P 108
障害者虐待防止センター	P 109

◎成年後見制度 …… P 110

◎選挙 …… P 111 ～ P 112

代理投票	P 111
点字投票	P 111
郵便等による不在者投票	P 111
指定施設での不在者投票	P 112

◎相談の窓口 …… P 113

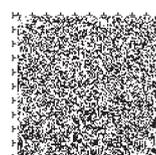
◎施設一覧 …… P 113 ～ P 117

◎資料 …… P 118 ～ P 130

身体障害者障害程度等級表(1)	P 118
身体障害者障害程度等級表(2)(内部障害)	P 120
難病医療費等助成対象疾病一覧	P 121
障害者総合支援法の対象疾病一覧	P 126

◎さくいん …… P 131 ～ P 133

※このしおりでは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と表記しています。



障害別該当事業

区分	障害の区分 制度 等級	身 体 障 害										
		視覚障害					聴覚又は平衡機能障害					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級
介護給付・訓練等給付	自立支援給付（介護給付・訓練等給付）							本	文			を
	サービスの内容と区内施設（介護給付）							本	文			を
	サービスの内容と区内施設（訓練等給付）							本	文			を
	障害児通所給付							本	文			を
福祉手当等	障害者福祉手当（第一種）	○	○					○				
	障害者福祉手当（第二種）	△	△	○				△	○			
	難病患者福祉手当											
	重度心身障害者手当（都）	△	△					△				
	特別障害者手当（国）	△	△					△				
	障害児福祉手当（国）	△	△					△				
	児童育成手当・障害手当	○	○					○				
	児童育成手当・育成手当	○	○					○				
	特別児童扶養手当（国）	○	○	○				○	○			
	児童扶養手当（国）	○	○					○				
手当の所得制限基準額							本	文			を	
年金・保険	障害基礎年金							本	文			を
	障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）							本	文			を
	東京都心身障害者扶養共済制度							本	文			を
	特別障害給付金							本	文			を
	年金生活者支援給付金							本	文			を
	労災保険							本	文			を
医療助成等	心身障害者医療費助成（マル障）	○	○					○				
	特定疾病（難病）の医療費等助成制度											
	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（育成医療）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立支援医療（精神通院医療）											
	小児精神障害者入院医療費助成制度											
	小児慢性特定疾病の医療費助成											
ひとり親家庭等医療費助成	○	○					○					

※脳性麻ひ、進行性筋萎縮症は等級に関係なく、障害者福祉手当の対象になります。

○印は等級としては概ね該当、△印は一応のめやすもしくは一部該当となります。
 事業によって年齢・所得・世帯状況・供給の制限・他の要件等があります。
 詳しくは本文ページをご覧ください。

者 手 帳								愛の手帳								精神保健			難病患者等	本文のページ				
音声言語		上肢・下肢・体幹・運動機能障害						内部障害								手 帳					精神障害			
3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級						
																								23
																								24
																								25
																								27
																								31
																								31
																								31
																								32
																								32
																								33
																								33
																								34
																								34
																								34
																								35
																								36
																								36
																								37
																								37
																								38
																								38
																								39
																								40
																								40
																								40
																								41
																								41
																								41
																								42

障害別該当事業

区分	障害の区分 制度 等級	身 体 障 害														
		視覚障害					聴覚又は平衡機能障害									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級				
医療助成等	後期高齢者医療制度					本					文				を	
	戦傷病者特別援護法による療養等の援護					本					文				を	
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業					本					文				を	
補	装 具 費 の 支 給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日常生活の支援	緊急一時保護	○	○								○					
	日中一時支援					本					文				を	
	重度脳性麻ひ者介護															
	車いすガイドヘルパーの派遣					本					文				を	
	移動支援					本					文				を	
	重度訪問介護利用者の大学等修学支援					本					文				を	
	重度障害者等就労支援特別事業					本					文				を	
	ほほえみサービス事業					本					文				を	
	寝具乾燥サービス	○	○								○					
	おむつサービス	○	○								○					
	訪問理美容サービス	△	△								△					
	入浴サービス					本					文				を	
	三療サービス	○														
	緊急通報システム	○	○								○					
	ストーマ装具等購入費助成															
	電話基本料金等の助成	○	○								○					
	家具転倒防止器具取付助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域での支えあい活動					本					文				を	
	資産活用福祉資金貸付制度	○	○	○							○	○				
	ごみの訪問収集	△	△								△					
	粗大ごみのFAX申込み										○	○	○	○	○	
	精神障害回復者社会生活適応訓練事業（デイケア）															
	地域福祉権利擁護事業					本					文				を	
苦情相談事業					本					文				を		
外出の支援等ボランティア					本					文				を		

○印は等級としては概ね該当、△印は一応のめやすもしくは一部該当となります。
 事業によって年齢・所得・世帯状況・供給の制限・他の要件等があります。
 詳しくは本文ページをご覧ください。

者 手 帳								愛の手帳								精神保健			難病患者等	本文のページ			
音声言語		上肢・下肢・体幹・運動機能障害						内部障害								手 帳					精神障害		
3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級					
				覧			<			だ						い						42	
				覧			<			だ						い						42	
				覧			<			だ						い						45	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											46	
		○	○					○	○			○	○	○	△							△	47
				覧			<			だ						い						48	
		△	←	脳性麻ひのみ																		48	
				覧			<			だ						い						48	
				覧			<			だ						い						49	
				覧			<			だ						い						49	
				覧			<			だ						い						49	
				覧			<			だ						い						50	
		○	○					○	○			○	○									50	
		○	○					○	○			○	○									51	
		△	△					△	△			△	△									51	
				覧			<			だ						い						51	
		○						○														52	
		○	○					○	○													52	
								△	△	△	△											52	
		○	○					○	○													52	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				53	
				覧			<			だ						い						53	
○		○	○	○				○	○	○		○	○									53	
		△	△					△	△													54	
○	○																					54	
																○	○	○	○			54	
				覧			<			だ						い						55	
				覧			<			だ						い						55	
				覧			<			だ						い						56	

障害別該当事業

区分	障害の区分 制度 等級	身 体 障 害										
		視覚障害					聴覚又は平衡機能障害					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級
日常生活の支援	葬祭費の支給（戦傷病者特別援護法）	本 文 を										
	国立保養所への入所（戦傷病者特別援護法）	本 文 を										
	手話通訳者の派遣							○	○	○	○	○
	要約筆記者の派遣							○	○	○	○	○
	緊急ネット通報（東京消防庁）							○	○	○	○	○
	緊急情報ファックス用カードの配付	本 文 を										
	聴覚障害者向け情報配信							△	△	△	△	△
	「声のなかの区報」の配付	○	○									
	点字版「なかの区報」の配付	○	○	○	○	○	○					
	「声のないせす」の配付	○	○									
	「声のなかの区議会だより」の配付	○	○									
	点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」の閲覧	○	○	○	○	○	○					
	代筆・代読支援者の派遣	○	○	○	○	○	○					
	失語症者向け意思疎通支援者の派遣											
	車いすの貸出	本 文 を										
	自動車運転教習費の助成							△	△			
	自動車改造費の助成											
	自動車運転免許の無料教習	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都障害者休養ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
駐車禁止規制の適用除外	○	○	○	△			○	○				
日常生活用具（小規模改修を含む）の給付	△	△	△	△			△	△	△	△	△	
交通機関の割引等	都営交通無料乗車券	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉タクシー利用券・福祉ガソリン券	○	○									
	リフト付福祉タクシー	△	△									
	J R線の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	J R通勤定期乗車券の割引	本 文 を										
	東京メトロ旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	民営バスの割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○印は等級としては概ね該当、△印は一応のめやすもしくは一部該当となります。
 事業によって年齢・所得・世帯状況・供給の制限・他の要件等があります。
 詳しくは本文ページをご覧ください。

者 手 帳								愛の手帳								精神保健			難病患者等	本文のページ					
音声言語		上肢・下肢・体幹・運動機能障害						内部障害								手 帳					精神障害				
3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級							
																								56	
																								56	
○	○																							56	
○	○																							57	
○	○																							57	
																								57	
																								58	
																								58	
																								58	
																								58	
																								59	
																								59	
																								59	
○	○																							59	
																								60	
△		△	△	△	△	△		△	△	△	△													61	
		△	△																					61	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													62	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						62
		○	○	○	○			○	○	○		○	○			○								62	
△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△									△		64	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									69	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△						70	
		○	△	△				○	○			○	○											70	
		△	△	△				△	△			△	△											71	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									71	
																								72	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									72	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						73	

障害別該当事業

区分	障害の区分 制度 等級	身 体 障 害												
		視覚障害					聴覚又は平衡機能障害							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級		
交通機関の割引等	精神障害者都営交通乗車証													
	精神障害者に対するバス運賃の割引について													
	自動車有料道路の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
	国内航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	フェリー旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
税金の控除		本 文 を												
公共料金等の軽減等	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	訪問介護利用者負担金の助成	本 文 を												
	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	南部スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第二中学校・中野中学校温水プール一般開放の使用料免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	携帯電話等の割引サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	郵便料金の減免	本 文 を												
	官製はがき（青い鳥はがき）の無料配付	○	○					○	○					
東京都水道料金の免除	本 文 を													
保育・教育・講座・講習会等		本 文 を												
住 宅	身体障害者福祉住宅	○	○	○	○					○	○	○		
	グループホーム													
	住み替えの支援	○	○	○	○					○	○	○		
宅	都営住宅入居者の募集	本 文 を												
	都営住宅使用料の特別減額	○	○							○	○			
しごと		本 文 を												
施設		本 文 を												
権利擁護		本 文 を												
成年後見制度		本 文 を												

○印は等級としては概ね該当、△印は一応のめやすもしくは一部該当となります。
 事業によって年齢・所得・世帯状況・供給の制限・他の要件等があります。
 詳しくは本文ページをご覧ください。

者 手 帳								愛の手帳								精神保健			難病患者等	本文のページ	
音声言語		上肢・下肢・体幹・運動機能障害						内部障害								手 帳					精神障害
3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級			
																○	○	○			73
																△	△	△			73
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						75
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						76
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						76
ご 覧 < だ さ い																				77	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			83
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			84
ご 覧 < だ さ い																				85	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			85
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			85
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			86
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			86
ご 覧 < だ さ い																				87	
		○	○					○	○			○	○								87
ご 覧 < だ さ い																				88	
ご 覧 < だ さ い																				89	
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○										95
												○	○	○	○	○	○	○	○		95
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			96
ご 覧 < だ さ い																				97	
		○	○					○	○			○	○	○		○	○			○	98
ご 覧 < だ さ い																				99	
ご 覧 < だ さ い																				101	
ご 覧 < だ さ い																				108	
ご 覧 < だ さ い																				110	

相談の窓口

区内の相談窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

☎3228-8956 FAX3228-5665 〒164-8501 中野区中野4-8-1

●業務内容

①身体障害者手帳、愛の手帳に関すること ②補装具費の支給(購入・借受・修理)、日常生活用具の給付 ③交通割引証、福祉タクシー利用券の交付 ④各種手当の申請受付 ⑤障害者の医療費の助成や福祉に関する各種サービス等の相談・申請の受付に関する事など ⑥精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度(精神通院・更生医療)の申請の受付 ⑦難病患者医療費助成の申請の受付(問合せ:☎3228-8953) ⑧障害者虐待に関する相談、通報及び届出の受付(虐待通報専用ダイヤル:☎3228-8703) ⑨成年後見制度の利用に関する相談 ⑩相談支援事業者への指導・助言と人材育成

●手話通訳付相談を行っています。

◇受付時間:月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

すこやか福祉センター

■中部すこやか福祉センター

☎3367-7788 FAX3367-7789 〒164-0011 中野区中央3-19-1

■北部すこやか福祉センター

☎3389-4323 FAX3389-4339 〒165-0022 中野区江古田4-31-10

■南部すこやか福祉センター

☎3380-5551 FAX3380-5532 〒164-0013 中野区弥生町5-11-26(みなみらいず内)

■鷺宮すこやか福祉センター

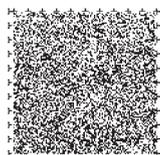
☎3336-7111 FAX3336-7134 〒165-0033 中野区若宮3-58-10

●業務内容

①身体障害者手帳、愛の手帳に関する事 ②交通割引証、福祉タクシー利用券の交付 ③各種手当の申請受付 ④障害者の医療費の助成や福祉に関する各種サービス等の相談・申請の受付に関する事など ⑤精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度(精神通院・更生医療)の申請の受付 ⑥精神保健相談(保健師による電話・面接相談を随時行うほか、専門医師による相談(予約制)) ⑦難病患者医療費助成の申請の受付

※①～⑤は、すこやか障害者相談支援事業所で受付をします。

◇受付時間:月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時



すこやか障害者相談支援事業所

地域で自立生活するために障害者(児)をサポートする相談窓口です。身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者等とそこご家族を対象としています。

■中部すこやか障害者相談支援事業所

☎3367-7810 FAX3367-7811 〒164-0011 中野区中央3-19-1

■北部すこやか障害者相談支援事業所

☎5942-5800 FAX5942-5802 〒165-0022 中野区江古田4-31-10

■南部すこやか障害者相談支援事業所

☎5340-7888 FAX5340-7880 〒164-0013 中野区弥生町5-11-26 (みなみらいず内)

■鷺宮すこやか障害者相談支援事業所

☎6265-5770 FAX6265-5772 〒165-0033 中野区若宮3-58-10

●業務内容

- ①障害福祉サービス（自立支援給付、訓練等給付）及び障害児通所給付に関する相談、申請の受付・調査等
- ②身体障害者手帳、愛の手帳に関することや各種福祉サービス等申請援助、受付など
- ③精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療制度（精神通院・更生医療）の申請の受付
- ④地域生活支援事業及びその他各種サービス利用に伴う調査、利用調整など
- ⑤計画相談支援

◇受付時間：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)

☎3389-2375 FAX5942-5811

〒164-0001 中野区中野5-68-7 社会福祉会館(スマイルなかの)5階

E-mail : tsumugi@axel.ocn.ne.jp

●業務内容

- ①障害福祉サービスの利用援助
- ②社会資源を活用するための支援等情報提供
- ③専門機関への紹介
- ④セミナーの実施
- ⑤ピアカウンセリング(当事者相談)
- ⑥福祉サービスの申請代行
- ⑦発達障害、高次脳機能障害の専門相談
- ⑧障害者理解促進研修・啓発事業

※詳しくは 105ページをご覧ください。

地域生活支援センター(せせらぎ)

初回相談専用☎3387-1356 相談専用☎3387-0993 FAX3387-1347

〒164-0001 中野区中野5-68-7 社会福祉会館(スマイルなかの)6階

心の病を抱えた方が、地域で孤立せず、安心して生活を送れるよう支援しています。

●業務内容

- ①生活相談(生活上の悩みや不安についての電話・面接相談)
- ②心の相談室(臨床心理士によるカウンセリング・予約制☎3387-1326)
- ③居住サポート事業(入居困難な方に対する入居、居住のための支援)

※詳しくは 104ページをご覧ください。

精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)

精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するために必要な相談、体験の場の確保、緊急時の一時保護などの支援を行います。

☎080-7296-5225

〒164-0003 中野区東中野1-18-5-102

E-mail : ippuku20190401@gmail.com

中野区児童相談所

子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、支援します。

☎5937-3289 FAX5937-3354

〒164-0001 中野区中央1-41-2 (みらいステップなかの内)

●業務内容

①家庭環境、児童虐待、里親及び非行等に関する相談 ②児童施設への入所措置 ③一時保護
④愛の手帳(18歳未満)の交付など

◇受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

その他の相談窓口

東京都心身障害者福祉センター

☎3235-2946 FAX3235-2968

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ12～15階)

東京都の相談窓口です。

●業務内容

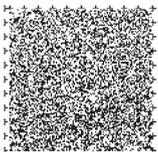
①医療、教育、職業に関するあらゆる相談、指導 ②身体障害者手帳、補装具等の判定 ③愛の手帳(18歳以上)の交付 ④高次脳機能障害者の生活、就労に関する相談など

〈高次脳機能障害専用電話相談〉

☎3235-2955

頭部外傷や脳血管障害などの後遺症として見られる障害で、記憶・注意・言語などの知的な機能に障害が起き、生活に支障を来し、お困りのことがありましたらご相談ください。

◇受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～12時 午後1時～午後4時



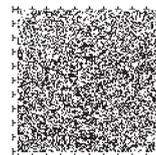
東京都中部総合精神保健福祉センター

☎3302-7711 Fx3302-7839 〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7

●業務内容

- ①精神的な悩みやこころの病気に関する相談 ②アルコール・薬物問題、思春期問題の専門相談
③家族向けの講座 など

※面接相談は必要に応じて予約制。



東京都発達障害者支援センター(トスカ)

18歳未満 こどもトスカ ☎6413-0231 〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

E-mail : toska@kisenfukushi.com

※電話相談、来所相談いずれも予約が必要です。

18歳以上 おとなトスカ ☎6902-2082

E-mail : otona-tosca@ionp.or.jp

※原則、電話での相談。電話番号を通知設定の上、ご連絡ください。

●業務内容

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）の本人とその家族からの相談を受け付けます。

◇受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

東京都難病相談・支援センター

☎5802-1892（相談専門）

〒113-8431 文京区湯島1-5-32 順天堂大学診療放射線学科実習棟2階

●業務内容

①難病相談

難病相談支援員（保健師）や患者、家族などに電話で対応する他、専門医による疾病別の医療相談会（要予約）を開催

②患者・家族団体へのセルフヘルプ活動支援

患者交流会、患者会の育成、自主的な活動支援

③後援会・研修会

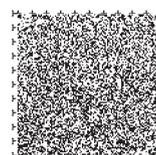
患者・家族・都民などを対象に専門医等を講師に講演会を開催。ピア相談員養成研修会の実施。

④難病情報資料室

難病に関する資料や患者団体の会報の閲覧。

⑤日常生活用具展示コーナー

特殊ベッドや吸入器・吸引器など在宅難病患者の方に給付している日常生活用具の展示。



聴力障害者情報文化センター

☎6833-5004 FAX6833-5005 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

E-mail : soudan@jyoubun-center.or.jp

●業務内容

聞こえづらい・聞こえない方の各種相談を行っています。

①生活相談 ②精神保健相談 ③補聴器相談 ④メンタルヘルス支援

※相談は、来所、FAX、メール、電話、手紙で受け付けています。来所相談は事前に予約が必要です。

◇受付時間：火曜日～土曜日 午前10時～午後5時 金曜日 午前10時～午後7時

東京聴覚障害者支援センター

☎3967-0051 FAX3967-0052 〒174-0056 板橋区志村2-19-5

E-mail : tyoukaku@yuai.or.jp

●業務内容

①職場でコミュニケーションがとれずに困っている、一人で生活したい、住所を変わりたい、高齢で先々の生活に不安がある、家族や育児のことで困っている、旅行や外出を楽しみたい、などの相談、支援

②社会生活に必要なサービス、支援、指導

手をつなぐ あんしん相談(青年期相談室)

☎5389-2614 FAX5389-4090

〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階 東京都手をつなぐ育成会

●業務内容

知的障害のある方の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言を行っています。相談対象の年代は問いません。

※来所相談は事前に予約が必要です。

◇相談日時：月曜日～木曜日 午前10時～午後5時

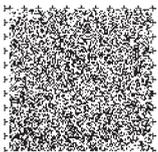
東京都夜間こころの電話相談

☎5155-5028

●業務内容

こころの悩みや精神的な問題で困ったときの電話での相談です。よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどでつらい時は気軽にご利用ください。

◇相談日時：月曜日～日曜日 午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで）



福祉何でも相談

●業務内容

毎日の生活で気になること、心配なこと、不安なことなど福祉に関する相談に対応します。ご相談は窓口、電話のほか、内容によっては職員が訪問し、お話を伺います。

●問合せ

中野区社会福祉協議会 福祉何でも相談
 社会福祉会館（スマイルなかの）3階
 ☎5380-0776 FAX5380-6027
 E-mail : nandemo@nakanoshakyo.com

地域の相談員

障害者相談員

区長または厚生労働大臣から委嘱された民間の協力者で、身体障害のある方、知的障害のある方、戦傷病者またはそのご家族からの相談に応じ、必要な助言、指導を行います。

1. 身体障害者相談、知的障害者相談

現在、中野区には身体障害者相談員は9名、知的障害者相談員は5名います。
 身体障害者相談は、4つの区分にわかれています（視覚、肢体不自由、内部、聴覚）。
 ご相談を希望される場合、下記問合せ先にご連絡ください。
 中野区から障害の区分に合った相談員をご紹介します。

●問合せ

障害福祉相談窓口（区役所1階） ☎3228-8956 FAX3228-5665

2. 戦傷病者相談

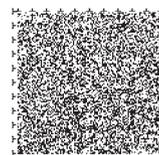
東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当（☎5320-4078）へ、直接ご相談ください。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者、障害者等福祉全般）についての相談を受けています。また、児童福祉に関する相談にも応じています。守秘義務が法律で定められていますので、安心してご相談ください。
 民生委員・児童委員は担当地域が決まっています。担当の民生委員・児童委員が分からないときは、下記へお問い合わせください。

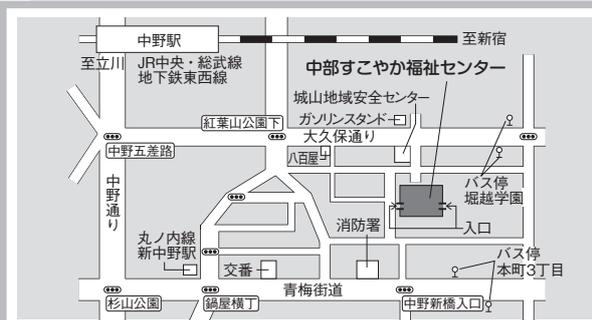
●問合せ

地域活動推進課 地域支えあい活動支援係（区役所5階） ☎3228-5582 FAX3228-5620



窓口の案内図

※二重線の地区の担当については、お問い合わせください。



中部すこやか福祉センター
 ☎3367-7788 FAX3367-7789
 〒164-0011 中野区中央3-19-1

**中部すこやか障害者相談支援事業所
 (中部すこやか福祉センター内)**
 ☎3367-7810 FAX3367-7811

担当地区 (お住まいの地域)

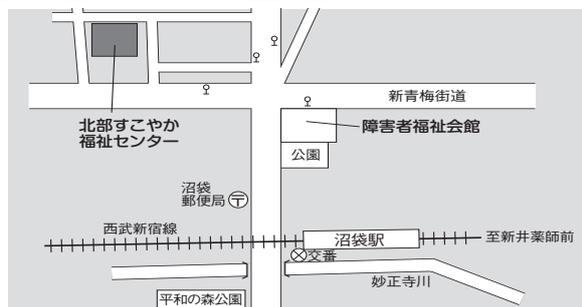
東中野全域 上高田全域

本町1丁目13番8~18号、14番、15番11~22号、31~32番 本町2丁目46~51番、54番 本町3丁目27~33番 本町4丁目5番

中央1~2丁目全域 中央3丁目1~29番、37~51番 中央4丁目6番14~15号、11~61番 中央5丁目20番7~11号、21番1~5号、22~26番、27番14~23号、28~49番

中野1~3丁目全域 中野4丁目1~2番、8~10番、13~21番、22番1,2号 中野5丁目1~67番
 中野6丁目全域

新井1丁目1番、2番1~17,25~28号、3番1~3,11~15号



北部すこやか福祉センター
 ☎3389-4323 FAX3389-4339
 〒165-0022 中野区江古田4-31-10

**北部すこやか障害者相談支援事業所
 (北部すこやか福祉センター内)**
 ☎5942-5800 FAX5942-5802

担当地区 (お住まいの地域)

沼袋全域 松が丘全域 江原町全域 江古田全域 丸山全域

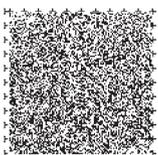
中野4丁目3~7番、11~12番、22番3号、23番 中野5丁目68番

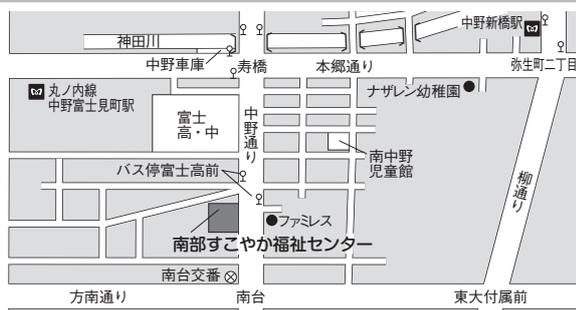
新井1丁目2番18~25号、3番4~8号、4~43番 新井2~5丁目全域

野方1丁目1~35番、43~49番、54~58番 野方2~4丁目全域 野方5丁目1~6番、7番 (1~4号除く)、10~34番、35番1,2号 野方6丁目1~35番、36番13~15号、40番1~3,15~22号、41~44番、45番11~17号、47番1号、48~51番

大和町1丁目12~15番 大和町2丁目1~2番

若宮1丁目7番10~14号、8番8~13号、10番、11番5~15号、12~16番、24~27番





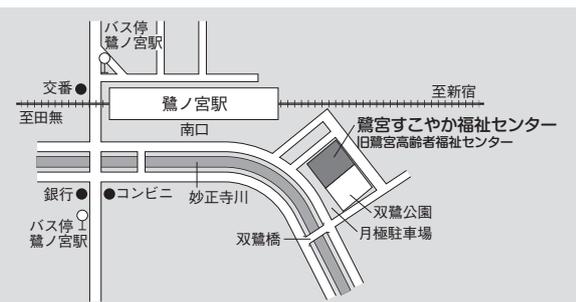
南部すこやか福祉センター
 ☎3380-5551 FAX3380-5532
 〒164-0013 中野区弥生町5-11-26(みなみらいず内)

**南部すこやか障害者相談支援事業所
 (南部すこやか福祉センター内)**
 ☎5340-7888 FAX5340-7880

担当地区 (お住まいの地域)

南台全域 弥生町全域

本町1丁目1~12番、13番1~8番、15番1~6,25番、16~30番 本町2丁目1~45番、52~53番 本町3丁目1~26番 本町4丁目1~4番、6~48番 本町5~6丁目全域
 中央3丁目30~36番 中央4丁目1~5番、6番1~12,17~29番、7~10番 中央5丁目1~19番、20番1~7,13~15号、21番6~15号、27番1~13,25~34号



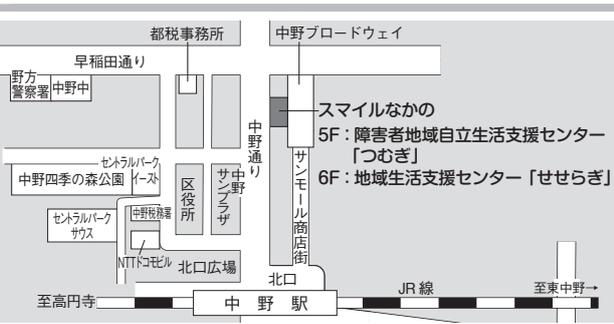
鷺宮すこやか福祉センター
 ☎3336-7111 FAX3336-7134
 〒165-0033 中野区若宮3-58-10

**鷺宮すこやか障害者相談支援事業所
 (鷺宮すこやか福祉センター内)**
 ☎6265-5770 FAX6265-5772

担当地区 (お住まいの地域)

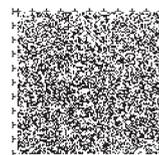
白鷺全域 鷺宮全域 上鷺宮全域

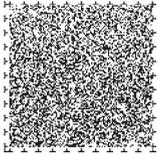
野方1丁目36~42番、50~53番 野方5丁目7番1~4号、8~9番、35番4~10号 野方6丁目36番1~12号、37~39番、40番5~14号、45番1~10号、46番、47番2~16号、52~53番
 大和町1丁目1~11番、16~68番 大和町2丁目3~49番 大和町3~4丁目全域
 若宮1丁目1~6番、7番1~9,15,16号、8番1~8,14~19号、9番、11番1,2号、17~23番、28~59番
若宮2~3丁目全域



障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」
 ☎3389-2375 FAX5942-5811
 〒164-0001 中野区中野5-68-7
 スマイルなかの5F

地域生活支援センター「せせらぎ」
 ☎3387-1326 FAX3387-1347
 〒164-0001 中野区中野5-68-7
 スマイルなかの6F





手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障害のある方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳で、本人の申請に基づいて都道府県知事から交付されるものです。

※住所・氏名の変更、返還、障害程度の変更、再認定が必要な時、紛失等による再交付の場合は、手続きが必要です。

■対象となる障害

①視覚 ②聴覚 ③平衡機能 ④音声・言語・そしゃく機能 ⑤肢体不自由・運動機能 ⑥内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害)でその程度により1級～6級に区分されています。

■申請方法

申請に必要な書類等を用意して、下記(申請窓口)で申請してください。

- ①指定医(身体障害者福祉法第15条により都道府県知事が定めた医師)が記入した所定の診断書
- ②写真(縦4cm×横3cm) ③マイナンバーが確認できるもの

※所定の診断書用紙は申請窓口と各地域事務所にあります。

■申請窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

愛の手帳(療育手帳)

知的障害のある方が、いろいろな援護を受けるため、東京都が交付している手帳です。障害の程度は、知能測定値、社会性、日常の基本生活などを、年齢に応じて総合的に判定し1度～4度に区分されます。

※国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの療育手帳の制度の適用を受けます。

※住所・氏名の変更、紛失等による再交付、返還(死亡・都外への転出等)についても手続きが必要です。

■申請方法

新規・更新の申請は、下記にお問い合わせください。

■申請窓口

18歳未満 中野区児童相談所 ☎5937-3289

〒164-0011 中野区中央1-41-2 みらいステップなかの6階

E-mail : jidou-soudan@city.tokyo-nakano.lg.jp

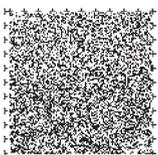
18歳以上 東京都心身障害者福祉センター ☎3235-2961 ㊚3235-2959

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12～15階

※住所・氏名の変更、紛失等による再交付、返還(死亡・都外への転出等)の手続きは下記の窓口で行います。

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)



精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が、社会復帰や社会参加の促進や自立を図る支援を受けるために、東京都が交付している手帳です。障害の程度によって1級～3級に区分されます。

※住所・氏名の変更、返還、障害等級の変更、紛失等による再交付の場合は、手続きが必要です。

■申請方法

申請に必要な書類等を用意して、下記（申請窓口）で申請してください。

- ①申請書（所定のもの）
- ②診断書（所定のもの）は精神障害に係わる初診日から6か月を経過しているもの（精神障害のために障害年金を受給されている方は年金証書の写しで申請できます。この場合、診断書は不要です。）
- ③写真（縦4cm×横3cm）
- ④マイナンバーが確認できるもの

※申請書、診断書用紙は申請窓口にあります。

※更新は2年ごとに手続きし、再認定されます。

■申請窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

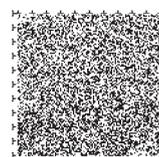
戦傷病者手帳

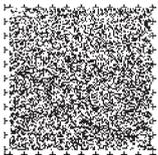
厚生労働大臣は、軍人軍属等であった方で、公務上の傷病により、現行の恩給法に定める程度の障害がある方、または公務上の傷病について療養の必要があると認めただ方に対して、ご本人の請求により戦傷病者手帳を交付します。なお、この法律に定める厚生労働大臣の権限は、政令により都知事に委任されています。

この手帳の交付を受けている方を「戦傷病者」といい、手帳を所持していることが戦傷病者特別援護法による援護を受ける前提となります。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403





障害者総合支援法・児童福祉法による 障害福祉サービスのしくみ

障害者総合支援法によるサービス

■サービスの対象

障害者総合支援法では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等※）にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できます。（ただし、サービスの内容等によって対象者が決まっていることがあります。）

利用できるサービスは、障害の程度や生活状況などにより異なります。なお、障害者総合支援法によるサービスと同種のサービスが、介護保険制度により利用できる場合は、介護保険による利用が優先されます。

※難病等

平成25年4月1日から障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めたものによる一定の障害がある方）が追加され、難病患者等の方にもサービスをご利用いただけることになりました。

なお、令和3年11月1日から、対象となる疾病が366疾病に拡大されました。（126ページをご覧ください。）

障害者総合支援法によるサービスは、ふたつに分けられます。

■自立支援給付

全国共通の基準、水準で提供されるサービスです。

サービスの種類には、

- ・介護給付 居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、生活介護（通所）、施設入所支援、など
- ・訓練等給付 自立訓練、就労継続支援（A型・B型）、グループホーム、など
- ・自立支援医療 更生医療、育成医療、精神通院医療（P40～41参照）
- ・補装具費の支給（P46参照）
- ・相談支援 計画相談支援、地域相談支援

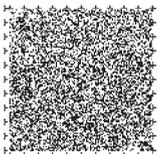
などがあります。

■地域生活支援事業

各区市町村が地域の特性を考慮し、創意工夫をこらして独自に提供するサービスです。

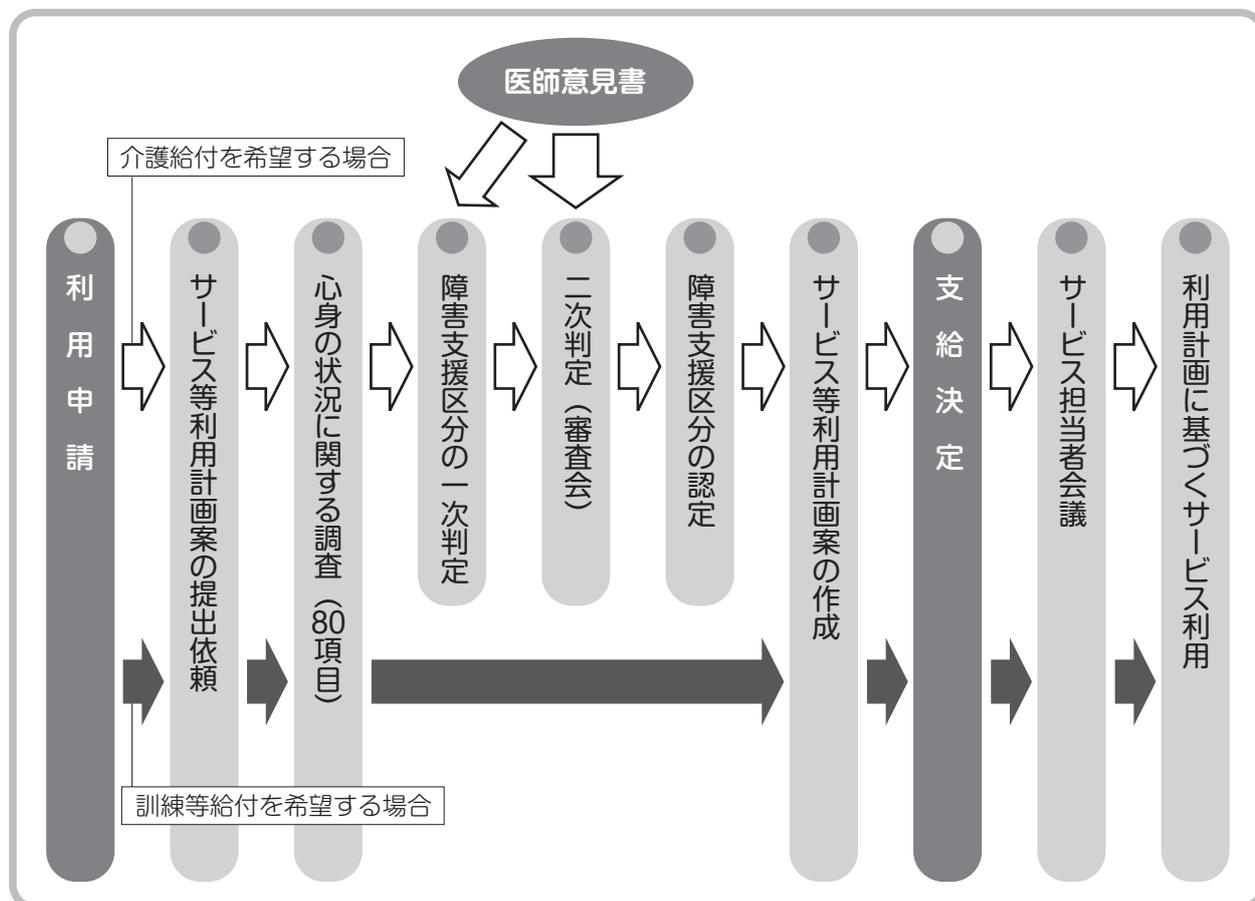
中野区が提供するサービスには、相談支援、手話通訳者派遣（P56参照）、移動支援（P49参照）、地域活動支援センター、日中一時支援（P48参照）、日常生活用具の給付（P64～67参照）などがあります。

★地域生活支援事業は、自治体によって、サービスの内容、負担のあり方などが異なります。



自立支援給付(介護給付・訓練等給付)

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、手続きや基準を透明化・明確化しています。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。



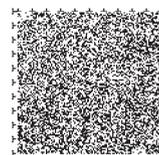
介護給付サービスの利用にあたっては、全国统一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントによって、区市町村に設置される障害支援区分判定等審査会で、障害支援区分を審査判定します。区は、その審査判定結果（二次判定）に基づき、障害支援区分を認定します。

この障害支援区分は、「社会活動や介護者、居住等の状況」「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等の支給決定をするための勘案事項となります。

●サービス利用の申し込み

中部すこやか障害者相談支援事業所	中野区中央3-19-1	☎3367-7810	FAX3367-7811
北部すこやか障害者相談支援事業所	中野区江古田4-31-10	☎5942-5800	FAX5942-5802
南部すこやか障害者相談支援事業所	中野区弥生町5-11-26	☎5340-7888	FAX5340-7880
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	中野区若宮3-58-10	☎6265-5770	FAX6265-5772

※詳しくは、18～19ページの地図等もご覧ください。



介護給付・訓練等給付・相談支援の内容

サービスの区分	介護給付 障害支援区分認定が必要(障害児を除く)	訓練等給付
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 ※ 行動援護 重度障害者等包括支援	
日中活動系サービス	短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護	自立訓練（機能・生活） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援
居住系サービス	施設入所支援	自立生活援助 共同生活援助(グループホーム)※
相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	

※同行援護については、区分3以上支援加算の支給決定が必要と見込まれる場合のみ認定を行います。

※共同生活援助（入浴・排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く）については、障害支援区分の認定が必要になります。

★東京都障害者サービス情報

「東京都の障害者福祉サービス」のホームページから、受けたいサービス、地域を検索すれば、障害者総合支援法による介護サービスなどを提供する都内の事業所を探す事ができます。

1 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害で行動に著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

③ 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、居宅内や外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護等を行います。

④ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護等を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

しらすぎホーム（知的・身体・児童） メイプルガーデン（知的）
 障害者支援施設江古田の森（知的・身体）
 中野江原短期入所（知的） ショートステイヤまゆり（知的）
 ショートステイ翔和（知的・精神） もみじやま短期入所（知的・身体）

⑦ 療養介護

進行性筋萎縮症者等で医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をします。

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

障害者福祉会館 かみさぎこぶし園 障害者支援施設江古田の森
 弥生福祉作業所 杉の子城山 杉の子弥生 杉の子大和 杉の子丸山
 ふらっとなかの メイプルガーデン コロニー中野
 コロニーもみじやま支援センター Su-Clu-Lab Terrace

⑨ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

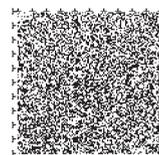
障害者支援施設江古田の森（知的・身体） メイプルガーデン（知的）

2 訓練等給付

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

◇ 機能訓練 障害者福祉会館
 ◇ 生活訓練 翔和学園大学部（自立訓練） ワーカライズニコ（ここね）
 リエワークステーション中野



② 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

コロニー中野 メイプルガーデン ワークセンター翔和 仲町就労支援事業所
 弥生福祉作業所 にじ中野坂上 就労支援センターステッツ中野
 ワークライズニコ リニエワークステーション中野
 ディーキャリアITエキスパート中野オフィス コロニーもみじやま支援センター

③ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ◇ A型 コロニー中野 ワクわーく
- ◇ B型 弥生福祉作業所 コロニー中野 中野区東部福祉作業センター
 杉の子城山 杉の子弥生 杉の子大和 あとリエふぁんとむ
 杉の子丸山 ふらっとなかの カサデオリーバ
 仲町就労支援事業所 すばるカンパニー ワークセンター翔和
 コロニーもみじやま支援センター

④ 就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

ワークセンター翔和 弥生福祉作業所 にじ中野坂上
 リニエワークステーション中野 就労支援センターステッツ中野

⑤ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を送る住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

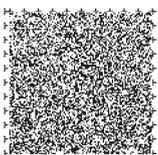
※詳しくは95ページをご覧ください。

※施設一覧は115ページをご覧ください。

⑥ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

精神障害者地域生活支援センター せせらぎ



障害児通所給付

平成24年4月の法改正により、障害児支援の強化を図るため、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実することとし、通所サービスの実施主体を区市町村とする他、放課後等デイサービスなどが創設されました。

障害児通所支援のサービスを利用する場合は、お住まいの地域を担当する、すこやか福祉センターへご相談ください（18～19ページをご覧ください）。保護者の方からお子さんの心配な点等を伺ったうえで、適切な支援方法を一緒に考えます。就学前のお子さんは、すこやか福祉センター相談後、区立療育センターで療育相談を受けます。

① 児童発達支援

就学前の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※施設一覧は116～117ページをご覧ください。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※令和5年9月現在、中野区内における当該サービス事業者はありません。

③ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児を対象として、放課後及び夏休み等の長期休業期間中に、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

※施設一覧は116～117ページをご覧ください。

④ 居宅訪問型児童発達支援

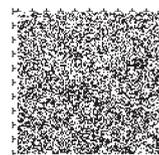
重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※施設一覧は116～117ページをご覧ください。

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※施設一覧は116～117ページをご覧ください。



利用者負担のしくみ

1 サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用した場合には、家庭の負担能力などに応じた利用者負担と、食事等の実費負担があります。ただし、利用者負担が重くなりすぎないように、本人の属する世帯収入に応じた負担軽減策を設けています。

2 利用者負担の軽減制度

① 利用者負担額の上限

サービス利用者の所属する世帯の所得に応じた区分により、それぞれに負担の上限額（月額）が決められています。

所得区分の対象となる世帯の範囲

対象者	世帯の範囲
障害者	本人及び配偶者
障害児	保護者の属する住民票上の世帯

(負担上限月額)

所得区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1	障害者 区市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）の人 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
	障害児 区市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）の人 ※入所施設利用者（20歳未満）を除く	4,600円
一般2	上記以外の人	37,200円

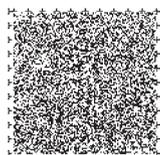
注) 療養介護・医療型入所施設を利用する場合は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して上限額が設定されます。

② 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費

一人の人が障害福祉サービス、障害児通所給付、補装具費の支給などを利用したり、同一世帯の複数の人が障害福祉サービス、障害児通所給付、補装具費の支給などを利用した際に、一月の自己負担額の合計が「世帯の基準額」を超えた時に、超えた分の額が助成されます。また、65歳になるまでに5年以上介護保険に相当する障害福祉サービスを利用した人が、一定の要件を満たす場合に、介護保険移行後に利用したサービスの利用者負担額が助成されます。

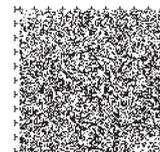
③ 通所施設等の食費実費負担の軽減

生活保護、低所得または一般1（所得割16万円未満。障害児の場合は28万円未満）の通所施設等利用者の食費のうち人件費相当分が給付され、食材料費のみの負担となります。



④ 施設入所者に対する個別減免、食費光熱水費等に対する補足給付

入所施設を利用する場合、生活保護、低所得の方には、定率負担の個別減免と、実費負担分の食費、光熱水費に対する負担軽減が行われます。



⑤ 共同生活住居の家賃に対する補足給付

共同生活住居（グループホーム）を利用する場合、生活保護、低所得の方には、家賃の一部が助成されます。

⑥ 就学前の障害児通所支援に係る多子軽減措置

兄または姉が保育園・幼稚園等に通園していること等を要件として、障害児通所支援を利用する児童に係る負担額の軽減が行われます。

⑦ 就学前の障害児の発達支援の無償化

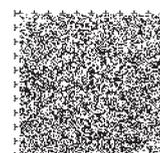
3歳から5歳児の障害児通所支援の利用者負担の無償化が令和元年10月1日から実施されています。これに加え、都独自の支援として、収入や第1子の年齢にかかわらず0歳から2歳児の第2子の児童発達支援事業所等の利用料が無償化される予定です。（令和5年10月実施予定）

地域生活支援事業（中野区が独自に提供するサービス）

1 主な事業

事業名	事業の内容
相談支援事業	情報提供、サービス利用、権利擁護、居住サポートなど地域での自立生活をすすめるための相談支援
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣など
移動支援事業	屋外での移動が困難な方への外出支援
日常生活用具給付等事業	自立生活支援用具等の給付
地域活動支援センター事業	創作的活動などの機会の提供、社会との交流の促進などをすすめる場の提供
日中一時支援事業	日中、介護者が介護困難になったときなどに、一時的に施設で受入れを実施
精神障害回復者社会生活適応訓練事業（デイケア）	心の病のある方々の通所ケア 話し合い・スポーツ・料理・戸外活動などのグループ活動を実施
その他の事業	訪問入浴、声の区報発行、手話通訳者養成など

★事業の内容は、今後計画的に見直し、充実を図っていきます。



2 地域生活支援事業の費用負担

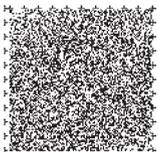
① 原則として無料

日常生活を送るために必要とする平均的なサービス量（事業ごとに決められています）は、すべての利用者に原則として無料で提供しています。

② 一部応能負担

障害の程度や生活の状況により、平均的なサービス量を超えるサービスを必要とされる利用者には、その分のサービスを提供する場合があります。なお、利用者本人の収入が一定以上の場合には一部負担があります。

★相談支援、意思疎通支援は費用負担の対象になりません。



手 当

(1) 障害者福祉手当・第1種手当(区制度)

■対 象

20歳以上で次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1～2級の方 ②愛の手帳1～3度の方 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

■支 給 制 限

所得制限(本人)があります。(2)(3)の手当との重複受給はできません。施設入所者は除く。65歳以上の方は新規申請はできません。

■手当額および支払月

月額15,500円 4月、8月、12月支払い(前月までの4か月分を支払い)

■手続に必要なもの

①本人の銀行口座の分かるもの ②課税証明(転入の場合)

■窓 口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

(2) 障害者福祉手当・第2種手当(区制度)

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳3級の方 ②愛の手帳4度の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
④(1)の障害者福祉手当・第1種手当に該当する障害程度である20歳未満の方

■支 給 制 限

所得制限(本人)があります。(1)(3)(7)の手当との重複受給はできません。施設入所者は除く。65歳以上の方は新規申請はできません。

■手当額および支払月

月額5,000円 4月、8月、12月支払い(前月までの4か月分を支払い)

※ただし、毎年8月1日時点で満65歳の方は、それ以降月額2,500円

■手続に必要なもの

①本人の銀行口座の分かるもの ②課税証明(転入の場合)

■窓 口

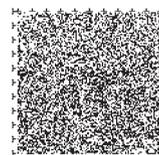
障害福祉相談窓口(区役所1階)

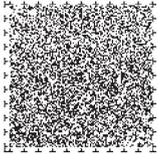
各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)

(3) 難病患者福祉手当(区制度)

■対 象

難病医療費助成の認定を受けた方、および點頭てんかんの方(対象疾病については121ページをご覧ください)。





小児慢性疾患医療費助成の認定を受けた方のうち、難病医療費助成制度の対象疾病に該当する方。(小児慢性疾患では異なった疾病名(分類)で記載されていることがあります。)
※生活保護受給等により^都医療券をお持ちでない方は、別途ご相談ください。

■支給制限

所得制限(本人)があります。(1)(2)(7)の手当受給者を除く。65歳以上の方は新規申請はできません。

■手当額および支払月

月額10,000円 4月、8月、12月支払い(前月までの4か月分を支払い)

■手続に必要なもの

①本人の銀行口座の分かるもの ②課税証明(転入の場合) ③特定医療費(指定難病)受給者証または^都医療券

■窓

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

(4) 重度心身障害者手当(都制度)

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

①重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方 ②重度の知的障害で、身体の障害の程度が東京都重度心身障害者手当条例別表2号の各号(おおむね、身体障害者手帳1~2級相当以上の障害)のいずれかに該当する方 ③重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の身体障害を有する方

※障害の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターの判定が必要となります。

■支 給 制 限

所得制限(本人所得。ただし20歳未満は生計中心者)があります。入院3か月を超える方、施設入所者は除く。65歳以上の方は新規申請はできません。

■手当額および支払月

月額60,000円 毎月払い

■手続に必要なもの

印鑑

■窓

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

(5) 特別障害者手当(国制度)

■対 象

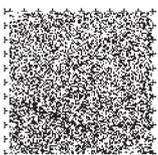
次の要件のいずれかの障害に該当し、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方

①おおむね身体障害者手帳1級、2級、愛の手帳1、2度程度の障害が重複している方
②上記に準ずる疾病および精神障害をお持ちの方

※診断書の障害の状況によっては医師の審査により該当しないことがあります

■支給制限

所得制限(本人および世帯の生計中心者の所得)があります。施設入所者は除く。入



院3か月を超える方は除く。

■手当額および支払月

月額27,980円(令和5年度) 2月、5月、8月、11月支払い(前月までの3か月分を支払い)

■手続に必要なもの

①診断書(所定の用紙は窓口にあります。重度心身障害者手当受給者は不要) ②本人の銀行口座の分かるもの ③課税証明(転入の場合)

■窓 □

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

(6) 障害児福祉手当(国制度)

■対象

次の要件のいずれかの障害に該当し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方

①身体障害者手帳1級または2級(一部)程度の方 ②愛の手帳1度または2度(一部)程度の方
③上記に準ずる疾病および精神障害をお持ちの方

■支給制限

所得制限(本人および世帯の生計中心者の所得)があります。施設入所者は除く。障害を理由とする公的年金を受けている方は除く。

■手当額および支払月

月額15,220円(令和5年度) 2月、5月、8月、11月支払い(前月までの3か月分を支払い)

■手続に必要なもの

①診断書(所定の用紙は窓口にあります。重度心身障害者手当受給者は不要) ②本人の銀行口座の分かるもの ③課税証明(転入の場合)

■窓 □

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

(7) 児童育成手当・障害手当(区制度)

■対象

20歳未満で次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1~2級程度の方 ②愛の手帳1~3度程度の方 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

■支給制限

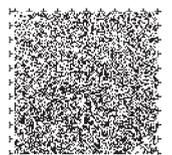
所得制限があります。(2)(3)の手当受給者は除く。施設入所者は除く。

■手当額および支払月

児童1人につき月額15,500円 2月、6月、10月支払い

■窓 □

子ども総合窓口 児童手当係(区役所3階) ☎3228-8952 FAX3228-5657



(8) 児童育成手当・育成手当(区制度)

■対象

ひとり親家庭・養育者および父・母いずれかが重度障害（身体障害者手帳1～2級程度）を有する18歳（18歳に達した日以降における最初の3月31日）までの児童

■支給制限

所得制限があります。施設入所者は除く。

■手当額および支払月

児童1人につき月額13,500円 2月、6月、10月支払い

■窓口

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 FAX3228-5657

(9) 特別児童扶養手当(国制度)

■対象

20歳未満で次の要件のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳1～3級程度の方（下肢障害については4級の一部を含む） ② 愛の手帳1～3度程度の方 ③ ①、②と同程度の「内部障害」「精神障害」がある方 ④ 複数の障害がある方（上肢4級+下肢6級など）

■支給制限

所得制限があります。施設入所者は除く。対象者が障害を理由とする公的年金を受けている場合は除く。

■手当額および支払月

児童1人につき 1級認定 月額 53,700円
2級認定 月額 35,760円

4月、8月、11月支払い

■窓口

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 FAX3228-5657

(10) 児童扶養手当(国制度)

■対象

ひとり親家庭・養育者および父・母いずれかが重度障害（身体障害者手帳1～2級程度）を有する18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童

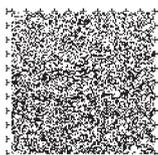
※愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級程度の障害のある児童の場合は20歳未満。

■支給制限

所得制限および、その他の規定があるため、詳しくは、お問い合わせください。

■手当額および支払月

全部支給 1人で月額44,140円、2人で月額54,560円、3人目以降1人増につき、6,250円加算
一部支給 1人で月額44,130円～10,410円
2人で月額54,540円～15,620円



3人目以降1人増につき、6,240円～3,130円加算

1月、3月、5月、7月、9月、11月支払い

■窓 □

子ども総合窓口 児童手当係（区役所3階） ☎3228-8952 ファク3228-5657

手当の所得制限基準額

●下記でいう所得額は、年間総収入から、給与収入の場合は給与所得控除、事業収入等の場合は必要経費を引いた後、各手当で定める各種控除を差し引いたものをいいます。各種控除の種類、金額については、それぞれの担当にお問い合わせください。

令和5年度現在（単位：円）

種別	所得者扶養者数	本人の所得限度額				
		0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当（国） ※1 ※3	全額支給	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	2,010,000
	一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000
特別児童扶養手当（国）※1		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
特別障害者手当（国）						
障害児福祉手当（国）						
障害者福祉手当・第1種手当（区）※2						
障害者福祉手当・第2種手当（区）※2		3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
児童育成手当・障害手当（区）※1						
重度心身障害者手当（都）						
難病患者福祉手当 ※2						

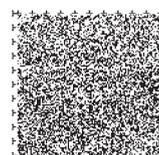
下記の手当については、上記本人所得以外に、配偶者・扶養義務者（同一生計か別居でも生計を維持する者）の所得制限もあります。

種別	所得者扶養者数	配偶者又は扶養義務者の所得制限				
		0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当（国）		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
特別児童扶養手当（国）						
特別障害者手当（国）		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害児福祉手当（国）						

※1 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当については、父母又はその児童を育成する者の所得

※2 障害者福祉手当、難病患者福祉手当については、本人の所得

※3 児童扶養手当は、養育費を受けている場合、その8割相当額を所得に加算します



年金・保険

障害者を対象に支給される年金には、次のようなものがあります。

これらの年金には、それぞれ併給制限等いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

障害基礎年金

■対 象

①20歳前に初診日のある方 ー保険料納付要件なしー

20歳未満に初診日（障害の原因となった傷病で、初めて医師の診療を受けた日）がある病気・けがで、障害のある方。

支給対象となる障害の程度は、国民年金法の障害認定基準に基づきます。

※20歳以後支給されます。本人の所得制限があります。

②20歳以後に初診日のある方 ー保険料納付要件ありー

国民年金加入中や資格喪失後60歳から65歳未満のあいだに、初診日がある病気・けがで、障害のある方。

支給対象となる障害の程度は、国民年金法の障害認定基準に基づきます。

※一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

■支 給 額

令和5年4月から

1級 990,750円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）

993,750円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

2級 792,600円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）

795,000円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

子の加算額 1人目、2人目228,700円、3人目以降76,200円

■窓 口

保険医療課 国民年金係（区役所1階） ☎3228-5514・5 FAX3228-5654

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）

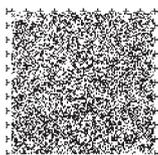
■受 給 要 件

①病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であった方が、障害基礎年金の受給要件を満たしているときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給します。

②障害基礎年金に該当しない程度の軽い障害の場合は、厚生年金保険の障害等級表に該当すれば、厚生年金保険の独自の年金（3級の障害厚生年金）又は障害手当金（一時金）が支給されます。

■問 合 せ

中野年金事務所 ☎3380-6111（自動音声案内に従い、「1」の「2」を選択）



東京都心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される制度です。

■加入者

次のいずれかに該当する心身障害者の保護者の方

- ①身体障害者手帳1～3級 ②知的障害者 ③精神または身体に永続的障害があり、その程度が④または②と同程度の方（精神疾患、脳性麻ひ、自閉症、進行性筋萎縮症、血友病など）

■加入の要件

①東京都内に住所があること。②年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満で特別な疾病がなく、保険契約の対象となる健康状態であること。

■掛金

加入者の年齢に応じて、月9,300円～23,300円（減額制度有り）

※掛金は改定されることがあります。

○加入口数は、障害者1人につき、2口まで

○掛金は、①65歳になったとき ②加入期間が20年以上となったときの①・②の両方の要件を満たしたとき、納める必要がなくなります。

■支給内容

加入者が死亡、または重度障害と認められたときから、加入1口当たり月額20,000円の支給。

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

特別障害給付金

■対象

次の①または②の期間内で任意加入していなかった期間に初診日（障害の原因となった傷病で、初めて医師の診療を受けた日）がある方

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生の期間。

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合の加入者等）の配偶者であった期間。

障害の程度は、現在の障害状態が障害基礎年金1級、2級相当に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

■内容

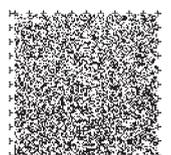
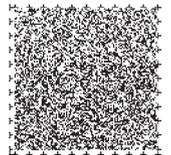
所得制限（本人）があります。他の公的年金・障害保障・損害賠償との併給調整があります。経過の福祉手当を受けている方は、特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当は停止となります。

■支給額

令和5年4月から 1級 月額53,650円 2級 月額42,920円

■窓口

保険医療課 国民年金係（区役所1階） ☎3228-5514・5 ファク3228-5654



年金生活者支援給付金

■支給要件

障害基礎年金の受給者が対象。所得制限（本人）があります。

1級年金 6,425円（月額）（令和5年度）

2級年金 5,140円（月額）（令和5年度）

■問合せ

保険医療課 国民年金係（区役所1階） ☎3228-5514・5 FAX3228-5654

労災保険

■内容

労災保険は、労働者が業務を起因とした災害や通勤途上における災害により負傷、病気、障害又は死亡した場合、労働者災害補償保険法（労災保険法）の規定に基づき被災労働者やご家族に対して保険給付等を行う制度です。給付概要は以下のとおりです。請求方法や給付認定等の詳細については、お問い合わせください。

<療養（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病により療養したとき、その治療費等が支給されます。

<休業（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病により働くことができず、賃金が支給されないときに休業4日目から給付されます。

<障害（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病が治癒（症状固定）したときに障害が残った場合、障害の程度に応じて年金又は一時金が給付されます。

<遺族（補償）給付>

業務又は通勤災害による傷病により死亡したとき、年金又は一時金が支給されます。

<葬祭料・葬祭給付>

業務又は通勤災害による傷病により死亡し、その葬祭等を行ったときに給付されます。

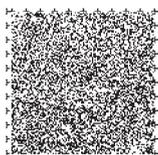
<介護（補償）給付>

被災労働者ご自身が労災年金受給者（1級又は2級）で、現に介護を受けている場合に支給されます。

■問合せ

〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎

新宿労働基準監督署 労災課 ☎3361-4402 FAX3361-6200



医 療

医療費の助成

心身障害者医療費助成(マル障)

■対 象

身体障害者手帳 1～2 級(内部障害は 3 級まで)または愛の手帳 1～2 度および、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方で、医療保険の被保険者および被扶養者

■支 給 制 限

所得制限(本人所得。ただし、20歳未満は生計中心者)があります。生活保護を受けている方は除きます。65歳以上の方の新規申請はできません。

■内 容

④受給者証を交付し、医療費のうち保険診療の自己負担分の一部または全額を助成します。(補装具・訪問看護等を含む)

※保険診療以外の差額ベッド代等は除く。

※食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は除く。

■所 得 基 準 額

心身障害者医療費助成には、所得制限額が定められています。

障害者が20歳以上の場合は本人の所得、20歳未満の場合は世帯主等の所得(ただし、20歳未満の方であっても国保法等の世帯主等となっている方についてはその方の所得)になります。下記でいう所得額は、年間総収入から、給与収入の場合は給与所得控除、事業収入等の場合は必要経費を引いた後、各手当で定める各種控除を差し引いたものをいいます。各種控除の種類、金額についてはお問い合わせください。

扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人	以下1人増すごとに
所得限度額	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	38万円加算

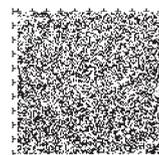
■手続に必要なもの

①健康保険証 ②交付連絡票または課税証明(転入の場合)

■窓 口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18～19ページをご覧ください)



特定疾病(難病)の医療費等助成制度

■対象

指定された難病の患者(対象疾病については121ページをご覧ください)
※対象疾病のうち、国が指定した難病(国疾病)以外の疾病にり患している方。

■内容

対象疾病について医療費のうち保険診療の自己負担分を東京都が一部助成します。

■窓口

障害福祉課 在宅福祉係(区役所1階)
各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

自立支援医療(更生医療)

■対象

身体障害者手帳を所持する18歳以上の方
※原則1割負担で、課税状況等により、月あたり負担額の上限が設定されます。

■内容

治療によって障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、その医療費を公費で負担します。(例:人工関節置換術・ペースメーカー埋込手術など)
事前に申請が必要です。なお、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要な場合があります。
障害状況により、必要な書類が違いますので事前に下記窓口へご相談ください。

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)
各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

自立支援医療(育成医療)

■対象

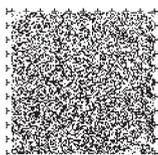
18歳未満で身体に障害がある方、または将来障害を残すと認められる方で、手術などにより確実な治療効果を期待できる方。(所得制限あり)

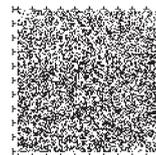
■内容

指定医療機関での医療費に対して助成します。(食事療養標準負担額を除く)
※自己負担分は医療費の1割。ただし、区民税所得割額に応じた自己負担の上限額があります。

■窓口

子ども総合窓口(区役所3階) ☎3228-5484 FAX3228-5657
各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)





自立支援医療(精神通院医療)

■対象

精神疾患のため通院している方

■内容

公的医療保険と公費で医療費の9割を負担し、通院医療費の自己負担を1割にする制度です。課税状況等に応じて負担上限額を設定します。また、以下の場合は無料となります。

- ①社会保険の加入者で被保険者の住民税が非課税の場合
- ②都内の区市町村が保険者となる国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者で住民税が非課税の世帯に属する場合
- ③生活保護受給者

■手続き

下記窓口で申請してください。申請に必要な書類については各窓口へお問い合わせください。申請に基づき審査し、承認されると、都知事が「自立支援医療受給者証」を交付します。(有効期間は1年間、更新は有効期間の終了する3か月前から申請ができます)

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)
各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

小児精神障害者入院医療費助成制度

■対象

精神疾患で入院が必要な18歳未満の方

■内容

入院費のうちの保険診療の自己負担分を助成します。(食事療養標準負担額を除く)

■窓口

子ども総合窓口 子ども医療助成係(区役所3階) ☎3228-5623 ファク3228-5657
各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

小児慢性特定疾病の医療費助成

■対象

18歳未満で、対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する児童。

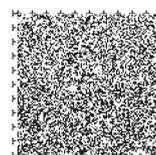
- ①小児がん(悪性新生物) ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患(内科的治療)
 - ⑤内分泌疾患 ⑥こう原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患
 - ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬先天異常 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
- ※18歳未満で認定を受け、引き続き有効な小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方に限り、満20歳未満まで延長可能です。

■内容

医療費のうち保険診療の自己負担分を一部助成します。

■窓口

子ども総合窓口(区役所3階) ☎3228-5484 ファク3228-5657
各すこやか福祉センター(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)



ひとり親家庭等医療費助成

■対象

ひとり親家庭・養育者および父・母いずれかが重度障害(身体障害者手帳1～2級程度)を有し、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童または、20歳未満で一定の障害がある児童がいる世帯。

健康保険に加入していない方、生活保護を受けている方、児童福祉施設などに措置で入所している方を除きます。

■内容

医療費のうち保険診療の自己負担分(入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く)を一部または全額を助成します。

ただし、父または母、養育者、扶養義務者の所得が限度額を超えている場合は、助成されません。(詳しくは、お問い合わせください)

■窓口

子ども総合窓口 子ども医療助成係(区役所3階)

☎3228-3253 FAX3228-5657

後期高齢者医療制度

■対象

65歳以上75歳未満で次のいずれかに該当する方

①国民年金証書(障害年金1・2級) ②身体障害者手帳1～3級と4級の一部 ③愛の手帳1・2度 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級

■内容

申請により認定されると対象者に後期高齢者医療被保険者証を交付します。保険医療機関等での保険適用分の医療費の一部負担金は、所得の状況に応じて1割、2割または3割となります。

■申請に必要なもの

国民年金証書、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等

■窓口

高齢者総合窓口 後期高齢者医療係(区役所2階) ☎3228-8944 FAX3228-5661

戦傷病者特別援護法による療養等の援護

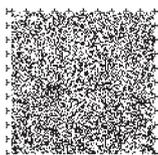
○療養の給付

■内容

戦傷病者手帳所持者で、当該認定に係る公務上の傷病について、必要な療養の給付を行います。

■窓口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当(都庁) ☎5320-4078 FAX5388-1403



○更生医療の給付

■内 容

戦傷病者手帳所持者で、公務上の傷病により、傷病が治癒、または固定の症状にある方に対し、職業能力の回復、その他更生を図るための医療で、更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）の判定によって必要と認められれば、更生医療を受けることができます。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

○療養手当の支給

■内 容

戦傷病者手帳所持者で、引き続き1年以上病院、または診療所に入院して療養給付を受けている方に対し、その方の請求により療養手当を支給します。ただし、恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金給付を受けている場合は、その支給額の限度において療養手当は支給されません。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

医療・相談

救急診療案内

■東京都保健医療情報センター「ひまわり」

●業務内容

<24時間対応> ☎5272-0303 FAX（言語・聴覚障害等の方専用）5285-8080

お問い合わせの時間に診療を行っているお近くの医療機関をコンピュータによる自動応答サービスでご案内します。

<保健医療福祉相談> ☎5272-0303

保健、医療に関する相談やお問い合わせに相談員が応じます。※月曜日～金曜日 午前9時～午後8時

<外国語による相談> ☎5285-8181

外国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）で受診できる医療機関、日本の医療制度等のお問い合わせに相談員が応じます。※毎日 午前9時～午後8時

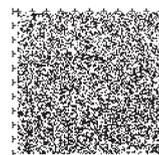
■東京消防庁 救急相談センター

☎3212-2323（または短縮#7119）

●業務内容

医療機関案内と急病相談。最寄りの消防署でも案内しております。

中野消防署 ☎3366-0119 野方消防署 ☎3330-0119



■精神科救急医療情報センター（東京都保健医療情報センター「ひまわり」内）

☎5272-0303

●業務内容

精神科の受診を希望されると精神科救急医療情報センターに転送されます。

専門職員が状況を聞いたうえで必要があれば精神科救急の病院・診療所に連絡しますので、そこで受診していただくことになります。

※平日：午後5時～翌日午前9時 休日：午前9時～翌日午前9時

■中野区準夜間子ども救急診療（新渡戸記念中野総合病院）

●業務内容

15歳以下のお子さんを対象に、小児科医が診療を行います。事前に電話でお問い合わせのうえ、健康保険証、医療証を持って受付時間内に来院してください。入院などが必要な場合は、他の病院を紹介します。

新渡戸記念中野総合病院 ☎3382-9991（午後5時半までは3382-1231へ）

〒164-0011 中野区中央4-59-16

診療日：年中無休

診療時間：午後7時～10時

受付時間：午後6時45分～9時45分

スマイル歯科診療所

☎5380-0334 FAX5380-0336 受付方法：直接または電話でお申込みください。

〒164-0001 中野区中野5-68-7社会福祉会館（スマイルなかの7階）

■一般の歯科診療所での診療が困難な障害児者で通院が可能な方に、歯科診療、摂食機能訓練、口腔衛生指導及び相談を実施しています。

<診療日時>（祝日、12月29日～1月5日を除く）

日・水曜日 午前9時～12時

木曜日 午後1時～4時

<指導及び相談日時>（祝日、12月29日～1月5日を除く）

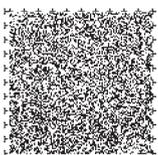
日・火・水・木・土曜日 午前9時～12時 午後1時～5時

■かかりつけ歯科医の紹介

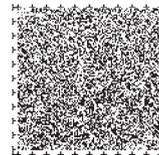
障害のある方に、訪問診療を行っているなどの区内のかかりつけ歯科医を紹介します。

■「なかの・口と歯の健康支援センター」

お口の健康増進を図るための指導・相談を実施しています。（スマイル歯科診療所に併設）



かかりつけ医療等



■かかりつけ医の紹介（中野区医師会）

☎3384-1335

●業務内容

地域にかかりつけ医がない方、在宅診療をご希望の方に適切な医療機関を紹介します。

■かかりつけ歯科医の紹介（中野区歯科医師会）

☎3382-1487

●業務内容

障害のある方に、訪問診療を行っているなどの区内のかかりつけ歯科医を紹介します。

■在宅訪問薬剤管理を行っている薬局の紹介（中野区薬剤師会）

☎5330-8934

●業務内容

在宅療養をされている方で、薬が飲みづらい又は飲んでくれない、飲み忘れが頻繁などでお困りの方のお宅に薬局の薬剤師が訪問して、薬学的管理及び指導を行っている薬局を紹介します。

医
療

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

■対 象

次の①～⑤すべてに該当する重症心身障害児（者）等を介護するご家族

①区内に住所があり、18歳に達するまでに下記②の状態になった方

②次のア・イのいずれかに該当する方

ア) 重度の知的障害（愛の手帳1度または2度）があり、かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳1級または2級で歩行不能）がある。

イ) 年齢が18歳未満で、東京都の定める医療的ケア（人工呼吸器管理・酸素吸入・経管栄養等）が必要である。

③在宅で家族による介護を受けて生活をしている方

④医療保険制度による訪問看護により医療的ケアを受けている方

⑤医師が指示書により医療的ケアが必要と認める方

■内 容

日常的に利用している訪問看護事業所の看護師から、一定時間の医療的ケアを受けられ、介護するご家族の方はその時間を一時休息（レスパイト）やりフレッシュに充てることができます。

（利用している訪問看護事業所が区と委託契約している必要があります。）

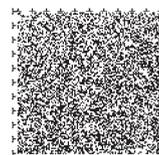
※所得に応じて利用者負担額があります。

※入浴、外出を伴う介護、家事支援は行いません。

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）



補装具費の支給

身体障害者手帳または戦傷病者手帳所持者及び難病患者等の方には、調査の上必要に応じて、下記のような補装具の購入及び借受又は修理に要する補装具費が支給されます。ただし、世帯の課税状況により、自己負担があります。また、一定以上の課税世帯は対象となりません。

なお、新規の交付については、一部、東京都心身障害者福祉センターの判定を必要とします。(修理についても判定が必要なものがあります。) 購入、修理後の申請はできません。事前にご相談ください。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■障害者支援係 ☎3228-8714 ファク3228-5665

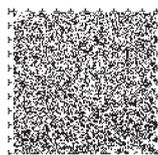
対象区分	補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ、眼鏡(矯正・遮光・弱視)、義眼、コンタクトレンズ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者意思伝達装置

※以下の制度が利用可能な場合は、他制度が優先となります。ただし、優先する制度に必要とする補装具の種目がなく、障害者総合支援法の制度にある場合は、支給が可能です。

- ①労働災害補償制度(窓口は労働基準監督署)
- ②医療保険制度(治療用装具)
- ③戦傷病者特別援護法
- ④介護保険法

介護保険対象者が、下記の補装具の利用をする場合は、介護保険制度(貸与)が優先となります。東京都心身障害者福祉センターで、既製品での対応が困難と判断された場合は、補装具費として支給できることがあります。

種目	内容
車いす	普通型、手押し型、リクライニング式手押し型等
電動車いす	普通型、簡易型、電動リクライニング式等
歩行器	二輪型、三輪型、四輪型、固定式(四脚)等
歩行補助杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖等



日常生活の支援

特に「相談・問い合わせ先」の記載のないものについては、下記へご相談ください。

■ 障害福祉相談窓口（区役所1階） ☎3228-8956 FAX3228-5665

介護サービス

障害者(児)の緊急一時保護

■ 対 象

日常生活において常時介護を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
- ② 愛の手帳1～3度および特に必要と認められる4度の方
- ③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳所持者で、18歳以上の一人暮らしの方
- ⑤ 難病患者等

■ 内 容

保護者等の疾病、出産、事故、冠婚葬祭、学校行事、休養等により、障害者(児)を一時的に介護できなくなったとき、または一人暮らしの障害者が一時的な病気等により日常生活が困難になったとき、区に登録された民間の介護人によって、障害者(児)を一時的に保護します。利用回数は月5日以内、ただし休養の理由では月2回（24時間）まで。

■ 一時保護の方法

介護人派遣

障害者または保護者の推薦により区に登録された介護人を派遣し、障害者(児)の家庭、または介護人宅で介護します。介護人には区から介護人手当を支給します。

■ 利 用 登 録

初めて利用する方は、事前の利用登録が必要です。各窓口で登録申込みをしてください。

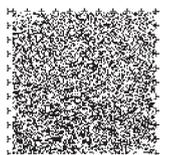
■ 登録後の利用についての申込み

障害福祉課 在宅福祉係（区役所1階） ☎3228-8953 FAX3228-5665

■ そ の 他

※障害児等の一時保護事業は、下記施設で行っています。詳細については、直接お問い合わせください。

療育センターアポロ園	中野区江古田4-43-25	☎3389-3700	FAX3389-3760
子ども発達センターたんぼぼ	中野区丸山1-17-2	☎5343-7883	FAX5343-7893
放課後デイサービスセンターみずいろ	中野区丸山1-17-2	☎3388-5777	FAX3388-5666
療育センターゆめなりあ	中野区弥生町5-5-2	☎6382-4781	FAX6382-4782



日中一時支援

■対象

在宅の障害者（児）

■内容

介護者の疾病などにより介護が困難となったとき、一時的な休養が必要なとき、または一人暮らしの障害者が一時的に日常生活を営むのに支障があるとき、登録した事業所で保護します。

■利用回数

1か月5回まで（1回につき10時間以内）

■利用者負担

利用回数が1か月につき3回まで無料

利用回数が1か月につき3回を超える場合、対象者の所得区分に応じて、一部負担金があります。

重度脳性麻ひ者介護

■対象

在宅で20歳以上の重度の脳性麻ひ者で、身体障害者手帳1級所持者で、単独で屋外活動を行うことが困難な方

ただし、以下の方は対象外となります。

- ①障害者総合支援法の障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給を受けている方
- ②障害者総合支援法の地域生活支援事業の個別支援型移動支援または地域活動支援センター事業を利用している方
- ③介護保険制度の訪問介護または通所介護サービスを受けている方

■内容

本人の推薦により、区に登録された介護人（親・子・兄弟姉妹・配偶者のみ）が屋外活動の介助などを行います。

■派遣回数

1回を一日単位で月12回以内

車いすガイドヘルパーの派遣

■対象

身体障害者手帳所持者で、車いす利用の方

※重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・同行援護の支給を受けている方、移動支援サービスを受けている方を除く。

■内容

買い物、官公庁への付き添いなど、必要に応じて、ガイドヘルパーを派遣します。ただし、通勤・営業・営利目的の活動は除きます。介護保険の利用が優先となります。

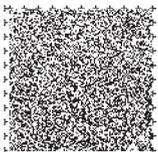
■派遣回数

1か月3回まで（1回につき8時間以内）

■利用者負担

利用時間が1か月につき15時間まで無料

利用時間が1か月につき15時間を超える場合、対象者の所得区分に応じて、一部負担金があります。



移動支援

■対象

在宅の障害者(児)・難病患者等で、屋外での移動に著しい制限のある方

■内容

買物、冠婚葬祭、余暇活動、その他社会参加のための活動等の外出時に付き添います。

重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護の利用が優先します。

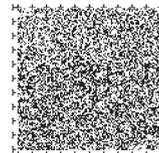
※通学等支援

区内に居住し、原則として区内の小・中学校および高等学校等に通学する障害のある児童・生徒が、保護者の疾病・就労その他やむを得ない事情により、通学、学童クラブへの通所等の介助を受けられない場合に移動支援を実施します。

■利用者負担

利用時間が1か月につき15時間まで無料

利用時間が1か月につき15時間を超える場合、対象者の所得区分に応じて、一部負担金があります。



重度訪問介護利用者の大学等修学支援

■対象

区内に住所があり次の①～③すべてに該当する方

①重度訪問介護を利用している方、もしくはそれに準ずる方

②入学後に停学その他の処分を受けていない方

③学修の意欲があり、適切に単位を修得している方（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く）

■内容

重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等の修学をサポートします。（都道府県知事から重度訪問介護を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた事業者と契約する必要があります。）

■利用者負担

無料

重度障害者等就労支援特別事業

■対象

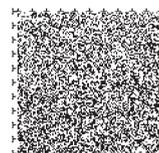
区内に住所があり次の①～②すべてに該当する方

①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方

②1週間の所定労働時間が10時間以上である方

※民間企業に雇用されている方は原則民間企業が「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」、「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」のどちらかもしくは両方について独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請することが前提です。そのうえで、助成金を活用しても当該該当者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた場合に支援対象となります。

※自営業者等は、当該自営等に従事することにより当該自営業者等の所得の向上が見込まれる方が対象となります。



※就労継続支援A型事業所や国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等されている方その他これに準ずる方は対象とはなりません。

■内 容

重度の障害がある方の通勤支援や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施することにより、就労機会の拡大及び社会参加を促進します。(都道府県知事から重度訪問介護、同行援護または行動援護を行う指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた事業者と契約する必要があります。)

■利用者負担

生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 0円
住民税課税世帯(所得割16万円未満)の方 月額上限9,300円
上記以外の方 月額上限37,200円

ほほえみサービス事業(会員制有料在宅福祉サービス)

■対 象

区内在住で、高齢や障害、病気や産前・産後など何らかの事情により、家事や身の回りの世話などの援助を希望する方

■内 容

地域の方の参加と協力による、会員制の区民同士の支え合いの仕組みです。

■利用者負担

1時間900円 ※年会費3,000円(4/1~翌年3/31)

■問 合 せ

中野区社会福祉協議会 ほほえみサービス事業
社会福祉会館(スマイルなかの)3階 ☎5380-0753 FAX5380-6027

生活サービス

寝具乾燥サービス

■対 象

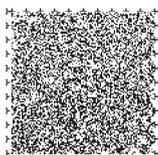
在宅の65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で、その障害により寝たきりおよび失禁状態にある方

■内 容

布団・毛布など寝具類の水洗いおよび乾燥消毒を行います。

■利用者負担

1回 実費の1割(生活保護受給者・非課税世帯は免除)



おむつサービス

■対象

身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度で、常時失禁状態にある3歳以上の方。
ただし、障害者支援施設及び介護保険施設の入所者は対象になりません。

■内容

紙おむつの配付を月一回行います。また、入院中の方（生活保護受給者は除く）には、おむつ代の費用（月額6,000円を限度の実費分）を助成します。紙おむつの配送およびおむつ代の費用助成は、申請月の翌月からとなります。配送の締切日は毎月25日、費用助成の締切日は毎月末です（締切日が土日祝日の場合はその直前の平日となります。2月と4月と12月はさらに締切日が早まりますので、詳しくはお問い合わせください）。ただし、同一月内でのおむつの給付と費用助成の併給はできません。

■所得制限

生計中心者の前年（申請月が1～6月の場合は前々年）の合計所得金額が3,500,000円未満の方。

訪問理美容サービス

■対象

65歳未満の方で、次の要件のいずれかに該当する方。①東京都重度心身障害者手当・特別障害者（児）手当の支給を受けており、理美容店舗での調髪が困難な方 ②同手当受給者と同程度の状況にあり理美容店舗での調髪が困難な方 ③難病患者で理美容店舗での調髪が困難な方。ただし、介護保険に該当する方は、原則として受けられません。

■内容

区指定の理髪店の理容師、または美容院の美容師が訪問します。
申請後、利用券（年6枚。ただし、申請月により枚数に変更があります）を送付します。

■利用者負担

1回 1,500円

入浴サービス

■対象

障害のある方で、一般の浴槽では入浴が難しい方。ただし、介護保険に該当する方は、原則として受けられません。

■内容

①機械入浴

障害者福祉会館、またはかみさぎこぶし園にある入浴機器を使つての入浴で、全介助です。

②介助入浴

障害者福祉会館の浴室を利用した、ご家族等の介助による入浴です。

③訪問入浴

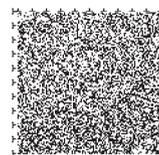
ご自宅に浴槽を持ち込み介助入浴を行います。

■利用者負担

無料

■問合せ

①②障害福祉課 障害者施設係（区役所1階） ☎3228-8066 FAX3228-5660
③障害福祉課 在宅福祉係（区役所1階） ☎3228-8953 FAX3228-5665



三療サービス

■対象

身体障害者手帳 1 級の方、または被爆者健康手帳所持者

■内容

区指定のマッサージ師会の施術者が訪問し施術します。

申請後、利用券（年 4 枚。ただし、申請月により枚数に変更があります）を送付します。

■利用者負担

1 回 900円

緊急通報システム

■対象

18歳以上の重度身体障害のある方で、次の要件のいずれかに該当する方

①一人暮らしの方、または重度の身体障害者のみの世帯に属する方

②重度身体障害者ではない家族等と同居しているが、日中は重度身体障害者のみ（日中独居）になる方。

■内容

利用者に見守りセンサー、火災センサーおよび発報ペンダントを給付し、急病等の緊急時の速やかな対応を図ります。

■利用者負担

1 か月 600円（生活保護受給者、非課税世帯は300円）

人工肛門・人工膀胱用装具(ストーマ装具)購入費の助成

■対象

人工肛門・人工膀胱造設術受術者。ただし、日常生活用具のストーマ装具給付券を受給している方、生活保護を受けている方は除きます。

■内容

①受術者に対する助成額 月額 人工肛門は8,858円・人工膀胱は11,639円を限度額とします。

②装具購入費の助成期間は、申請のあった日の属する月から3か月を限度とした、日常生活用具のストーマ装具の給付対象となる前の月まで。

■手続に必要なもの

①身体障害者手帳の診断書の写し ②本人の銀行口座の分かるもの ③印鑑

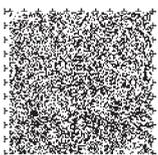
④装具購入の際の納品書・領収書

障害者電話基本料金等の助成

■対象

18歳以上の外出困難な方で、次の要件のすべてに該当する方

- ①身体障害者手帳が下肢、体幹、内部、視覚障害のいずれかが2級以上または聴覚障害が2級の方
- ②障害者のみの世帯
- ③電話名義は同一世帯員であること
- ④生活保護を受けている世帯または住民税非課税あるいは所得税42,000円以下の世帯であること



■内 容

家庭用加入電話の基本料金および月額600円までの通話料を助成します。

家具転倒防止器具取付助成

■対 象

区内在住で次のいずれかに該当する世帯

- ①65歳以上の方のみで構成される世帯
- ②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみで構成されている世帯
- ③65歳以上の方および身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者のみで構成されている世帯
- ④ひとり親世帯で、家具の転倒を防止する器具の取り付けができる方がいない世帯
- ⑤その他区長が必要と認める世帯

■内 容

高齢者及び障害者等の安全確保を図るため、家具転倒防止器具の取付工事を無料で行います。なお、家具転倒防止器具の代金は1万円まで無料です。

■申請に必要なもの

各種手帳または健康保険証等の写し

■問 合 せ

建築課 耐震化促進係（区役所9階） ☎3228-5576 FAX3228-5471

地域での支えあい活動

■対 象

見守りや支援を必要とする、一人暮らしの高齢者や高齢者だけでお住まいの方、障害のある方など

■内 容

誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、町会・自治会などの地域団体や民生委員・児童委員、区内の事業者などと協力し、地域で日頃から支援を必要とする方の早期発見や見守りに努める活動のことです。区は、町会・自治会などへの見守り対象者名簿の提供、民生委員による高齢者訪問調査の実施、地域に関わる事業者との見守りに関する協定締結などにより、地域での支えあい活動を推進しています。

■問 合 せ

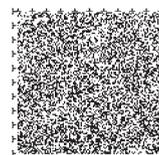
地域活動推進課 地域支えあい活動支援係（区役所5階） ☎3228-5582 FAX3228-5620

資産活用福祉資金貸付制度

■対 象

65歳以上の方または身体障害者手帳（1～3級）、愛の手帳（1～2度）所持者で、次のすべてに該当する方

- ①区内に引き続き1年以上居住している
- ②中野区社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービスを利用している
- ③世帯の収入及び世帯構成員の保有する資産の状況が日常生活費等を十分に支払えないと認められる



■内 容

現在居住中の自己所有の住宅（家と土地）を担保とした福祉資金の貸付
※対象不動産に諸要件あり。詳しくはお問合せください。

■問 合 せ

生活援護課 自立支援係（区役所2階） ☎3228-8889 FAX3228-5601

ごみの訪問収集

■対 象

自らごみを集積所まで出すことが困難で、訪問介護や親族、ボランティア、近隣の方などの協力を得られない世帯のうち、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1・2級の方のみで構成されている世帯
- ②介護保険制度における要支援、要介護認定を受けている方またはそれらの方と同等の状況と認められる方だけで構成されている世帯

※認知症などでごみ出しが困難な場合はご相談ください。

■内 容

自宅を訪問してごみを収集します。希望者に安否確認を目的とした「声かけ」を行います。

■問 合 せ

清掃事務所 中野区松が丘1-6-3 ☎3387-5353 FAX3387-5389

粗大ごみのFAX申込み

■対 象

聴覚・音声機能、または言語機能に障害のある方

■内 容

粗大ごみをFAXで申し込みできます。住所、氏名、FAX番号、品名、大きさ、数量を明記して、お申し込みください。

■申 込 先

中野区粗大ごみ受付センター FAX6420-0798

インターネットでも申し込みできます。

中野区公式ホームページからアクセスしてください。

■問 合 せ

清掃事務所 中野区松が丘1-6-3 ☎3387-5353 FAX3387-5389

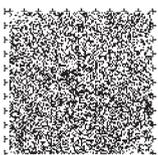
精神障害回復者社会生活適応訓練事業(デイケア)

■対 象

精神障害のある方および回復途上の方

■内 容

- ①心の病のある方の通所ケアとして、デイケアを行っています。
- ②仲間づくりや社会生活をしていく上での自信や力をつけるため、話し合い・スポーツ・料理・戸外活動などの様々なグループ活動を行います。



■問 合 せ

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

■対 象

中野区内で在宅生活を送られており、認知症状や物忘れのある高齢者、知的障害・精神障害のある方で福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理が困難な方

■内 容

福祉サービスについての情報提供および利用手続き支援、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き、日常的な金銭管理（預貯金の出入金に関する手続き、生活費のお届け、福祉サービス利用料の支払、公共料金の支払い等）書類預かりサービス（金融機関の貸金庫にて社会福祉協議会が認めた書類の保管）を行います。

■利 用 料

1時間 1,000円（通帳保管を希望される場合 2,500円） 書類預かりサービス保管料 月額 1,000円

※利用料減免制度があります。（要審査）

■問 合 せ

中野区社会福祉協議会 アシストなかの（権利擁護事業担当）
社会福祉会館（スマイルなかの）4階 ☎5380-6444 FAX5380-0591

苦情相談事業

■対 象

介護保険・障害福祉サービスを利用されている区民

■内 容

介護保険・障害福祉サービスを利用されている区民の方で、サービスの内容や、サービスを提供している事業者に対する苦情の申立てについて相談を受けます。

■問 合 せ

○障害福祉サービスについて

障害福祉課 認定給付係 ☎3228-8916 FAX3228-5660

○介護保険サービスについて

介護・高齢者支援課 介護事業者係 ☎3228-8878 FAX3228-8972

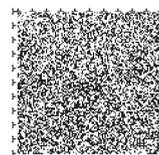
※なお、介護保険・障害福祉サービスについての相談・苦情は、下記でも行っています。

中野区社会福祉協議会 アシストなかの（権利擁護事業担当）

社会福祉会館（スマイルなかの）4階 ☎5380-6444 FAX5380-0591

介護保険サービスについては、東京都国民健康保険団体連合会（☎6238-0177）も窓口です。

※福祉オンブズマン、民間福祉サービス紛争調停制度については、108ページをご覧ください。



外出の支援等ボランティア

■内 容

障害のある方の外出の付き添いや、話し相手などの相談に対してボランティアを紹介しています。詳しくは、お問い合わせください。

■問 合 せ

中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター
社会福祉会館（スマイルなかの）3階 ☎5380-0255（ボランティア相談専用） FAX5380-6027

葬祭費の支給（戦傷病者特別援護法）

■内 容

戦傷病者手帳所持者で、療養の給付を受けている方が、公務上の傷病により受給期間中に死亡した場合、その葬祭を行う遺族の方（遺族でない場合は実際に葬祭を行った方）に対して支給されます。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

国立保養所への入所（戦傷病者特別援護法）

■内 容

戦傷病者手帳所持者で、公務上の傷病により重度の障害（第2項症以上）があり、入所の必要があると認められた方は、国立保養所（別府重度障害者センター）へ入所できます。

■窓 口

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

情報コミュニケーション

手話通訳者の派遣

■対 象

聴覚障害者および言語機能障害者の団体または個人

■内 容

健聴者や関係団体との意思疎通を円滑にするため、必要に応じて派遣します。（ただし、営業活動等、派遣できない場合があります）

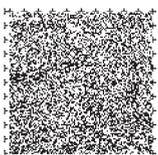
- ①区に登録された手話通訳者を派遣します。
- ②派遣業務受託者から手話通訳者を派遣します。

■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所1階） ☎3228-8832 FAX3228-5660

■申込み

- ①障害福祉相談窓口（区役所1階） ☎3228-5611 FAX3228-5611



E-mail : shuwa@city.tokyo-nakano.lg.jp

パソコンまたはスマートフォンから電子申請もできます。中野区公式ホームページからアクセスしてください。

②東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX3354-6868

E-mail : haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

要約筆記者の派遣

■対象

聴覚障害者および言語機能障害者の団体または個人

■内容

日常生活の様々な場面で、筆記によるコミュニケーションが必要な時に、要約筆記者を派遣します。(ただし、営業活動等、派遣できない場合があります)

■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係(区役所1階) ☎3228-8832 FAX3228-5660

■申込み

東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27第3ヒカリビル5階 ☎3352-3335 FAX3354-6868

緊急ネット通報(東京消防庁)

■対象

聴覚、または音声機能・言語機能に障害のある方

■内容

あらかじめ登録をした携帯電話・スマートフォンを使ってメールで「火災」「救急」の通報ができます。登録は直接東京消防庁へ。

■問合せ

東京消防庁「緊急ネット通報」利用案内のモバイルホームページアドレス

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/mob/>

東京消防庁問合せアドレス bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

緊急通報ファックス用カードの配付

■対象

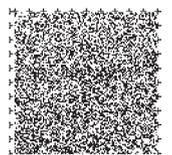
聴覚、音声機能・言語機能に障害のある方でファックスを日常生活の手段としている方

■内容

火災、救急、事故、泥棒などをファックスで通報するための「緊急通報カード」を配付します。

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階) ☎3228-8956 FAX3228-5665



聴覚障害者向け情報配信事業

■対象

聴覚に障害のある方

■内容

なかの区報を主な内容とする情報を、より分かりやすい文章等にして、メールまたはFAXでお送りします。

■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所1階） ☎3228-8832 FAX3228-5660

中野区聴覚障害者情報活動センター（社会福祉会館スマイルなかの5階） ☎・FAX5380-3330

「声のなかの区報」の配付

■対象

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある方

■内容

なかの区報を音読み、録音したCDまたはデジCDを希望者に無料で郵送します。（CDまたはデジCDは繰り返し利用するため回収します）

■問合せ

広聴・広報課 広聴係（区役所4階） ☎3389-4445 FAX3228-5645

中野区障害者福祉事業団 ☎3388-2941 FAX3388-2942

点字版「なかの区報」の配付

■対象

視覚に障害のある方

■内容

点字版「なかの区報」を希望者に無料で郵送します。

■問合せ

広聴・広報課 広聴係（区役所4階） ☎3389-4445 FAX3228-5645

「声のないせす」の配付

■対象

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある方

■内容

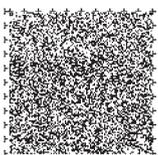
生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」を音読み、録音したCDまたはデジCDを希望者に無料で郵送します。（CDまたはデジCDは繰り返し利用するため回収します）

■問合せ

文化振興・多文化共生推進課 文化振興・多文化共生推進係（区役所6階）

☎3228-8863 FAX3228-5456

中野区障害者福祉事業団 ☎3388-2941 FAX3388-2942



「声のなかの区議会だより」の配付

■対象

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある方

■内容

なかの区議会だよりを音読し、録音したCDまたはデジターCDを希望者に無料で郵送します。(使用后、CDおよびデジターCDは回収します)

また、区議会事務局において貸出も行っています。

■問合せ

区議会事務局(区役所・議会棟3階) ☎3228-5585 FAX3228-5693

点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」の閲覧

■対象

視覚に障害のある方

■内容

点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」は障害福祉相談窓口(区役所1階)、障害者福祉会館、中野ボランティアセンター、中央図書館にて閲覧できます。また、点訳データは中野区公式ホームページからダウンロードできます。

■問合せ

「なかの生活ガイド」 広聴・広報課 広報係(区役所4階) ☎3228-8804 FAX3228-5645

「障害福祉のしおり」 障害福祉相談窓口(区役所1階) ☎3228-8956 FAX3228-5665

代筆・代読支援者の派遣

■対象

視力による理由から、文字等の読み書きをすることが困難な方

■内容

生活するに当たり必要となる申込書等の代筆や、郵便物、新聞及び雑誌、取扱い説明書等の代読を行う支援者を派遣します。

■問合せ

障害福祉課 障害者施策推進係(区役所1階) ☎3228-8832 FAX3228-5660

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

■対象

①団体派遣

失語症者の自立した生活や社会参加の支援を目的とした活動を行う区内の団体

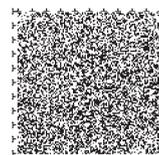
②失語症サロン

失語症者

■内容

①団体派遣

失語症者が参加している団体に対して、意思疎通支援者を派遣します。



②失語症サロン

失語症者と意思疎通支援者との交流やマッチングを目的としたサロンを開催します。

■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所1階） ☎3228-8832 FAX3228-5660

■申 込 み

障害者福祉会館 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

外出支援

車いすの貸出

■対 象

一時的に車いすを必要とする身体状態の方
介護保険でサービスを受けられる方は、介護保険が優先になります。

■内 容

通院等必要に応じて一時的に貸出します。

■手続に必要なもの

利用者が中野区民である事を確認できるもの（健康保険証など）

■問 合 せ

① 1週間以内の貸出（場合によっては最大1週間の延長可能） 無料

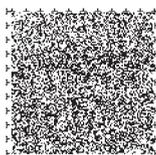
南中野区民活動センター	☎3382-1456	新井区民活動センター	☎3389-1411
弥生区民活動センター	☎3372-4000	江古田区民活動センター	☎3954-6811
鍋横区民活動センター	☎3383-2731	沼袋区民活動センター	☎3389-4571
東部区民活動センター	☎3363-0751	野方区民活動センター	☎3330-4121
桃園区民活動センター	☎3382-5151	大和区民活動センター	☎3339-6141
昭和区民活動センター	☎3368-8181	鷺宮区民活動センター	☎3330-4111
東中野区民活動センター	☎3364-6677	上鷺宮区民活動センター	☎3970-9131
上高田区民活動センター	☎3389-1311		

② 1か月程度の貸出 無料

障害福祉相談窓口（区役所1階）	☎3228-8956
中部すこやか福祉センター	☎3367-7788
北部すこやか福祉センター	☎3389-4321
南部すこやか福祉センター	☎3380-5551
鷺宮すこやか福祉センター	☎3336-7111

◎社会福祉法人中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンターでも車いすの貸出を行っています。
身体障害者手帳の有無は関係ありません。区内在住・在勤・在学者は、1か月以内は無料です。
社会福祉協議会会員の場合は、3か月まで延長が可能です。

中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター（社会福祉会館スマイルなかの3階） ☎5380-0254



自動車運転教習費の助成

■対 象

区内に住所を有する18歳以上で次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～3級の方（ただし、下肢・体幹機能障害は1～5級、内部障害は1～4級）
- ②愛の手帳1～4度の方

■内 容

自動車運転免許を取得する際の費用のうち助成限度額までの実費を助成します。助成は2回に分けて行います。

※助成限度額

第一種普通自動車運転免許 申請時の住民税額が20万円未満の方は164,800円、住民税額が20万円以上の方は82,400円

■手 続 き

運転免許試験場で行う適性検査に合格し、教習所に入所した後、免許取得前に申請してください。免許を取得してからでは、助成されません。

■手続に必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳 ②教習所への入所料、学科教習料、技能教習料および教材費のうち、申請時まで必要のもの各領収書（内訳の明記が必要） ③運転免許試験場で発行する身体適格審査書（内部障害の場合は不要） ④本人の銀行口座のわかるもの ⑤印鑑 ⑥申請時の住民税額を証するもの（転入の場合）

■問 合 せ

障害福祉課 在宅福祉係（区役所1階） ☎3228-8953 ファク3228-5665

自動車改造費の助成

■対 象

区内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、その障害が、上肢、下肢、または体幹機能障害1・2級の方 ※所得制限（本人、配偶者、扶養義務者）があります。

■内 容

就労等のために対象者自身が所有または取得する自動車のブレーキやアクセル等を改造するのに必要な費用を助成します。※助成限度額 133,900円以内の実費

■手 続 き

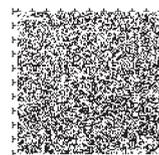
改造前に、申請してください。交付が決定してから改造を行い、助成費は改造後に支払います。

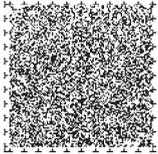
■手続に必要なもの

- ①身体障害者手帳 ②改造を行う箇所および経費の見積書 ③運転免許証 ④本人の銀行口座のわかるもの ⑤印鑑 ⑥前年の所得額（本人、配偶者、扶養義務者それぞれ）を確認できるもの（転入の場合）

■問 合 せ

障害福祉課 在宅福祉係（区役所1階） ☎3228-8953 ファク3228-5665





自動車運転免許の無料教習

■対象

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、次のすべてに該当する方

- ①公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録をしてある方
- ②運転免許試験場での適性検査に合格している方
- ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

■内容

就職をするために自動車運転免許を取得する場合、厚生労働省の委託により「身体障害者運転能力開発訓練センター」で教習料金が無料で運転教習を受けられます。（教習は無料ですが、検定料等の自己負担があります）

なお、申込みは入所月（1月、4月、7月、10月）の前月15日頃までで、教習期間は3か月です。宿泊施設もあります。

■問合せ

身体障害者運転能力開発訓練センター（東園自動車教習所）

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 ☎048-481-2711 FAX048-481-6578

東京都障害者休養ホーム

■対象

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②障害者(児)に同行する付き添いの方 ただし、障害者(児)1人につき1人

■内容

障害者(児)が家族や仲間とくつろげる保養施設（東京都が指定）を利用した人の宿泊利用料の一部（1泊につき大人6,490円、小学生以下5,770円、付添者3,250円）を助成します。助成回数は、1人年度2泊までです。

■手続き

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか福祉センターにある申込書により、直接予約申込をしてください。

■問合せ

公益財団法人日本チャリティ協会 ☎3353-5942 FAX3359-7964

駐車禁止規制の適用除外

■主な対象

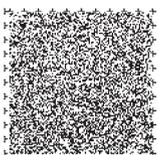
(1)身体障害者手帳所持者で次の等級の方

- ①視覚障害1～3級・4級の1 ②聴覚障害2～3級 ③平衡機能障害3級
- ④上肢機能障害1級・2級の1・2級の2 ⑤下肢機能障害1～4級
- ⑥体幹機能障害1～3級 ⑦運動機能障害の上肢は1級・2級 ⑧移動機能は1～4級
- ⑨心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸機能障害1級・3級
- ⑩免疫・肝臓機能障害1～3級

(2)愛の手帳所持者で1・2度の方

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者で次の方

1級で自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている方



(4)戦傷病者手帳所持者で次の方

- ①上肢・下肢機能障害・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障害の特別項症～第3項症 ②視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害の特別項症～第4項症

■内 容

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両が除外対象となります。車両を離れるときは、この除外標章（ステッカー）とともに「運転者の連絡先または用務先」を車の前面に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から、原則として除外されます。

■手 続 き

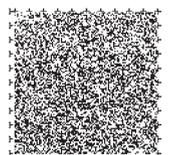
※詳細は、管轄の警察署（交通課）へお問い合わせください。

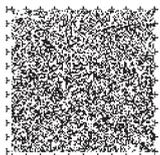
- ・障害者手帳等
- ・住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

障害者の方の居住地を管轄する警察署へ申請してください。更新手続は有効期限の2か月前から可能です。本人以外が申請する場合については警察署へお問い合わせください。

■窓 口

中野警察署 ☎5342-0110 野方警察署 ☎3386-0110





日常生活用具(小規模改修を含む)の給付

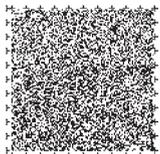
重度障害者や難病患者等の日常生活を容易にするため、調査の上、次のような用具が給付されます。それぞれの種目ごとに限度額があり、限度額までは区が負担します。65歳以上の方と40歳以上の特定疾病による介護保険対象者で障害のある方が※印の付いている用具を希望される場合は、介護保険が優先されます。購入後の申請はできません。事前にご相談ください。

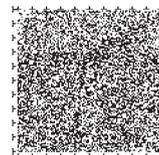
詳しくは、下記へお問い合わせください。

■障害者支援係（区役所1階） ☎3228-8714 FAX3228-5665

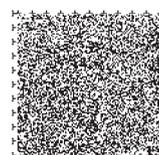
■重度障害者の方

分類	種 目	対 象 者
介護・訓練支援用具	※特殊寝台	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	※特殊マット	次のいずれかに該当する方 (1) 原則として3歳以上で、知的障害の程度が1度または2度の方 (2) 原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方 (3) 18歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方（常時介護を要する方に限る）
	※特殊尿器	原則として学齢以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る）
	入浴担架	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方（入浴にあたり家族等の介助を要する方に限る）
	※体位変換器	原則として学齢以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	※移動用リフト	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	移動用リフトスリングシート	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の児童で、下肢または体幹の障害の程度が1級または2級の方
自立生活支援用具	※浴槽（湯沸器を含む）	原則として学齢以上で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が1級または2級の方 (2) 知的障害の程度が1度の方 (3) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が3級で、かつ、知的障害の程度が2度の方
	※入浴補助用具	原則として3歳以上で、下肢または体幹の障害を有し、入浴に介助を必要とする方
	※便器	原則として学齢以上で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が1級または2級の方 (2) 知的障害の程度が1度の方 (3) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が3級で、かつ、知的障害の程度が2度の方
	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢若しくは体幹の障害を有する方
	※移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当する方 (1) 原則として3歳以上で、平衡機能または下肢若しくは体幹の障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方 (2) 内部障害者で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方（注1）
	頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の障害を有する方 またはてんかんの発作等により頻繁に転倒する方





自立生活用具	特殊便器	原則として学齢以上で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢障害の程度が1級または2級の方 (2) 知的障害の程度が1度または2度の方
	火災警報器	障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が1級または2級、若しくは知的障害の程度が1度または2度の方
	聴覚障害者用火災警報器	火災発生の感知が著しく困難な聴覚障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯の方で、聴覚障害の程度が3級以上の方
	火災警報器（単独）	障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が3級以上（聴覚障害の場合は6級以上）または知的障害の程度が3度以上の方
	自動消火装置	障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が1級または2級、若しくは知的障害の程度が1度または2度の方
	電磁調理器	18歳以上で、障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 視覚若しくは上肢の障害の程度が1級若しくは2級の方または下肢若しくは体幹の障害の程度が1級の方 (2) 知的障害の程度が1度または2度の方
	ガス漏れ警報器	障害者のみの世帯または、これに準ずる世帯の方で、臭覚機能を喪失したか、下肢または体幹の障害の程度が1級以上の方
	専用通報機	障害者のみ、またはこれに準ずる世帯の方で、身体障害の程度が1級または2級、若しくは知的障害の程度が1度または2度の方
	屋内信号装置	18歳以上で、聴覚障害の程度が1級または2級の方（聴覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方で、日常生活上必要と認められる方に限る）
	音響案内装置	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方（2級の方については、送信機に限る）
	空気清浄器	18歳以上で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の方
	エアコンディショナー	18歳以上で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により体温調節機能を喪失したと認められた方に限る）（注2）
	在宅療養等支援用具	※ポータブルトイレ
補聴器対応電話		おおむね18歳以上で、聴覚障害の程度が3級または4級の方
フラッシュベル		原則として学齢以上で、聴覚または音声機能若しくは言語機能の障害の程度が3級以上の方
透析液加温器		人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜灌流療法を受ける患者に限る）（注3）
ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方（注2）
電気式たん吸引器		呼吸器機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方（注2）
視覚障害者用体温計（音声式）		原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方（視覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方に限る）
視覚障害者用体重計		18歳以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方（視覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方に限る）
視覚障害者用血圧計		18歳以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方（視覚障害のある方のみの世帯またはこれに準ずる世帯の方に限る）
自家発電装置		在宅で人工呼吸器を装着し、呼吸機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方（注2）
蓄電池	在宅で人工呼吸器を装着し、呼吸機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方（注2）	
カーインバーター	在宅で人工呼吸器を装着し、呼吸機能障害の程度が3級以上の方、または同程度の障害のある方で医師により必要と認められた方（注2）	

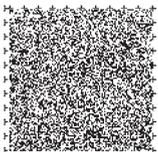


情報 報 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	原則として学齢以上の、音声言語機能障害者または肢体不自由者で、発声・発言機能に著しい障害を有する方
	情報・通信支援用具(障害により給付品目に制限有)	次のいずれかに該当する方 (1) 視覚障害の程度が1級または2級の方(文字を書くことが困難な方に限る) (2) 上肢障害の程度が1級または2級の方(文字を書くことが困難な方に限る)
	点字ディスプレイ	原則として学齢以上の視覚障害の程度が2級以上であって、必要と認められる方
	点字器	視覚障害の程度が1級または2級の方
	点字タイプライター	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方(就労し、若しくは就学している方または就労が見込まれる方に限る)
	ポータブルレコーダー	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢以上で、本装置により文字等を読むことが可能になる方
	視覚障害者用時計(音声式又は触読式)	学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢以上で、聴覚または音声機能若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害のある方で本装置が必要と認められる方
	人工喉頭	喉頭摘出をした方で、本器具が必要と認められる方
	会議用拡聴器	原則として学齢以上で、聴覚障害の程度が4級以上の方
	携帯用信号装置	原則として学齢以上で、聴覚または音声機能若しくは言語機能の障害の程度が3級以上の方
排泄 管理 支 援 用 具	視覚障害者用図書	視覚障害のある方で、情報の入手を点字等により行っている方
	地デジラジオ	原則として学齢以上で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	ストーマ装具	膀胱、直腸機能に障害があり、障害者手帳を所持する、人工肛門、人工膀胱の手術を受けた方
	紙おむつ等	3歳未満で発生した疾病等により、常時失禁状態にある方(65歳以上の方は新たに申請できません)で、次に該当する方 (1) 身体障害の程度が1級または2級の方 (2) 他の事業等による同種のサービスを受けていない方
	収尿器	高度の排尿機能障害の方
住宅 改 修 費	※ 居室生活動作補助用具(小規模改修)	学齢以上65歳未満で、次のいずれかに該当する方 (1) 下肢または体幹の障害の程度が3級以上の方 (2) 内部障害者で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方(注1) (3) 視覚障害の程度が2級以上の方

(注1) 内部障害者とは、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害のある方のことをいいます。

(注2) 診断書又は医師の意見書が必要

(注3) 診断書が必要

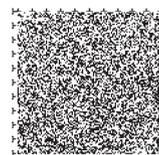


■難病患者等の方

種 目	対 象 者
※便器	常時介護を要する方
※特殊マット	寝たきりの状態にある方
※特殊寝台	寝たきりの状態にある方
※特殊尿器	自力で排尿できない方
※体位変換器	寝たきりの状態にある方
※入浴補助用具	入浴に介助を要する方
※移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ等)	下肢が不自由な方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある方
※移動用リフト	下肢または体幹の障害のある方
居宅生活動作補助用具 (小規模改修)	下肢または体幹の障害のある方
特殊便器	上肢の障害のある方
訓練用ベッド	下肢または体幹の障害のある方
自動消火装置	火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの方およびこれに準ずる世帯の方
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器を装着している方

※の付いている用具を希望される場合は、介護保険が優先されます。

※お問い合わせは各すこやか福祉センター(中部、北部、南部、鷺宮)へ(18~19ページをご覧ください)



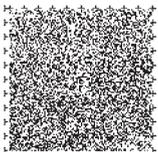
住宅改善事業

重度障害者(児)の日常生活の安全と利便を図るため、居住する住宅の浴室等の改善を行います。住宅改善の種目ごとに限度額があり、世帯の課税状況により自己負担があります。また一定以上の課税世帯は対象となりません。工事開始後の申請はできません。事前にご相談ください。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

障害者支援係 ☎3228-8714 ファク3228-5665

分類	種 目	対 象 者
中規模住宅改善	浴室、便所、玄関、台所または居室等の改善	6歳(台所の改善にあつては、18歳)以上65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢、体幹または視覚の障害の程度が2級以上の方 (2) 内部障害者*で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方 (3) 知的障害の程度が1度の方 (4) 上肢、下肢、体幹または視覚障害の程度が3級で、かつ、知的障害の程度が2度の方 介護保険の支給対象となる方は、介護保険支給分をひいた額が限度額となります。
移動設備の設置	家屋内における移動を容易にし、日常生活の自立の促進を図ることのできるもの	6歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 (1) 上肢、下肢または体幹の障害の程度が1級で、歩行ができない方 (2) 内部障害者*で、障害者総合支援法第76条の規定により車いすに係る補装具費の支給を受けている方

*内部障害者とは、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害のある方のことをいいます。



交通機関の割引等

都営交通無料乗車券

■対象

次の要件のいずれかに該当する方

(1) A券

①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③戦傷病者手帳所持者 ④被爆者健康手帳所持者のうち特定の方（厚生労働大臣の認定を受けたもの、および健康管理手当の受給者）

(2) B券

⑤生活保護受給世帯員 ⑥児童扶養手当受給世帯員 ⑦中国残留邦人等 ⑧被救護者

※①②③④はシルバーパス所持者を除く。⑤⑥は世帯で1名のみ。

■内容

都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーについて無料乗車券を交付します。

<介護者の割引>

介護者は手帳所持者の介護で定期券を利用する場合、手帳の提示により5割引(定期券も可)、都バス定期券は3割引になります。

<介護者の対象>

(1)都バス・都電、日暮里・舎人ライナーは身体障害者手帳および愛の手帳所持者の介護者

(2)都営地下鉄は身体障害者手帳第1種・愛の手帳所持者の介護者と12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者の介護者

■手続に必要なもの

対象①②③の方は手帳、④の方は手帳と認定書または健康管理手当証書、⑤⑦の方は決定通知書、⑥の方は手当証書、⑧の方は証明書

※更新の場合は現在お持ちの都営交通無料乗車券も必要です。通用期限となる月の1日から申請できます

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

各地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）

都営交通無料乗車券のICカード式(PASMO)切替

■ICカード式(PASMO)への切替

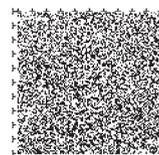
都営無料乗車券（都営交通乗車証）は、ICカード式（PASMO）に変更することができます。希望者は、有効期限の切れていない無料乗車券（磁気券）とPASMO（定期券が記載されたものや小児用PASMO等は不可）を持って、直接都営地下鉄の定期券発売所へ。PASMOをお持ちでない場合は、変更時に窓口で購入できます。

※ICカード式に変更すると紛失した場合の再発行が何度でも可能になります。（ただし有料）

■PASMOに関する問合せ窓口

都営交通お客様センター ☎3816-5700

または都営地下鉄の定期券発売所（中野区に近いところは次のとおり）



タクシー運賃の割引

■対象

①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

■内容

都内でタクシー乗車時、乗務員に手帳を提示することでタクシー運賃が1割引になります。

※③については、割引適用の有無を各タクシー事業者にご確認ください。

福祉タクシー利用券・福祉ガソリン券

■対象

所得が基準額（35ページの障害者福祉手当の限度額参照）以内で、次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳の下肢、体幹、または移動機能障害1～3級の方 ②身体障害者手帳の視覚障害1・2級の方 ③身体障害者手帳の上肢機能障害1級の方 ④身体障害者手帳の内部障害1・2級の方 ⑤愛の手帳の1・2度の方

※手帳の総合等級とは異なります。

※特別養護老人ホームの施設に入所されている方は対象外です。

※在宅生活者で中野区に住所のある方

■内容

1年単位で、1か月あたり1冊の福祉タクシー利用券（月額4,000円）または福祉ガソリン券（月額3,300円）を交付します。

一度申請された方へは毎年3月下旬までに翌年度分の券を郵送しますので、新たに申請する必要はありません。（変更がある際は変更申請書の提出が必要です。）なお、申請した障害者本人以外には使用できません。福祉ガソリン券は区と契約のある区内給油所で、ガソリンまたは軽油を給油した際の代金として利用できる券です。利用登録をした車両以外は使用できません。券は利用時に何枚でも使用できます。

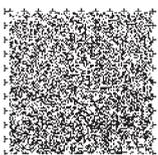
■手続に必要なもの

①手帳 ②福祉タクシー券交付確認帳（今まで申請したことがある方） ③課税証明（転入の場合）
④自動車検査証の写し（福祉ガソリン券の交付を希望する場合）

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）



リフト付福祉タクシー利用券

■対象

福祉タクシー券対象者のうち車いすやストレッチャーを使用することが必要な方

■内容

リフト付福祉タクシーを利用するときの予約料金・迎車料金が無料となる「車いす券」(月1冊8枚)と「ストレッチャー券」(月2枚)を交付します。

※原則として車いす券・ストレッチャー券どちらか一方を申請できます。

※「中野区リフト付福祉タクシー予約先一覧」に記載のある業者に、事前に予約が必要です。

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

JR線の割引

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳所持者

■内容

	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	JR線・連絡会社線全線 ※ただし、回数乗車券はJR線区間の単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	JR線・連絡会社線全線
第1種および第2種障害者が本人単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	JR・連絡会社線の片道100kmを超える区間 ※JR線以外の民間鉄道については各社にお問い合わせください。

※グリーン車は対象外となります。

※12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。

※私鉄および航路の割引は各私鉄会社等にお問い合わせください。

■利用方法

発売窓口到手帳を提示し、行先等を伝えてください。または障害者用Suicaや障害者用PASMOを駅で購入し、ご利用ください。

■窓口

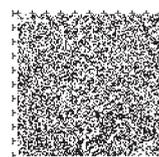
直接JRの窓口へ手帳持参(JR東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600)

■対象

戦傷病者手帳所持者

■内容

JR各社の鉄道を利用するための乗車券引換証を、年度ごとに障害程度に応じた枚数を交付します。



■窓 □

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

JR通勤定期乗車券の割引**■対 象**

児童扶養手当の受給者または同一世帯員

■内 容

普通定期券の3割引で「特定者用の通勤定期乗車券」が購入できます。

■利 用 方 法

子ども総合窓口児童手当係（区役所3階）または郵送で申請書を提出し、「特定者資格証明書」・「特定者用定期乗車券購入証明書」を受け取ってください。（郵送申請をご希望の方は事前に電話でご連絡ください。中野区子育て支援課児童手当係 ☎3228-8952）

■手続きに必要なもの

定期券を購入する方の顔写真（正面上半身、たて4cm×よこ3cm）

※最近6か月以内のもの。

※一度使用した写真は再度使用できません。新しいものをご用意ください。

■定期券の購入窓口

JRのみどりの窓口で上記2点の証明書を添えて購入してください。（JR東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600）

東京メトロ旅客運賃の割引**■対 象**

身体障害者手帳・愛の手帳所持者

■内 容

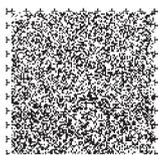
	割引乗車券の種類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%	本人、介護者ともに適用されます
第2種障害者（小児または乳幼児に限る）の介護者	定期乗車券	50%	小児定期乗車券は割引対象外。介護者にのみ適用されます。（介護者に対しては通学定期は発行できません）
手帳所持者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	東京メトロ線と他の鉄道線とを通算して片道101km以上の区間の連絡普通券を購入する場合

■利 用 方 法

発売窓口到手帳を提示し、行先等を伝えてください。または障害者用Suicaや障害者用PASMOを駅で購入し、ご利用ください。

■窓 □

直接東京メトロの窓口へ手帳持参（東京メトロお客様センター ☎0120-104-106）



民営バスの割引

■対 象

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③第1種身体障害者手帳所持者と同乗する介護者
④第1種、第2種愛の手帳所持者と同乗する介護者

■内 容

都内の民営バスについて、第1種身体障害者手帳所持者と同乗する介護者、および第1種・第2種愛の手帳所持者と同乗する介護者は5割引で乗車できる「民営バス乗車割引証」を交付します。(定期券は3割引)

■利 用 方 法

本人が単独で利用する場合は、手帳の提示で5割引になります。
本人が介護者と乗車する場合、介護者は「民営バス乗車割引証」の提示で5割引になり、本人は、手帳の提示で5割引になります。

■割引証交付窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)
各地域事務所(南中野・東部・江古田・野方・鷺宮)

精神障害者都営交通乗車証

■対 象

精神障害者保健福祉手帳所持者

※ただし、シルバーパス又は他の障害者等の無料乗車券を所持する場合は除く。

■内 容

都営交通(都電、都バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナー)の全運行区間を無料で乗車できる「精神障害者都営交通乗車証」を交付します。

■手続きに必要なもの

精神障害者保健福祉手帳

※更新の場合はお持ちの精神障害者都営交通乗車証も必要。期限の13日前から申請できます。

■窓 口

都電、都バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(一部発行できない定期券発売所もあります)

■問 合 せ

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464

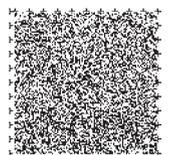
精神障害者に対するバス運賃の割引について

写真付きの精神障害者保健福祉手帳を運賃支払時に乗務員に提示すると、都内の路線バスの運賃が半額になります。(都営バスは、「都営交通乗車証」(都営交通定期券発売所で発行)を提示していただければ、無料で乗車できます。)

■対 象

原則として、東京都が発行する、写真付きの精神障害者保健福祉手帳所持者(本人のみ)

※本人以外や東京都以外が交付した手帳などへの適用については、バスの運行事業者に直接お問い合わせください。



■適用範囲

東京都内を運行する一般路線バスの都内区間

※高速バス、空港連絡バス、深夜急行バス等は除きます。

※コミュニティーバスの割引の有無は、バスの運行事業者に直接お問い合わせください。

■割引運賃

原則として、運賃が半額

※PASMO(パスモ)、Suica(スイカ)を利用する際も割引が適用

※定期券や小児運賃への適用、割引の計算方法などについては、バスの運行事業者へ直接お問い合わせください。

■利用方法

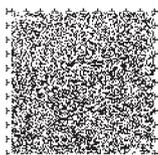
①運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください。

②PASMO(パスモ)、Suica(スイカ)をご利用になる場合は、運賃支払いの際、事前に乗務員にお申し出ください。

■問合せ

運賃の割引については、バスの運行事業者へ直接お問い合わせください。

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464



自動車有料道路の割引

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳・愛の手帳所持者（第1種・第2種）が自分で運転する場合
- (2)身体障害者手帳・愛の手帳所持者（第1種）を同乗させて介護者が運転する場合

■内 容

有料道路においていずれかの方法で通常料金が5割引になります（ただし端数を10円単位で切上げる）。事前申請が必要です。

●手帳・ミライロID提示での割引

有料料金所の係員に、手帳の有料道路割引の記載ページまたは株式会社ミライロが提供するスマートフォン向けアプリを提示してください。

●ETC利用による割引

登録済みのETC車載器とETCカードをセットで利用してください（登録手続き後、利用可能の通知を受け取ってからになります）。

■手続に必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②運転免許証（本人運転のみ）
- ③自動車検査証
＜自家用車をETCに登録する場合は以下のものも必要＞
- ④ETC車載器セットアップ申請書・証明書等
- ⑤障害者本人名義のETCカード（18歳未満の障害者は親権者・後見人名義も可）

■ETC登録できる対象車両

本人または親族、継続的に介護する方が所有する乗用車または排気量126cc以上の二輪自動車
※個人名義のみ（法人名義、営業用車両は不可）

■申 請 方 法

以下のいずれかの方法で申請可能です。

- <https://www.expressway-discount.jp/>よりオンライン申請（マイナンバーカードが必要）
- 障害福祉相談窓口（区役所1階）または各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）にて窓口申請（ETC運営団体宛てに郵送するため、別途84円切手が必要）



■更新・変更申請について

更新申請は有効期限の2か月前から可能です。

- 変更申請は、自動車のナンバー、所有者、使用者、ETCカードの名義・番号、車載器管理番号、および本人の氏名・住所に変更のあった場合に必要です。

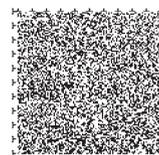
■問 合 せ 先

有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）



国内航空旅客運賃の割引

■対象

次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④戦傷病者手帳所持者

※年齢制限がある場合があります

■内容

ご利用条件や割引対象等は、各航空会社にお問い合わせください。

フェリー旅客運賃の割引

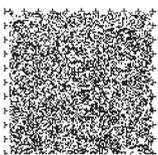
■対象

次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

■内容

ご利用条件や割引対象等は、各フェリー会社にお問い合わせください。



税金の控除

所得税・住民税の障害者控除

■対象

納税者本人又は同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき。

- ①常に精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人（特別障害者）
- ②愛の手帳の交付を受けている人（うち、1・2度は特別障害者）
- ③精神障害者保健福祉手帳を受けている人（うち、1級は特別障害者）
- ④身体障害者手帳を受けている人（うち、1・2級は特別障害者）
- ⑤戦傷病者手帳を受けている人（うち、特別項症～第3項症は特別障害者）
- ⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人（特別障害者）
- ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人（特別障害者）
- ⑧精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、①②又は④に掲げる障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして、中野区福祉事務所長の認定を受けている人

■控除額

本人や扶養されている方（配偶者・親族）に障害がある場合、その区分に応じた控除額です。（控除額の適用がない同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。）

区 分	所得税	住民税
障 害 者	27万円	26万円
特 別 障 害 者	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

※同居特別障害者とは、次のいずれかとの同居を常況としている特別障害者（納税者本人を除く）をいいます。

- ①納税者 ②納税者の配偶者 ③納税者と生計を一にするその他の親族

■手続

申告方法については、下記窓口にお問い合わせください。

■窓 口

中野税務署 ☎3387-8111

税務課 課税係（区役所3階） ☎3228-8913 FAX3228-8747

○障害者控除対象者認定書

■対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない精神または身体に障害のある、65歳以上の方で、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にある方

■内 容

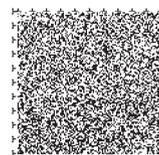
所得税及び住民税の申告のための、障害者控除対象者認定書を発行します。

■手続

下記窓口で介護保険の要介護認定の調査内容を確認し、障害者控除対象者認定書を発行します。判定の結果によっては対象にならない場合もあります。

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所1階） ☎3228-8956 FAX3228-5665



住民税の非課税

■対 象

本人の前年の合計所得金額が135万円以下で次の要件のいずれかに該当し、障害者控除が適用されている場合、住民税が非課税になります。

①常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③愛の手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人 ⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑧精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、①②③に掲げる障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして、中野区福祉事務所長の認定を受けている人

■手 続 き

申告方法については、下記窓口にお問い合わせください。

■窓 口

税務課 課税係（区役所3階） ☎3228-8913 FAX3228-8747

ストーマ用装具の医療費控除

■対 象

人工肛門のストーマ又は尿路変向のストーマを持つ方の使用するストーマ用装具について、医師が「ストーマ用装具使用証明書」を発行した場合には、医療費控除の対象になります。

■手 続 き

ストーマ用装具代の領収書と医師の証明書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

おむつ代に係る費用の医療費控除

■対 象

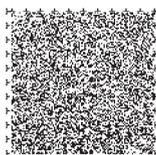
医師の診断時において、下記の条件のいずれも満たす場合は、所得税の医療費控除の対象になります。

- ①傷病によりおおむね6か月以上にわたり、寝たきり状態にあると認められる方
- ②その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

■手 続 き

おむつ代の領収書に医師の発行した「おむつ使用証明書」を添えて、確定申告をしてください。「おむつ使用証明書」の用紙は国税局ホームページまたは区役所1階の障害福祉相談窓口で入手できます。

おむつ代に係る医療費控除を確定申告するのが2年目以降の場合は、区が発行する「確認書」でおむつ使用証明書に代えることができます。確認書は区役所2階の介護認定係で発行します。ご家族の方が来庁される場合は、来庁される方の身分を証明するもの（顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点）と、対象となる方の身分証明書1点をご持参ください。来庁する前に、対象要件に該当するかを必ずお電話でお問い合わせください。



<対象要件>

- (1)介護保険の要介護認定を受けている方で、前年の確定申告の際に、おむつ代の医療費控除の申告をしていること。(初めて申告される方は、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。)
- (2)主治医意見書の記載内容について、次の条件をすべて満たしていること。
 - ①おむつを使用した当該年に作成された意見書であること。
 - ②「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」項目の記載が「B1、B2、C1、C2」のいずれかであること。
 - ③「尿失禁の発生可能性」項目の記載が「あり」であること。

■窓 □

「おむつ使用証明書」に関すること……障害福祉相談窓口（区役所1階） ☎3228-8956
「確認書」に関すること……介護・高齢者支援課 介護認定係（区役所2階） ☎3228-6513

在宅療養の介護費用の医療費控除

■対 象

障害福祉サービスのうち、次のサービスを利用している方

- ①居宅介護（身体介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）、乗降介助に限る）
- ②重度訪問介護（身体介護に係る部分に限る）
- ③短期入所（遷延性意識障害者等として支給決定を受けられた方に限る）
- ④重度障害者等包括支援（①～③までと同様のものに限る）
- ⑤療養介護
- ⑥同行援護、行動援護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（介護福祉士等による喀痰吸引者の対価）
- ⑦医療型児童発達支援
- ⑧児童発達支援、放課後デイサービス（介護福祉士等による喀痰吸引等の対価）

■内 容

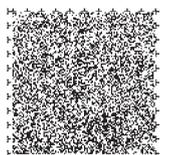
傷病により寝たきりなどにある方が、主治医との連携により在宅療養を行うため、ホームヘルパーなどの派遣を受けた場合、その費用について医療費控除の対象になります。

■手 続 き

医療費控除を受ける際に、サービス提供事業所が発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」と区が発行する受給者証の写しを確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

マル優などの利子非課税

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、預金などの利子が非課税になります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。



贈与税の非課税

■対 象

重度の障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約により財産を信託業務を営む銀行に信託した場合は、税務署へ申告すれば信託受益権の価格のうち6千万円までの部分について贈与税が課税されません。

※詳しくはお問い合わせください。

■問 合 せ

中野税務署 ☎3387-8111

相続税の軽減

■対 象

相続人が障害者の場合、相続税が軽減される場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

■問 合 せ

中野税務署 ☎3387-8111

個人事業税の軽減

■対 象

前年中の合計所得金額（青色申告特別控除額を控除する前のもの）が370万円以下の障害者または障害者を扶養している方

■減 免 税 額

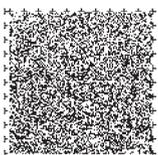
次の額が税額から減免されます。

障害者 一人につき5,000円 特別障害者 一人につき10,000円

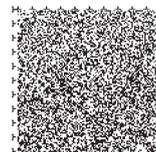
※両眼の視力が0.06以下の視覚障害者でマッサージ・指圧・はり・きゅうなどの医業に類する事業を営む方は、課税対象外となります。

■問 合 せ

中野都税事務所 ☎3386-1111 FAX3385-5623



自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免



■対象

次の①～③の障害に該当する方

①身体障害者および戦傷病者（以下の表）

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳 ※1
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	1級・2級	特別項症～第3項症
	下肢機能障害	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
	体幹機能障害	1級～3級 5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
移動機能障害		1級～6級	—
視覚障害		1級～3級 4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障害		2級・3級	
平衡機能障害		3級・5級	
音声機能または言語機能障害		3級 (こう頭摘出に係るものに限る)	特別項症～第2項症 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓、じん臓および呼吸器の機能障害。ぼうこう、直腸および小腸の機能障害		1級・3級 4級	特別項症～第3項症
肝臓機能障害		1級～4級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級 (軽自動車税種別割) 1級～3級 (軽自動車税種別割以外)	—

②愛の手帳1～3度（療育手帳、重度）

③精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）

※1 減免の対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。（軽自動車税種別割以外）

■内容

下記(1)～(4)の場合において、定められた期限までに申請することにより、自動車税・軽自動車税が減免されます。

<自動車税種別割の減免上限額>

45,000円（新規登録の場合は、登録月により45,000円の月割額となります。）

例) 減免適用前の税額と減免上限額45,000円の差額が1,000円未満の場合は、減免適用前の税額が減免額となります。

45,400円（適用前税額）－45,000円（上限額）＝400円（差額）

<軽自動車税環境性能割及び自動車税環境性能割の減免上限額>

課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額

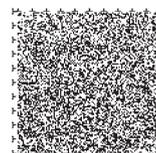
※障害者の方が運転又は利用するため特別の改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。

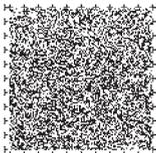
(1)障害者本人が所有し運転する場合

(2)障害者または生計を同じくする方が所有し、専ら障害者の日常生活（通勤、通学、通院、通所、生業）のために運転する場合

(3)障害者のみで生活している場合で常時介護者が障害者のために運転する場合（軽自動車税種別割のみ）

(4)専ら身体障害者の利用に供する構造の自動車等





※減免を受けることができる自動車（軽自動車、オートバイ、原動機付自転車を含みます）は、障害のある方1人につき1台に限られます。

※対象者が死亡した場合は、届出が必要です。

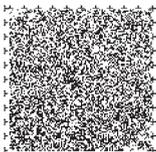
※自動車税種別割の減免をすでに受けている方には、毎年更新時に「申立書」が送られます。対象からはずれる場合にも必ずご回答ください。

※軽自動車税種別割の減免を受けている方で、所有者、障害者、車両等に変更がない場合、継続の手続きは必要ありません。

■提出先等

	軽自動車税種別割	自動車税種別割	軽自動車税環境性能割 自動車税環境性能割
対象車両	原動機付自転車、ミニカー、二輪の小型自動車、軽二輪車、軽自動車	普通自動車、小型自動車（二輪を除く） 構造上障害者の利用専用の装置等を備えた自動車。「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」等、8ナンバーの特種用途自動車（営業用含む）	三輪以上の軽自動車、小型自動車、普通自動車。 構造上障害者が利用できる装置等を備えた自動車のうち障害者以外も利用できるものおよび、障害者が運転する装置等を備えた営業用自動車
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ※内容(1)～(3)の場合 ・運転する方の運転免許証 ・手帳等〔身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）、戦傷病者手帳） ★自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割の場合、以下のものも必要です 生計を同じくする方が所有又は取得している場合 ・所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等） ★軽自動車税種別割の場合、以下のものも必要です ・自動車検査証（車検証）、標識交付証明書、軽自動車届出済証のうち、いずれか1つ ・納税通知書 ・所有者並びに運転する方が障害のある方と同一生計にあることを証明する書類（健康保険証等。ただし、中野区内同一世帯の場合必要ありません。） ※内容(4)の場合 ・自動車検査証（車検証） <p>その他の詳細について、下記の提出・問合せ先にそれぞれご確認ください。</p>		
申請期間	毎年納税通知書発送日（5月上旬）から納期限まで	前年度より継続所有している場合は、4月1日から5月31日まで（事前受付可） 年度途中で新規登録により取得した場合、登録（取得）の日から1カ月以内 ※新車、中古車は問わない	
提出・問合せ先	中野区 税務課 諸税係 （区役所3階） ☎3228-8908 FAX3228-5652	中野都税事務所（他の都税事務所可） 〒164-0001 中野区中野4-6-15 ☎3386-1111 FAX3385-5623 東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066	練馬自動車税事務所 〒179-0081 練馬区北町2-8-6 ☎3932-7321 FAX3550-7183

※軽自動車税環境性能割は区市町村税ですが、当分の間は都道府県が賦課徴収を行います。



公共料金等の軽減等

NHK放送受信料の減免

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

■減免要件

[全額免除] 住民税非課税世帯

[半額免除] 契約者が次の要件に該当する方で、世帯主である場合

- ①視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳を所持している者
- ②身体障害者手帳が1級または2級
- ③愛の手帳が1度または2度
- ④精神障害者保健福祉手帳が1級

■手続き

障害者手帳の取得等により新規に減免申請を行う場合は、下記の窓口で「放送受信料免除（半額免除）申請書」に対象であることの証明を受けたうえで、証明済申請書をNHKに送ることで受信料の減免を受けることができます。

減免対象となられた方にはNHKより免除申請事由の継続状況について、中野区が公簿等により確認を行うことへの同意書が郵送されますので、同意される方は、期日までにNHKに返送してください。免除事由が継続している場合は継続し減免措置を受けることができます。

期日までに同意書の提出がない場合は、減免措置が継続されず、再び受信料が発生することになります。

■問合せ

「NHK池袋営業センター」中野地区担当 ☎3984-6731（平日 午前10時～午後5時受付）

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

■対象

戦傷病者のいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

■減免要件

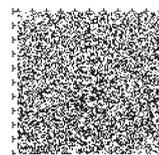
[半額免除] 契約者が戦傷病者手帳所持者で、恩給法による特別項症～第1款症の方で、かつ世帯主

■手続き

東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当（都庁☎5320-4078）で証明を受けたうえで、証明済申請書をNHKに送ることで手続きができます。

■問合せ

「NHK池袋営業センター」中野地区担当 ☎3984-6731



タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

■内容

24時間年中無休の機械管理方式による有料時間貸駐車場です。

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、開庁時・閉庁時に関わらず2時間無料です。

■申請に必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳

※出口清算機左側のオートフォンで連絡のうえ、清算機横のカメラに手帳を提示していただくか、庁舎1階警備員室で手帳を提示し割引処理を行ってください。

■問合せ

新区役所整備課 庁舎管理係（区役所4階） ☎3228-8854 FAX3228-5678

自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除

■対象

- ・身体障害者手帳の所持者
 - ・愛の手帳の所持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の所持者
 - ・生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または生業扶助の受給者
 - ・児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者とその者に扶養されている児童
- 上記のいずれかに該当し、かつ下記の定期利用要件をすべて満たす方

①原則として通勤・通学で自転車駐車場を利用する方

②中野区若しくは中野区に隣接する区に、自宅、通勤先の事務所、通学先の学校がある方

③自宅、事務所、学校等が最寄り駅から概ね500メートル以上離れている方

※通勤、通学に鉄道を利用されない方は定期利用いただけません。

■内容

有料制自転車駐車場 定期利用料免除

登録制自転車駐車場 登録手数料免除（年間登録制）※毎年2月上旬募集

自転車等駐車整理区画 登録手数料免除（年間登録制）※毎年2月上旬募集

※一人1か所。1日利用料は免除の対象ではありません。

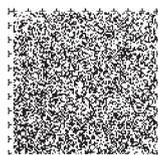
■申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または生業扶助の受給証明書
- ・児童扶養手当または特別児童扶養手当の証書

上記のいずれかと、通勤・通学を確認できる書類（定期券、名刺、生徒手帳など）

■問合せ

交通政策課 自転車対策係（区役所8階） ☎3228-5528 FAX3228-5675



訪問介護利用者負担金の助成

■対象

介護保険の被保険者であり、次の要件を満たす方

障害福祉サービスのホームヘルプサービスの利用で境界層該当として負担額が0円の方で、次のいずれかに該当する方

①65歳になる前の1年間に障害福祉サービスのホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護および家事援助をいう）を利用していた方であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方

②特定疾病によって生じた身体または精神の障害が原因で、要介護または要支援の状態となった40歳から64歳までの方

※対象の要件に該当するかどうか、事前に障害福祉課認定給付係（☎3228-8916）にお問い合わせください。

■内容

介護保険の訪問介護、夜間対応型訪問介護、総合事業の予防訪問サービスを利用した際の利用者負担額を全額助成します。

■申請に必要なもの

＜認定書の交付＞ 介護保険被保険者証

■問合せ

介護・高齢者支援課 介護給付係（区役所2階） ☎3228-6531 FAX3228-8972

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている区民およびその介護者（介護を必要とする場合のみ）、被爆者健康手帳の交付を受けている区民

■内容

上記対象者が温水プールを個人で使用するとき、次の手続きにより使用料が免除となります。毎週水曜日の主催事業のない時間帯には、障害者優先コースがあります。（祝日、ゴールデンウィーク期間、7・8月を除く）

■申請に必要なもの

交付されている手帳

初回に手帳をお持ちいただき、1階総合受付で申請書をご記入ください。手帳で区内在住等を確認したうえ、発行日から1年間有効のカードを発行します。次回からそのカードを1階総合受付で提示して、プール入場券を受け取ってください。

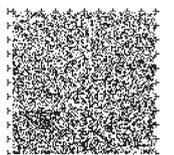
■問合せ

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ ☎3337-1771 FAX3337-3280

南部スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている区民およびその介護者（介護を必要とする場合のみ）、被爆者健康手帳の交付を受けている区民



■内 容

上記対象者が温水プールを個人で使用するとき、次の手続きにより使用料が免除となります。

■申請に必要なもの

交付されている手帳

初回に手帳をお持ちいただき、1階総合受付で申請書をご記入ください。手帳で区内在住等を確認したうえ、発行日から1年間有効のカードを発行します。次回からそのカードを1階総合受付で提示して、プール入場券を受け取ってください。

■問 合 せ

南部スポーツ・コミュニティプラザ ☎5340-7881 FAX5340-7882

第二中学校および中野中学校 温水プール一般開放の使用料免除

■対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている区民およびその介護者（介護を必要とする場合のみ）、被爆者健康手帳の交付を受けている区民

■内 容

交付されている手帳をプール受付に提示することで、プールの使用料が免除となります。

<利用について>

- ・フリータイム制で、主に平日の夜間、土・日・祝日の午前、午後、夜間に開放しています。
- ・月別の開放日時については、「一般開放予定表」をご覧ください。（現地、区役所6階3番窓口等で配布しています。中野区ホームページでもご覧になれます。）
- ・水泳帽を持参し着用してください。また、オムツの取れていない方は利用できません。
- ・安全確保のため、小学3年生以下の児童は大人（18歳以上）1人につき2人まで、幼児は大人（18歳以上）1人につき1人まで入場できます。
- ・その他、詳しくは区ホームページをご覧ください。

■問 合 せ

スポーツ振興課 スポーツ活動係（区役所6階） ☎3228-5537 FAX3228-5626

第二中学校 現地プール事務所（中野区本町5-14-16） ☎3384-8285（一般開放時間のみ通話可能）

中野中学校 現地プール事務所（中野区中野4-12-3） ☎3389-1475（一般開放時間のみ通話可能）

携帯電話等の割引サービス

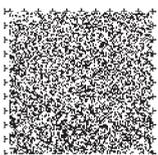
○携帯電話の割引サービス

■対 象

①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

■内 容

各携帯電話会社によりサービスの内容が異なりますので、各携帯電話会社に直接お問い合わせください。



○電話番号案内料免除措置

■対象

- (1) 身体障害者手帳所持者で、次のいずれかの障害のある方
- ①視覚障害 1～6級
 - ②肢体不自由 上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1・2級
- (2) 愛の手帳所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者
- (4) 戦傷病者手帳所持者で、次のいずれかの障害のある方
- ①視力の障害 特別項症～第6項症
 - ②上肢の障害 特別項症～第2項症

■内容

N T T 無料番号案内（ふれあい案内）を行っています。

■問合せ

N T T 東日本ふれあい案内担当

フリーダイヤル 0120-104-174（午前9時～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く）

郵便料金の減免

■内容

障害のある方への郵便物や、障害者団体発行の郵便物で、料金が減免になるものがあります。

■対象

- ①盲人用郵便物（点字のみを掲げたものと、録音物で特定の施設との間で発受するもの）は、3キログラムまで無料になります。
- ②点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック（聴覚障害者用ビデオテープ等の録画物で特定の施設との間で発受するもの）は料金が割引になります。
- ③心身障害者用ゆうメールは、料金が割引になります。
- ④障害者団体発行の第3種郵便物（認可を受けた定期刊行物で開封してあるもの）は、認可条件、料金の特例があります。

■問合せ

各郵便局

官製はがき（青い鳥はがき）の無料配付

■内容

障害のある方に年1回、無料で青い鳥郵便はがきを配付します。

■対象

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方

■配付期間

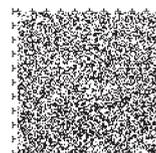
4月発行日～5月末日（申込は4月1日から受け付けます）

■配付枚数

1人につき20枚まで

■申込手続

身体障害者手帳又は愛の手帳を持って、郵便局にお申込みください。なお、郵便で



申し込むこともできます。(発行日以降、集配郵便局から郵送します。)

■問 合 せ

中野郵便局 ☎3383-7461 中野北郵便局 ☎5380-9730

東京都水道料金の免除

■内 容

水道料金は基本料金（消費税相当額を含む）が免除されます。下水道料金は1か月8 m³以下の排出量に係る料金（消費税相当額を含む）が免除されます。

■対 象

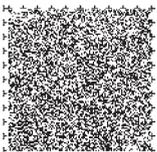
児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者

■手続きに必要なもの

児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

■窓 □

水道局中野営業所 ☎03-5925-2921



保育・教育・講座・講習会等

保育園への入園

保育園では、各園1～4名の範囲で病気や障害により特別な支援を要するお子様を受け入れています。(保育園は、保護者の就労、病気などにより、昼間お子様の保育ができない場合に、一定の時間、保護者に代わり保育を行う施設です。)

障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が難しい乳幼児のお子さんには、保育者がご自宅まで訪問して1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業を実施しています。

また、区立保育園では医療的ケアが必要で集団保育が可能なお子様の受入れを行っています。(3園で定員各1名)

詳細は下記担当へお問い合わせください。

■問 合 せ

子ども総合窓口 保育入園係(区役所3階) ☎3228-8960 FAX3228-5667

障害のあるお子さんの学童クラブ利用

障害のあるお子さんは、小学校6年生まで放課後に学童クラブを利用することができます。(学童クラブは、保護者が就労等により放課後の保護ができない場合に、お子さんが安全安心に過ごせるように見守る施設です。)

■問 合 せ

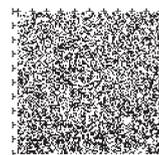
育成活動推進課 地域子ども施設調整係(区役所5階) ☎3228-8934 FAX3228-5659

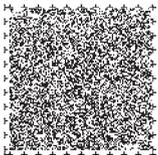
発達の状況や障害の状態に応じた適切な就学の相談

区立小・中学校の特別支援学級または都立の特別支援学校に就学を希望する方およびお子さんの就学に心配のある方の相談を受けています。

○特別支援学級【固定学級】

対 象	設 置 校	学 級 名	所 在 地	学校電話番号
知 的 障 害	江原小学校	わかば学級	江原町1-39-1	3951-5880
	西中野小学校	しらさぎ学級	白鷺3-9-2	3330-3125
	みなみの小学校	神明学級	弥生町4-27-11	3381-7250
	美鳩小学校	あおぞら学級	大和町4-26-5	3330-1425
	中野第一小学校	ひまわり学級	本町3-16-1	3372-2326
	令和小学校	こだま学級	新井4-19-26	3389-1461
	第二中学校	I組	本町5-25-1	3382-7151
	第七中学校	D組	江古田2-9-11	3389-4171
明和中学校	I組	若宮1-1-18	3330-5325	





○特別支援学級【通級指導学級】

対象	設置校	学級名	所在地	学校電話番号
難聴	桃花小学校	きこえとことばの教室	中央5-43-1	3381-7251
言語障害	桃花小学校	きこえとことばの教室	中央5-43-1	3381-7251

○特別支援教室

拠点校	担当校（巡回校）
中野本郷小学校	中野本郷小学校、南台小学校、みなみの小学校、中野第一小学校
塔山小学校	塔山小学校、桃園第二小学校、谷戸小学校、桃花小学校、白桜小学校
江古田小学校	江古田小学校、江原小学校、緑野小学校、平和の森小学校、令和小学校
鷺宮小学校	鷺宮小学校、北原小学校、啓明小学校、美鳩小学校
武蔵台小学校	武蔵台小学校、上鷺宮小学校、西中野小学校
中野中学校	中野中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、明和中学校
中野東中学校	中野東中学校、第二中学校、第五中学校、南中野中学校

○特別支援学校

種別	学校名	住所	電話	
都立・特別支援学校	視覚障害 久我山青光学園(幼・小・中)	世田谷区北烏山4-37-1	3300-6235	
	聴覚障害	大塚ろう学校(幼・小)	豊島区巣鴨4-20-8	3918-3347
		大塚ろう学校永福分教室(幼・小)	杉並区永福1-7-28	3323-8376
		中央ろう学校(中・高)	杉並区下高井戸2-22-10	5301-3031
	肢体不自由	永福学園(小・中・高)	杉並区永福1-7-28	3323-1380
	知的障害	中野特別支援学校(小・中・高)	中野区南台3-46-20	3384-7741
		練馬特別支援学校(高)	練馬区高松6-17-1	5393-3524
	病弱	光明学園(小・中・高)	世田谷区松原6-38-27	3323-8421
	就業技術科	永福学園(高)	杉並区永福1-7-28	3323-1380
		志村学園(高)	板橋区西台1-41-10	3931-2323

■問合せ

学務課 特別支援教育係（子ども・若者支援センター6階、中央1-41-2）

☎5937-3219 FAX5937-3512

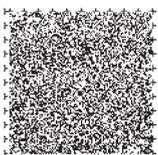
社会教育訪問学級

身体に障害があるために、一人で外出することが困難な方の「学びたい」という学習意欲に応えるため、区が紹介する講師が直接受講生の自宅を訪問し、マンツーマンで学習します。

■問合せ

文化振興・多文化共生推進課 文化振興・多文化共生推進係（区役所6階）

☎3228-8863 FAX3228-5456



点字講習会

点訳ボランティア育成のために点字教室（基礎編・実用編）を行っています。

■問 合 せ

障害者福祉会館 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

手話講習会

聴覚障害者及び言語機能障害者の福祉向上のため、区内在住・在勤・在学の方を対象にした通年制の手話講習会を開催しています。

※年1回募集します。募集については、2月頃の区報および中野区公式ホームページに掲載しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所1階）☎3228-8832 FAX3228-5660

中野区聴覚障害者情報活動センター（社会福祉会館スマイルなかの5階）☎・FAX 5380-3330

コミュニケーション教室

聴覚障害者及び言語機能障害者のコミュニケーション意欲の向上と、人間関係を拡大するため、コミュニケーション教室を開催します。

■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係 ☎3228-8832 FAX3228-5660

中野区聴覚障害者情報活動センター（社会福祉会館スマイルなかの5階）☎・FAX5380-3330

障害者地域自立生活支援セミナー

在宅している障害のある方の社会参加と、自立の促進を図ることを目的として、セミナー等を行っています。

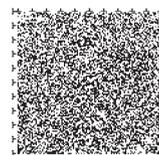
■対 象

在宅の身体障害者、知的障害者およびその家族

■問 合 せ

障害者地域自立生活支援センター（つむぎ）（社会福祉会館スマイルなかの5階）

☎3389-2375 FAX5942-5811



講座・講習会

■内 容

障害者福祉会館では、障害のある方とその家族の趣味や生きがいづくりのお手伝いをしています。書道、あみもの、料理、座位エクササイズなどの講座、講習会を行っています。

■問 合 せ

障害者福祉会館 中野区沼袋 2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

■内 容

中野ボランティアセンターでは、ボランティア活動、地域活動に関する講座等を行っています。

■問 合 せ

中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター（社会福祉会館スマイルなかの3階）
☎5380-0254 FAX5380-6027

障害者スポーツ教室(わくわくスポーツクラブ)

■対 象 者

区内在住・在勤・在学の小学生以上で知的障害がある方。（小学生、会場への行き帰りおよび身仕度が一人でできない方は保護者の付き添いが必要です。）

■内 容

日時：土曜日 年5回 午前9時30分～11時30分

会場：中野特別支援学校（中野区南台3-46-20）

定員：各回 30人

内容：体操、体を動かすゲーム、レクリエーション等を通してスポーツの楽しさを知り、健康および体力づくりの一助とします。

■申請に必要なもの

スポーツ教室参加申込書

■問 合 せ

スポーツ振興課 スポーツ活動係（区役所6階） ☎3228-5586 FAX3228-5626

夏季障害児水泳教室

■対 象 者

区内在住、在学の小・中学生で、知的障害があり、泳力25m未満程度の方

■内 容

日時：7月下旬又は8月上旬（月曜日～金曜日 全5日間） 午後1時30分～3時30分

会場：第二中学校温水プール（中野区本町5-14-16）

定員：30名 ※定員に満たない場合は高校生も可

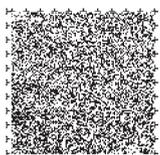
内容：水に親しみ、水泳の基本技術を習得する。参加者の泳力に合わせてグループに分け、指導者15名ほどで指導します。

■申請に必要なもの

水泳教室申込書 水泳教室調査票

■問合せ

スポーツ振興課 スポーツ活動係（区役所6階） ☎3228-5586 FAX3228-5626

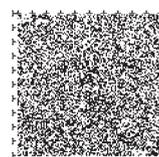


図書館サービス(無料)

種 目	実施図書館	内 容	対 象	障害者サービス登録
宅 配 サ ー ビ ス	全館 (ライブ ラリー除く)	お近くの図書館からご希望の本・雑誌・CD・カセットテープ・ビデオなどをご自宅まで配達して貸出します。また、回収も行います。	図書館へ出かけていくことが困難な下肢・体幹または内部障害1～3級の身体障害者手帳所持者、もしくは同等の障害のある方	要
録音図書貸出 サ ー ビ ス	中央図書館	本を朗読したカセットテープまたはCD、デージー図書等を郵送や宅配で貸出します。中野区立図書館に所蔵がない資料は、全国の図書館からの取り寄せ、またはサピエ図書館等からダウンロードして貸出します。	視覚障害で身体障害者手帳所持者、もしくは印刷活字の本を読むことが不可能または困難な障害のある方	要
点字資料貸出 サ ー ビ ス	中央図書館	中野区立図書館所蔵の点字雑誌および全国の図書館から借り受けた点字図書・雑誌を郵送にて貸出します。	視覚障害で身体障害者手帳所持者、もしくは同等の障害のある方	要
対 面 朗 読 サ ー ビ ス	中央図書館 野方図書館 江古田図書館 上高田図書館 中野東図書館	対面朗読室にて、ご希望の本や雑誌等を対面で朗読します。図書館の本だけでなく、お手持ちの本や取扱説明書なども朗読します。	視覚障害で身体障害者手帳所持者、もしくは同等の障害のある方	要
ファクシミリ サ ー ビ ス	中央図書館	ご自宅のファクシミリを利用して図書館の利用や本についての問い合わせ、調査などにお応えします。 FAX5340-5090	聴覚障害等により音声での会話が不可能または困難な方	要
布の絵本貸出 サ ー ビ ス	全 館	布地にボタンやマジックテープなどを縫い付けて作られた、布の絵本を貸出します。子どもだけでなく、身体や精神などの障害等により紙の本を読むことが困難な方にもご利用いただけます。	図書館の利用者登録をしている方はどなたでも	不要
モニター型・ ルーペ型 拡大読書器の 館内利用	中央図書館 野方図書館 上高田図書館 中野東図書館	対面朗読室にて、拡大読書器を利用できます。 モニター型拡大読書器…中央図書館・中野東図書館 ルーペ型拡大読書器…中央図書館・野方図書館・上高田図書館	視覚障害等により印刷活字の本を読むことが困難な方	不要
音声拡大読書器 の館内利用	中野東図書館	対面朗読室にて、音声拡大読書器を利用できます	視覚障害等により印刷活字の本を読むことが不可能、あるいは困難な方	不要

■ 申込および問合せ

中央図書館 障害者サービス担当 ☎5340-5070 FAX5340-5090



東京都障害者IT地域支援センター

■内 容

IT（情報技術）について、あらゆる人が自分仕様で利用するための機器等の展示や情報の提供を行っています。詳しくは直接東京都障害者IT地域支援センターにお問い合わせください。

◇IT利用相談支援事業

- ①障害のある方やIT利用支援を担当する方などに、技術的な相談や生活上のIT利用目的に合わせた相談や支援などを行っています。
- ②館内の展示スペースでの機器のお試しや当センターのWebサイトにおいて、障害のある方に対するIT関連施設や支援技術機器の最新情報を掲載しています。

◇IT支援者養成研修事業

区市町村職員を対象に障害者IT支援のための講習会を実施しています。

◇その他のサービス

都内の障害者対象講習会のご案内、IT利用支援活動を行っている地域の団体情報などを掲示しています。

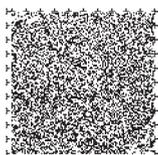
■利 用 時 間

開館時間 午前10時～午後5時30分 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）
※不定期に土曜日の開館もあります。事前にお問い合わせください。

■問 合 せ

☎6682-6308 FAX6686-1277

〒112-0006 文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター 1階



住 宅

身体障害者福祉住宅

■対 象

次の要件をすべて備え、住宅に困窮していて、所得が一定の基準以下であり、申込者（家族用の場合は同居親族を含む）が、暴力団員でない方

- ①区内に引き続き2年以上居住
- ②18～64歳の方（常に車いすを利用している方は65歳以上も可）
- ③単身用は、身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。

家族用は、同居の家族も身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。

※身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は申し込みできません。

■内 容

住宅に困窮している身体に障害のある方が、地域で自立して生活ができるよう、管理人または生活援助員がいて、エレベーター、緊急呼び出しボタン、日常生活異常感知装置等の設備を備えた住宅を提供しています。使用料は収入に応じて減額制度があります。

■施 設

- ◎ 第一 昇 館（12室、うち車いす利用の単身者用5室）
〒165-0035 中野区白鷺1-1
- ◎ 第二 昇 館（14室、うち家族用1室、車いす利用の単身者用3室）
〒165-0035 中野区白鷺1-7

■問 合 せ

住宅課 住宅政策係（区役所9階） ☎3228-5559 FAX3228-5669

グループホーム（共同生活援助）

■対 象

一定の支援や介護が必要な障害者で、地域生活を希望される方

■内 容

<介護サービス包括型グループホーム>

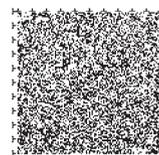
障害者が、主に夜間において、世話人による家事等の日常生活の支援や生活支援員による食事や入浴、排せつなどの介護サービスを受けながら共同生活を行うところです。

<外部サービス利用型グループホーム>

障害者が、主に夜間において、世話人による家事等の日常生活の支援を受けながら共同生活を行うところです。必要な場合、居宅介護事業所の介護サービスを受けることもできます。

<日中サービス支援型グループホーム>

常時の支援体制を確保したうえで、介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を行うところです。



■施設

115ページ施設一覧「グループホーム」をご覧ください。

■問合せ

障害福祉相談窓口（区役所 1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

住み替えの支援

1 住み替え住宅の情報提供

■対象

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または愛の手帳所持者を含む世帯等

■内容

障害者世帯が、区内の民間賃貸住宅へ転居を必要とする場合、窓口にて相談を受けた後、住み替え支援事業協力店の協力を得て、民間賃貸住宅の情報を提供し、お住まい探しの支援を行うものです。

2 住み替えにお困りの方への支援事業

■対象

区内の民間賃貸住宅に転居する、下記に該当する世帯

- ①身体障害者手帳 1～4級 愛の手帳 1～3度 精神障害者保健福祉手帳 1・2級の手帳の交付を受けている者を含む世帯
- ②前年の所得が一定基準以下であること。
- ③生活保護を受給していないこと。

■内容

区内の民間賃貸住宅に入居する際に利用するサービスについて、所得等の要件を満たす方に費用の一部を区が補助します。

<家賃債務保証サービス>

連帯保証人がいないため、国に登録している家賃債務保証業者を初めて利用して区内の民間賃貸住宅に住み替えをした場合

※補助金額 保証料の一部（30,000円を限度）

<緊急連絡先代行サービス>

居住支援法人、又は居住支援法人から紹介された法人を初めて利用して緊急連絡先代行サービスの契約をし、区内の民間賃貸住宅に住み替えをした場合

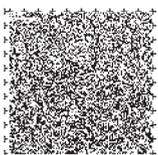
※補助金額 契約料の一部（10,000円を限度）

<あんしん居住サービス>

単身世帯限定

民間賃貸住宅に入居する際に、入居者が死亡した時の葬儀の実施及び残存家財の片付けを提供するサービスに初めて加入する場合

※補助金額 事務手数料（20,000円を限度）



3 あんしんすまいパック

■対象

区内の民間賃貸住宅に居住している、または居住を予定している単身世帯の障害者で、下記に該当する方

- ①前年の所得が一定の基準以下であること
- ②メール受信のできる指定連絡先の方がいること
- ③固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれか（ダイヤル式を除く）をお持ちの方

■内容

あんしんすまいパックは、「継続的な安否確認サービス」と「自宅内孤独死の補償」がセットになった民間事業者が提供するサービスです。初回登録料と月額利用料がかかります。所得等の要件を満たす場合は、初回登録料を区が補助します。

- ①継続的な安否確認サービス（ア又はイ）
 - ア 電話（自動音声）による確認
 - イ 室内のライトの点灯状況による確認

②自宅内での孤独死対応

残存家財の片付け及び原状回復費用の一部補償

※補助金額 初回登録料 11,000円 ～ 22,000円

サービスの内容により初回登録料と月額利用料の金額が異なります。

■問合せ

住宅課 住宅政策係（区役所9階） ☎3228-5581 FAX3228-5669

都営住宅入居者の募集

■対象

次の要件をすべて備え、住宅に困窮していて、所得が一定の基準以下であり、申込者（世帯向けの場合は同居親族を含む）が暴力団員でない方

1. 単身者向け

- ①都内に3年以上居住していること
- ②身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている者、またはハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方

2. 世帯向け（一般募集住宅）

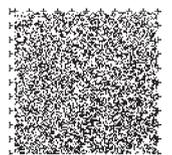
- ①都内に居住し、同居親族がいること
- ※障害者世帯等には、抽選の優遇資格があります。

3. 世帯向け（ポイント方式・心身障害者世帯用）

- ①申込者本人が都内に3年以上居住していること
- ②同居親族がいること
- ③身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者のいる世帯であること

4. 単身者用車いす使用者向け

- ①申込者本人が都内に3年以上居住していること
- ②車いす使用者であること（身体障害者手帳1・2級または戦傷病者手帳の交付を



受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者)

5. 車いす使用者世帯向け

- ①都内に居住していること
- ②同居親族がいること
- ③申込者または同居親族の中に車いす使用者がいること（身体障害者手帳1・2級または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者）
- ④車いす使用者は都内に居住する満6歳以上の方であること
- ⑤車いす使用者は住居内の移動に車いすの使用を必要としていること

■内 容

都営住宅年間募集予定

募集の時期	対 象
5月上旬・11月上旬	単身者向・家族向（一般募集住宅）
8月上旬・2月上旬	単身者向、家族向（ポイント方式）

■問 合 せ

JKK東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター ☎3498-8894

都営住宅使用料の特別減額

■対 象

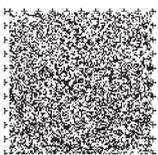
身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を有する特殊疾病（難病）患者の方が同居する世帯です。ただし、世帯の所得が一定額以下の場合に限ります。

■内 容

使用料が最高で2分の1に減額されます。

■問 合 せ

JKK東京（東京都住宅供給公社）お客様センター ☎0570-03-0071



しごと

職業相談

中野区障害者福祉事業団(愛称:ニコニコ事業団)

就労を希望する障害のある方に、就労に関する相談、就職の支援、就職後の定着・生活支援を総合的に行っています。

■問 合 せ

〒165-0026 中野区新井2-8-13 ☎3388-2941 FAX3388-2942

ハローワーク新宿(公共職業安定所)

障害のある方の採用や求人・求職者情報、関連する制度等について、職業相談や職業紹介を行っています。

■問 合 せ

〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10
ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎 ☎3200-8609 FAX3232-0031

東京障害者職業センター

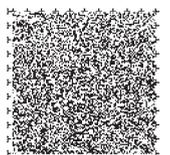
障害者職業カウンセラー等を配置し、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

■予 約

要予約。あらかじめお電話でお問い合わせください。

■問 合 せ

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階 ☎6673-3938 FAX6673-3948



東京障害者職業能力開発校

職業的自立が見込まれ1日8時間の訓練が受けられる障害のある方に、職業訓練を実施しています。ハローワークに求職登録が必要です。通学が困難な方のために寮の設備もあります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

■訓練科目

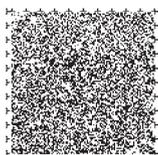
ビジネス、グラフィック、建築CAD、ものづくり、調理・清掃サービス、製パン、就業支援、実務作業、職域開発、OA実務、オフィスワーク

■費用

授業料無料

■問合せ

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 ☎042-341-1411（代表） FAX042-341-1451
または、お近くのハローワークまで



施設

障害者福祉会館

■主な事業内容

区内の障害のある方等が地域住民との連帯の中で、交流と相互理解を深めることによって、福祉向上を図ることを目的として、次の事業を行っています。

- ①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
- ②自立訓練（障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練））
- ③地域活動支援センター
- ④入浴サービス
- ⑤講座・講習会
- ⑥自主サークルの支援
- ⑦施設提供事業 [多目的室・スポーツ訓練室・調理実習室・音楽室・図書室(福祉図書)・作品展示ギャラリー（アルモニー）]

■利用相談

障害者福祉会館

〒165-0025 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

かみさぎこぶし園

■主な事業内容

障害者に必要な支援を行う事により、生活の充実及びその自立を図ることを目的として次の事業を行っています。

- ①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
創作活動や作業活動の提供、機能訓練、健康維持・衛生への支援、行事等
- ②入浴サービス（機械入浴）

■利用相談

かみさぎこぶし園

〒165-0031 中野区上鷲宮1-21-30 ☎5241-8121 FAX5241-8123

弥生福祉作業所

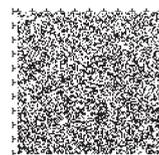
■対象

次の2点の条件を満たす方

- ①主たる障害として知的障害または身体障害のある方
- ②障害福祉サービスの生活介護、就労移行支援または就労継続支援(B型)の支給決定を受けた方

■主な事業内容

- ①生活介護（障害者総合支援法に基づく生活介護）
- ②就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援）
- ③就労継続支援B型（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型）



④就労定着支援（障害者総合支援法に基づく就労定着支援）

仕事を提供し、作業・生活・就労支援を通して自立を図る通所施設です。作業時間等に応じた工賃が支払われます。また、生活介護では作業の他に創作活動等を取り入れた活動を提供します。

<主な作業項目>

受 託：ダイレクトメール等の封入封緘、シール貼り、ポスティング、清掃等

自主生産：カードケース、ポチ袋、メモ帳セット、刺繍製品等

■利 用 相 談

弥生福祉作業所

〒164-0013 中野区弥生町4-36-15 ☎3384-2939 ファク3384-2896

仲町就労支援事業所

■対 象

次の2点の条件を満たす方

①主たる障害として精神障害がある方

②障害福祉サービスの就労移行支援または就労継続支援（B型）の支給決定を受けた方

■主な事業内容

①就労移行支援（障害者総合支援法に基づく就労移行支援）

②就労継続支援B型（障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型）

就労に向けた支援及び作業支援を行う事で、自立を図る通所施設です。作業時間等に応じて工賃が支払われます。

<主な作業項目>

受 託：名刺・ちらし等の印刷、施設清掃、クリーニングなど

自主生産：ろうそく、オリジナルプリントTシャツ、菜園等

■利 用 相 談

仲町就労支援事業所

〒164-0011 中野区中央3-19-1 ☎3360-1571 ファク3360-1573

療育センターアポロ園

■主な事業内容

発達の問題や障害のある就学前の子どもとその保護者に対して、次のような事業を通して、家庭や地域の中でともに生活できるよう支援を行う施設です。

①療育相談

②児童発達支援（児童福祉法に基づく児童発達支援）

③保育所等訪問支援（児童福祉法に基づく保育所等訪問支援）

④障害児相談支援（児童福祉法に基づく障害児相談支援）

⑤一時保護（小学生まで）

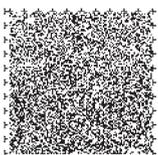
⑥おもちゃライブラリー（就学前の子どもならどなたでも、障害のある方は年齢を問いません）

■利 用 相 談

①～③ 各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

④～⑥ 療育センターアポロ園

〒165-0022 中野区江古田4-43-25 ☎3389-3700 ファク3389-3760



子ども発達センターたんぽぽ

■主な事業内容

重度・重複障害のあるお子さんを対象に、次のような事業を通して、訓練や放課後等の支援を行う施設です。

- ① 児童発達支援（児童福祉法に基づく児童発達支援）
- ② 放課後等デイサービス（児童福祉法に基づく放課後等デイサービス）
- ③ 居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援）
- ④ 一時保護（おおむね1歳から高校生）

■利用相談

- ①～③ 各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）
- ④ 子ども発達センターたんぽぽ

〒165-0021 中野区丸山1-17-2 ☎5343-7883 FAX5343-7893

放課後デイサービスセンターみずいろ

■主な事業内容

発達の課題や障害のあるお子さんを対象に、次のような事業を通して放課後や夏休み等の学校休業日の支援を行う施設です。

- ① 放課後等デイサービス（児童福祉法に基づく放課後等デイサービス）
- ② 一時保護（小学生から高校生）

■利用相談

- ① 各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）
- ② 放課後デイサービスセンターみずいろ

〒165-0021 中野区丸山1-17-2 ☎3388-5777 FAX3388-5666

療育センターゆめなりあ

■主な事業内容

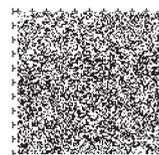
発達の課題や障害等のあるお子さんを対象に、次のような事業を通して、訓練や放課後等の支援を行う施設です。

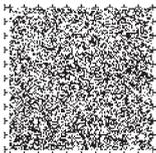
- ① 療育相談
- ② 児童発達支援（児童福祉法に基づく児童発達支援）
- ③ 放課後等デイサービス（児童福祉法に基づく放課後等デイサービス）
- ④ 保育所等訪問支援（児童福祉法に基づく保育所等訪問支援）
- ⑤ 障害児相談支援（児童福祉法に基づく障害児相談支援）
- ⑥ 一時保護（高校生まで）

■利用相談

- ①～④ 各すこやか福祉センター（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）
- ⑤・⑥ 療育センターゆめなりあ

〒164-0013 中野区弥生町5-5-2 ☎6382-4781 FAX6382-4782





通所施設(民間)

■主な事業内容

民間事業者が運営する在宅障害者のための通所施設です。事業内容や作業内容は各施設により違いがあります。

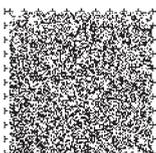
■利用相談

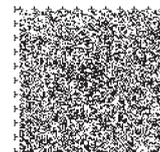
直接、113～114ページ施設一覧「通所施設(民間)」の各施設へ、ご相談ください。

社会福社会館(愛称:スマイルなかの)

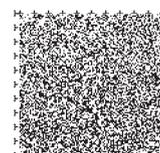
この施設は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援するとともに、障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的としています。また地域との交流、地域の活性化に先導的な役割を果たすように配慮しています。 <所在地:〒164-0001 中野区中野5-68-7>

7階	スマイル歯科診療所 ☎5380-0334 FAX5380-0336	対象内容 区内に居住する障害者等で通院が可能な方 一般の歯科診療所での診療が困難な障害者等で通院が可能な方に、歯科診療・摂食機能訓練・口腔衛生指導および相談を実施しています。 開業時間 午前9時～12時 午後1時～5時 休診日 月・金曜日、祝日、12月29日～1月5日 申し込み 直接または電話でお申込みください。
	在宅療養(摂食・えん下機能)支援センター ☎・FAX3228-0051	内容 摂食・えん下機能について、歯科衛生士による電話相談を行っています。 必要に応じて、医師・歯科医師による訪問診療(自己負担あり)、医療機関の紹介も行います。 開業時間 午前9時～12時 午後1時～5時 休業日 月・金曜日、祝日、12月29日～1月5日
6階	地域生活支援センター「せせらぎ」 ・相談支援事業 ・地域活動支援センター事業 ☎3387-1326 FAX3387-1347 初回相談専用 ☎3387-1356 相談専用 ☎3387-0993	対象内容 原則区内在住の精神障害者やその家族等 電話、面接による相談事業や生活に役立つ講座、オープンスペースの開設など、地域で生活していくための各種支援を行っています。 開設時間 <オープンスペース、電話・来所相談> 火・水・木 午前11時30分～午後7時30分 金 午後1時～午後8時30分 土・日 午前10時～午後5時 <居住サポート事業> 一般住宅への入居にあたり、自力で手続きが困難な人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行います。 <通所事業(革工芸・木工などの創作活動)> 火・土 午後1時30分～午後3時30分 <心の相談室> 臨床心理士によるカウンセリング 毎週水 午前11時～午後6時30分(1日6枠) 土 午前9時～午後4時30分(1日6枠) 1人1時間以内、月2回まで 予約制☎3387-1326 休業日 月曜日、祝日、年末年始

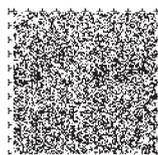




5階	障害者社会活動センター ☎5380-0891 FAX5380-0897	内 容 障害者の自主的活動を支援するための施設です。多目的室、会議室、和室等の受付 開設時間 午前9時～午後10時 利用時間 利用は①午前（9時から正午） ②午後（1時から5時） ③夜間（6時から10時）の3区分 休 業 日 第3月曜日、年末年始 利用申込 利用証の交付→電話等で会議室等の申込（利用3か月前より受付）
	障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」 ☎3389-2375 FAX5942-5811	内 容 ①ホームヘルプ、通所サービス、ショートステイ等の利用援助 ②社会資源を活用するための支援等情報提供 ③専門機関への紹介 ④セミナーの実施 ⑤ピアカウンセリング（当事者相談） ⑥福祉サービス申請の代行 ⑦発達障害・高次脳機能障害の専門相談 ⑧障害者理解促進研修・啓発事業 利用時間 午後1時から午後6時45分（受付は午後6時30分まで） 電話相談は、24時間受けています。 休 業 日 月曜日、祝日、年末年始（12月27日～1月4日） メールアドレス tsumugi@axel.ocn.ne.jp
	中野区福祉団体連合会 ☎・FAX 3388-5191	内 容 障害者の自立活動を支援する会で、10の障害者団体から成り立っています。 ご用の際は、留守番電話にメッセージをお願いいたします。後日、担当者より折り返しいたします（折り返しのお電話番号も必ずお伝えください）。
4階	中野区社会福祉協議会 ☎5380-0751 FAX5380-0750	内 容 会員募集、寄付相談、歳末たすけあい、会議室受付 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前9時～午後5時 メールアドレス soumu@nakanoshakyo.com HPアドレス http://www.nakanoshakyo.com
	生活福祉資金貸付相談 ☎5380-5775 FAX5380-0750	内 容 生活福祉資金貸付相談（要予約） 休 業 日 土・日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前9時～午後5時
	アシストなかの （権利擁護事業） ☎5380-6444 FAX5380-0591	内 容 保健福祉サービス利用総合相談、地域福祉権利擁護事業、苦情解決相談 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始（土曜日は、窓口・電話での相談のみ） 開業時間 午前9時～午後5時 メールアドレス shien@nakanoshakyo.com
	中野区 成年後見支援センター ☎5380-0134 FAX5380-0591	内 容 成年後見制度、成年後見申立て手続き、後見業務等についての相談、成年後見制度説明会など 開業時間 午前9時～午後5時 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始（土曜日は窓口、電話での相談のみ） メールアドレス shien@nakanoshakyo.com
3階	ほほえみサービス事業 ☎5380-0753 FAX5380-6027	内 容 会員制有料在宅福祉サービス、家事・外出の援助、介護援助、産前・産後の家事援助など 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前8時30分～午後5時 メールアドレス hohoemi@nakanoshakyo.com



3階	中野区ファミリー・サポート事業 ☎5380-0752 FAX5380-6027	内 容 会員制有料育児援助サービス、①一般援助活動 保育園の送迎、子どもの預かりなど ②特別援助活動(対象は就労世帯) 病気の子ども預かりなど 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前8時30分～午後6時
	中野ボランティアセンター ☎5380-0254 FAX5380-6027 ボランティア相談専用 ☎5380-0255	内 容 ボランティア活動の相談・団体活動支援・講座の実施など 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前9時～午後5時 メールアドレス vc@nakanoshakyo.com
	福祉何でも相談 ☎5380-0776 FAX5380-6027	内 容 毎日の生活で気になること、心配なこと、不安なことなど福祉に関する相談に対応します。 休 業 日 日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前9時～午後5時 メールアドレス nandemo@nakanoshakyo.com
	ひきこもり相談 ☎090-5412-0666 FAX5380-6027	内 容 ひきこもりに関するご相談に、社会福祉士が電話・メール、面談、訪問等でお話を伺います。 休 業 日 土・日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間 午前9時～午後5時 メールアドレス tunagaru@nakanoshakyo.com
	会議室 ☎5380-0751	利用時間 午前9時～午後10時 利用は①午前(9時～正午) ②午後(1時～5時) ③夜間(6時～10時)の3区分 ※一般団体については有料となります。 休 業 日 第三月曜日、年末年始 申込受付 社会福祉協議会(4階)
2階	なかの芸能小劇場 ☎5380-0931 FAX5380-0932	開館時間 午前9時～午後10時 休 館 日 第三月曜日(休日にあたる場合はその翌日)、年末年始
1階	自由通路、喫茶コーナー	

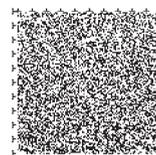


中野区障害者福祉事業団(愛称:ニコニコ事業団)

中野区内に住所を有する障害者に対し、就労に係る相談から適性に応じた雇用促進の推進を図るため、就労機会の開拓から職場定着までの支援を進め、併せて福祉活動の向上に寄与することを目的としています。

<所在地> 〒165-0026 中野区新井2-8-13 ☎3388-2941 FAX3388-2942

事業項目		事業案内
就労支援センター事業	障害者の就労相談・就労支援・雇用促進に関する事業	就職に関する相談・助言・登録など
		就職後の定着生活支援・就職者のたまり場など
		職場等体験実習・面接等同行支援など
		企業開拓・職域開拓など
		その他就労支援全般に係る支援など
就労支援ネットワーク	区内障害者関係機関、施設で構成し、雇用や受注促進などの連携を図る。事務局を運営	
障害者のための「就職準備フェア」	3区(中野・杉並・新宿)就労支援機関・ハローワーク等で共催し就職準備セミナー等を開催	
登録障害者の直接雇用	登録障害者を受付管理・販売員として直接雇用	
連携事業 施設等との障害者就労	仕事の共同受発注支援	区及び民間企業からの共同受注及び障害者就労施設への仕事分配、提供
		民間企業からの新規開拓及び共同受注の推進
営 相談支援事業所の運営	相談支援事業所「わ・らいふ」の運営	総合相談のほか、計画相談支援・モニタリングを実施
	特別支援学校・障害者就労施設連携強化事業	特別支援学校や就労施設へ訪問し、個々が希望する自立の実現に向けて、相談、助言等を含めたアセスメントを実施する。さらに、特別支援学校卒業後の進路先へスムーズな移行の実現を目指している
業の運営 サービス事業 障害福祉	多機能型事業所の運営	就労移行支援事業所「ワーカライズ ニコ」の運営 [定員8名]
		自立訓練(生活訓練)事業所「ここね」の運営 [定員12名]
社会活動等推進事業 その他の障害者の	福祉サービス提供事業	障害者社会活動センター運営管理・声のなかの区報等視覚障害者情報提供・障害者団体バス派遣事業
	障害者及び健常者との交流・啓発事業	ユニークダンスを楽しむ区民の集いなどのふれあい交流事業
	その他の事業	ふれあいショップアザレア(福祉売店)の運営による障害者施設等の自主製品販売など



権 利 擁 護

障害者差別解消に関する相談窓口

■内 容

中野区においては、日々の業務の中で担当所管（各課）において、合理的配慮の提供等を行いますので、原則として、合理的配慮の提供や障害者差別に関する相談は各課に申し出をしてください。なお、担当所管（各課）との相談において解決にいたらないような場合には、障害者差別解消に関する相談窓口にて相談に応じます。

■問 合 せ

〈区の業務に関する相談〉

福祉推進課 庶務係（区役所 6 階） ☎3228-8757 FAX3228-5662

〈その他障害者差別解消に関する一般的な相談〉

障害福祉相談窓口（区役所 1 階） ☎3228-8832 FAX3228-5660

福祉オンブズマン

■内 容

区の各種福祉サービスの提供や金銭の給付、施設入所等の措置など、区の福祉サービスの個別の適用に関する苦情について、福祉オンブズマン（福祉サービス苦情調整委員）に申し立てをすることができます。

申し立てを受け付けた福祉オンブズマンは、公平な第三者の立場で調査・審査をし、その結果を申立人に文書で回答します。福祉オンブズマンは審査の結果によっては、区に対し、是正や改善・検討を求める意見を表明します。区はこの意見を尊重し、誠実に対応する義務があります。

■申し立ての方法

下記問合せ先に、電話等で住所・氏名・苦情の要旨を伝え、申立日の予約をしてください。申立日は毎週火曜日(第 5 週を除く)、福祉オンブズマンが直接、話を伺います。申し立ては来室でも電話でもできます。

■問 合 せ

福祉推進課 庶務係（区役所 6 階） ☎3228-8757 FAX3228-5662

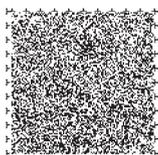
民間福祉サービス紛争調停制度

■内 容

民間福祉サービス紛争調停制度は、高齢者や障害者、子ども等のための民間福祉サービスで、区民と事業者の間に起きた紛争について解決するための制度です。

民間福祉サービスの利用に関する紛争で、事業者と話し合いを重ねても解決できない場合等に、区長に対して調停の申請を行うことができます。

申請できる内容は、民間の事業者が中野区の区域内において有償で行う福祉サービスの利用に関する紛争で、その事実があった日から 1 年以内のものです。なお、内容によっては紛争調停の対象とならない場合があります。



■問 合 せ

福祉推進課 庶務係（区役所6階） ☎3228-8757 FAX3228-5662

障害者虐待防止センター

■内 容

虐待の通報や届出の受理、虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言、障害者虐待の防止などに関する広報・啓発活動などを行います。

■虐待の通報・届出先

障害福祉課 基幹相談支援係（区役所1階） ☎3228-8703 FAX3228-5611

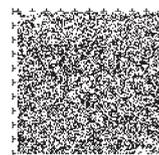
中部すこやか障害者相談支援事業所 ☎3367-7810 FAX3367-7811

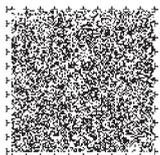
北部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5942-5800 FAX5942-5802

南部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5340-7888 FAX5340-7880

鷺宮すこやか障害者相談支援事業所 ☎6265-5770 FAX6265-5772

区役所夜間・休日窓口（夜間、土・日、祝日、年未年始） ☎3389-1111





成年後見制度

■法定後見制度の内容

認知症、知的障害、精神障害のある方などで、判断能力が不十分な方の財産の管理や契約などの法律行為を、本人に代わって法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う制度です。本人や四親等以内の親族が家庭裁判所に申し立てをし、判断能力が不十分なために、契約などの法律行為について意思決定が困難な方を保護・支援します。

成年後見人等には、家庭裁判所によって、家族や親族のほか、第三者である弁護士や司法書士等がその専門性を生かして成年後見人等に選任されています。

成年後見人等の就任中の職務は、大きく分けて、①財産管理事務 ②身上監護事務 ③家庭裁判所への報告事務があります。

■費用

申立て時：収入印紙、郵便切手等で約7,000円(都の場合6,670円、令和4年度)がかかります。鑑定を行う場合は、別途鑑定費用がかかります(後日納付)。

援助開始後：成年後見人等への報酬…月額2万円程度が基準(財産や業務内容を考慮して家庭裁判所が決めます)

※中野区では、所得の少ない方も成年後見制度の利用がしやすくなるよう、申立経費の助成や成年後見人等報酬費用の助成をおこなっています(利用要件あり)。

中野区成年後見支援センター ☎5380-0134

■任意後見制度の内容

任意後見制度とは、判断能力があるうちに、将来、自分の判断能力が低下したり喪失したりした場合に、自分の選んだ人に任意後見人になってもらい、何をやって欲しいかを事前に任意後見契約により締結しておく制度です。

まず、任意後見契約を結ぼうとする人が任意後見人になってほしい人を選び、その人と、公正証書により契約を結びます。その後、本人の判断能力が低下した段階で、本人、配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。この選任の時から任意後見契約が効力を生じます。

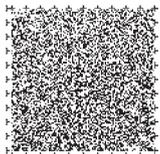
公正証書は、公証役場において公証人が作成し、公証役場から後見登記がなされます。

任意後見制度に関する費用は、公正証書作成手数料、登記嘱託手数料、印紙代等が必要です。

公証役場 中野公証役場 ☎5318-2255

■相談窓口

中野区成年後見支援センター	☎5380-0134	FAX5380-0591
障害者支援係(区役所1階)	☎3228-8706	FAX3228-5665
中部すこやか福祉センター	☎3367-7788	FAX3367-7789
北部すこやか福祉センター	☎3389-4323	FAX3389-4339
南部すこやか福祉センター	☎3380-5551	FAX3380-5532
鷺宮すこやか福祉センター	☎3336-7111	FAX3336-7134



選 挙

代理投票

■対 象

心身の故障その他の理由で、投票用紙に自書できない方

■内 容

投票所・期日前投票所の係員の代筆で投票する制度です。投票の秘密はかたく守られます。希望する方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

■問 合 せ

選挙管理委員会事務局（区役所9階） ☎ 3228-5541 ファク 3228-5687

点字投票

■対 象

視覚障害のある方

■内 容

点字により投票する制度です。希望する方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

■問 合 せ

選挙管理委員会事務局（区役所9階） ☎ 3228-5541 ファク 3228-5687

郵便等による不在者投票

■対 象

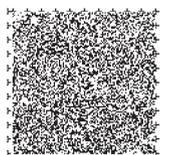
身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証所持者で、次の障害等に該当する方

	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である者		

■内 容

身体に重い障害などがあって、投票所に行くことが困難な方が郵便または信書便により、自宅等で投票する制度です。選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会にあらかじめ申請して、「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

選挙の投票については、投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を添えて、投票用紙と封筒を選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会に請求してください。送付された投票用紙に記載(代理記載制度利用者は代理人が記載)し、送付された封筒に入れて、郵便等により返送します。



郵便等による不在者投票の対象者で、次の障害等の程度に該当する方は、「代理記載制度」が利用できます。

- ①身体障害者手帳 上肢障害または視覚障害（1級）
- ②戦傷病者手帳 上肢障害または視覚障害（特別項症から第2項症）

「代理記載制度」とは、選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会にあらかじめ届け出た「代理記載人（選挙権を有する方に限ります。）」に、投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

■問 合 せ

選挙管理委員会事務局（区役所9階） ☎ 3228-5541 FAX3228-5687

指定施設での不在者投票

■対 象

都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む）に入所、入院中で、投票所に行けない方

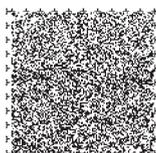
■内 容

都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む）内で、不在者投票管理者（施設長）のもとで不在者投票ができる制度です。

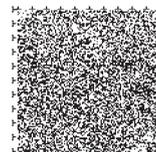
投票用紙の請求は、施設長が行いますが、自分で直接、選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会に請求することもできます。

■問 合 せ

選挙管理委員会事務局（区役所9階） ☎ 3228-5541 FAX3228-5687



相談の窓口



名 称	所在地	電 話	FAX	頁
障害福祉相談窓口（区役所1階）	中野区中野4-8-1	3228-8956	3228-5665	12
中部すこやか福祉センター	中野区中央3-19-1	3367-7788	3367-7789	12
北部すこやか福祉センター	中野区江古田4-31-10	3389-4323	3389-4339	12
南部すこやか福祉センター	中野区弥生町5-11-26(みなみらいす内)	3380-5551	3380-5532	12
鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮3-58-10	3336-7111	3336-7134	12
中部すこやか障害者相談支援事業所	中野区中央3-19-1	3367-7810	3367-7811	13
北部すこやか障害者相談支援事業所	中野区江古田4-31-10	5942-5800	5942-5802	13
南部すこやか障害者相談支援事業所	中野区弥生町5-11-26(みなみらいす内)	5340-7888	5340-7880	13
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	中野区若宮3-58-10	6265-5770	6265-5772	13
障害者地域自立生活支援センター（つむぎ）	中野区中野5-68-7スマイルなかの5F	3389-2375	5942-5811	13・105
地域生活支援センター（せせらぎ）	中野区中野5-68-7スマイルなかの6F	3387-1326	3387-1347	13・104
精神障害者地域生活支援拠点（ippuku）	中野区東中野1-18-5-102	080-7296-5225	なし	14
中野区児童相談所	中野区中央1-41-2(みらいステップなかの内)	5937-3289	5937-3354	14
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽河岸1-1(東京都飯田橋行合セトララプラザ12~15F)	3235-2946	3235-2968	14

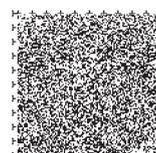
施設一覧

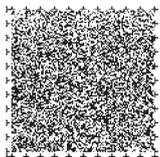
●通所施設（区立）

名 称	所 在 地	施設種別	定員	主な対象	頁
障害者福祉会館	中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175	生活介護 自立訓練（機能訓練）	32人 20人	知・身 身	25・101
かみさぎこぶし園	中野区上鷺宮1-21-30 ☎5241-8121 FAX5241-8123	生活介護	45人	知・身	25・101
弥生福祉作業所	中野区弥生町4-36-15 ☎3384-2939 FAX3384-2896	生活介護 就労移行支援 就労継続支援（B型） 就労定着支援	20人 10人 45人 —	知・身	25・26・101
仲町就労支援事業所	中野区中央3-19-1 ☎3360-1571 FAX3360-1573	就労移行支援 就労継続支援（B型）	6人 21人	精	26・102

●通所施設（民間）

名 称	所 在 地	施設種別	定員	主な対象	頁
杉の子城山	中野区中野1-6-12 ☎3364-5381 FAX3364-5381	生活介護 就労継続支援（B型）	30人 10人	知	25・26・104
杉の子弥生	中野区弥生町2-5-11 ☎3373-1236 FAX3373-1236	生活介護 就労継続支援（B型）	10人 10人	知	25・26・104
杉の子大和	中野区大和町3-18-2 ☎3336-6294 FAX3336-6294	生活介護 就労継続支援（B型）	10人 10人	知	25・26・104
杉の子丸山	中野区丸山1-4-5 ☎3385-8565 FAX3385-8565	生活介護 就労継続支援（B型）	15人 15人	知	25・26・104
中野区東部福祉作業センター	中野区中央2-22-10-101 ☎3366-2940 FAX3366-2945	就労継続支援（B型）	20人	身	26・104
ふらっとなかの	中野区本町5-40-14 ☎6805-6580 FAX6805-6581	生活介護 就労継続支援（B型）	20人 20人	知	25・26・104





●通所施設（民間）

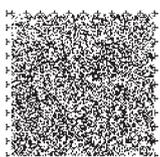
名 称	所 在 地	施設種別	定員	主たる対象	頁
ココニーもみじやま支援センター	中野区中野5-3-32 ☎5318-9952 FAX5318-9953	生活介護 就労移行支援 就労継続支援（B型）	30人 6人 64人	知・身	25・26・104
ココニー中野	中野区江原町2-6-7 ☎3953-3541 FAX3565-0471	生活介護 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	14人 6人 10人 50人	知・身・精	25・26・104
障害者支援施設江古田の森	中野区江古田3-14-19 ☎5318-3711 FAX5318-3712	生活介護	30人	知・身	25・104
あとりえふぁんとむ	中野区東中野4-2-2篠木ビル2・3F ☎3360-3517 FAX3360-3587	就労継続支援（B型）	20人	精	26・104
すばるカンパニー	中野区若宮1-54-15 ☎3339-6541 FAX3339-3811	就労継続支援（B型）	32人	知・精	26・104
カサ デ オリーバ	中野区本町5-35-9 ☎5340-8898 FAX5340-8898	就労継続支援（B型）	20人	精	26・104
ワークセンター翔和	中野区中央1-32-6フォーチュンハウス101 ☎5338-0338 FAX3365-5401	就労移行支援 就労継続支援（B型） 就労定着支援	12人 20人 —	知・精	26・104
翔和学園 大学部(自立訓練)	中野区中央1-38-1アクロスシティ中野坂上ビル ☎5338-0338 FAX3365-5401	自立訓練（生活訓練）	40人	知・精	25・104
ディーキャリアITエキスパート中野オフィス	中野区中野4-7-2 SHビル3F ☎6454-0427	就労移行支援	20人	精	26・104
就労支援センター ステツ中野	中野区中野4-7-1野口ビル3F ☎5942-8931 FAX5942-8932	就労移行支援 就労定着支援	20人 —	知・身・精	26・104
にじ中野坂上	中野区本町2-45-13山手ビル6F ☎6276-8663 FAX6276-8664	就労移行支援 就労定着支援	20人 —	精	26・104
ワクわーく	中野区白鷺1-30-6深澤ビル4F ☎5356-7371 FAX5356-7372	就労継続支援（A型）	19人	知・精	26・104
リエワークステーション中野	中野区野方4-19-1グランデ634 ☎5937-0483 FAX5937-0484	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労定着支援	6人 14人 —	知・身・精	25・26・104
ワーカライズ ニコ	中野区新井2-8-13 ☎3388-2941 FAX3388-2942	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	12人 8人	知・精 知・身・精	25・26・104
Su-Clu-Lab Terrace	中野区東中野2-11-14 ☎6279-3870 FAX6279-3873	生活介護	20人	知	25・104

●施設入所支援施設

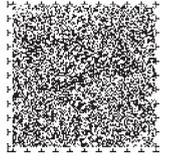
名 称	所 在 地	施設種別	定員	主たる対象	頁
障害者支援施設江古田の森	中野区江古田3-14-19 ☎5318-3711 FAX5318-3712	施設入所支援	40人	知・身	25
メイプルガーデン	中野区中野5-26-18 ☎3387-0262 FAX5942-7061	施設入所支援	60人	知	25

●短期入所施設（ショートステイ）

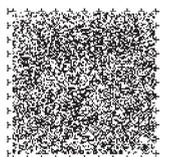
名 称	所 在 地	施設種別	定員	主たる対象	頁
しらさぎホーム	中野区白鷺2-51-5 ☎3336-6511 FAX3336-5220	短期入所(併設型)	2人	知・身・児	25
メイプルガーデン	中野区中野5-26-18 ☎3387-0082 FAX3387-0820	短期入所(併設型)	5人	知	25
障害者支援施設江古田の森	中野区江古田3-14-19 ☎5318-3711 FAX5318-3712	短期入所(併設型)	4人	知・身	25
中野江原短期入所	中野区江原町3-23-2 ☎5988-7619 FAX5988-7629	短期入所(単独型)	2人	知	25
ショートステイやまゆり	中野区江原町2-8-2 ☎5906-5321 FAX5983-0209	短期入所(併設型)	1人	知	25
ショートステイ翔和	中野区江原町2-26-13 ☎5906-5432	短期入所(併設型)	2人	知・精	25
もみじやま短期入所	中野区中野5-3-32 ☎5318-9957	短期入所(単独型)	4人	知・身	25

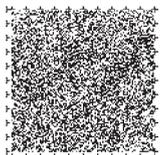


●グループホーム



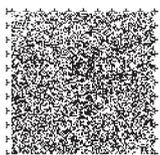
	名 称	法 人 連 絡 先	法人電話	法人FAX	頁	
知的	あいいくの家（中野坂上）	社会福祉法人中野あいいく会	3371-5231	3371-5231	26・95	
	あいいくの家（上高田）	社会福祉法人中野あいいく会	3371-5231	3371-5231	26・95	
	あいいくの家（丸山1）	社会福祉法人中野あいいく会	3371-5231	3371-5231	26・95	
	あいいくの家（丸山2）	社会福祉法人中野あいいく会	3371-5231	3371-5231	26・95	
	かりん（トトロのいえ）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	かりん（みかん）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	かりん（どんぐり）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	かりん（さくらそうのいえ）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	かりん（スミレのいえ）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	かりん（くるみのいえ）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	かりん（かりん）	社会福祉法人愛成会	3387-0082	3387-0820	26・95	
	中野第二江原寮（えはらハイツⅡ）	社会福祉法人東京コロニー福祉事業本部	5988-7619	5988-7629	26・95	
	中野第二江原寮（えはらハイツⅢ）	社会福祉法人東京コロニー福祉事業本部	5988-7619	5988-7629	26・95	
	城北地域生活支援センター（中野しいの木寮）	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	5389-2600	5389-4090	26・95	
	ケアホームやまゆり	社会福祉法人南東北福祉事業団	5318-3711	5318-3712	26・95	
	どれみふぁ	特定非営利活動法人くぬぎ	6382-8954	6382-8954	26・95	
	グループホーム中野南台	特定非営利活動法人東京福祉協議会	5385-3041	5385-3041	26・95	
	グループホームみんなの広場（グループホームみんなの広場）	特定非営利活動法人みんなの広場	6454-0993	6454-0994	26・95	
	グループホームみんなの広場（グループホームみんなの広場第2）	特定非営利活動法人みんなの広場	6454-0993	6454-0994	26・95	
	ともがき渋谷（中野野方）	株式会社サードステージ	3379-1910	3379-1910	26・95	
	グループホームにじいろ（オリオン）	特定非営利活動法人ねこの手	3360-4460	3371-0733	26・95	
	グループホーム音と生活	合同会社音と生活	080-4195-2480		26・95	
	グループホーム音と生活（グループホーム音と生活中野中央）	合同会社音と生活	080-4195-2480		26・95	
	ああす野方	株式会社ポシエット	070-1480-6342		26・95	
	あすほーむ練馬小竹町（中野かみさぎユニット）	株式会社usform	080-2559-3297	3955-5452	26・95	
	精神	オリーブ	特定非営利活動法人カサデオリーブ	5340-8898	5340-8898	26・95
		六ツ星（ホーム・サラダ）	特定非営利活動法人すばる会	3339-6541	3339-3811	26・95
六ツ星（大和荘）		特定非営利活動法人すばる会	3339-6541	3339-3811	26・95	
六ツ星（若宮荘）		特定非営利活動法人すばる会	3339-6541	3339-3811	26・95	
カーサ トウネサーレ		特定非営利活動法人両全トウネサーレ	5318-9592	5318-9593	26・95	
アパルフェ（ガーデンスクエア）		株式会社MARS	3959-2247	3959-2247	26・95	
グループホーム翔和（グループホーム翔和1）		特定非営利活動法人翔和学園	5338-0338	3365-5401	26・95	
グループホーム翔和（グループホーム翔和2）		特定非営利活動法人翔和学園	5338-0338	3365-5401	26・95	
グループホーム icca		特定非営利活動法人リトルポケット	090-6020-3517		26・95	
ラルーナ		一般社団法人ラルーナ	5356-8187	5356-8187	26・95	
ラルーナ（ラルーナⅡ）		一般社団法人ラルーナ	5356-8187	5356-8187	26・95	
ラルーナ（ラルーナⅢ）		一般社団法人ラルーナ	5356-8187	5356-8187	26・95	
まんまる中野（まんまる若宮）		合同会社LIVENOW	050-5373-3238	4333-7998	26・95	
まんまる中野（まんまる野方）		合同会社LIVENOW	050-5373-3238	4333-7998	26・95	
Tokyo.settle（Nakano.settle）		合同会社エヴェレカンパニー	050-7125-0344		26・95	
にじのはなし		一般社団法人にじのはなし	6382-5079	6382-5079	26・95	
里の家		一般社団法人ふきのとうの里	6338-0213	6338-0213	26・95	
身体		中野第二江原寮（えはらハイツⅠ）	社会福祉法人東京コロニー福祉事業本部	5988-7619	5988-7629	26・95





●障害児通所支援事業所

名 称	所 在 地	施設種別	定員	頁
療育センターアポロ園	中野区江古田4-43-25 ☎3389-3700 FAX3389-3760	児童発達支援	40人	27-47-102
		保育所等訪問支援	—	
療育センターゆめなりあ	中野区弥生町5-5-2 ☎6382-4781 FAX6382-4782	児童発達支援	30人	27-47-103
		放課後等デイサービス	20人	
		保育所等訪問支援	—	
子ども発達センターたんぼぼ	中野区丸山1-17-2 ☎5343-7883 FAX5343-7893	児童発達支援	5人	27-47-103
		放課後等デイサービス	10人	
		居宅訪問型児童発達支援	4人	
放課後デイサービスセンターみずいろ	中野区丸山1-17-2 ☎3388-5777 FAX3388-5666	放課後等デイサービス	28人	27-47-103
アトリエあいだっく	中野区弥生町2-10-1霜田ビル1F ☎6300-5630 FAX6300-5747	放課後等デイサービス	10人	27
ハッピー・テラス中野	中野区中野4-7-1野口ビル7F ☎5942-6604 FAX5942-6704	放課後等デイサービス	10人	27
space Kid's.con デイサービス	中野区上鷺宮4-6-20イサカビル2F ☎5848-9005 FAX5848-9006	放課後等デイサービス	10人	27
パソコンあいだっく	中野区本町2-45-13山手ビル7F ☎6300-6061 FAX6300-6062	放課後等デイサービス	10人	27
アトリエあいだっく新中野	中野区本町6-35-14アダチビル3F ☎6382-7894 FAX6382-7895	放課後等デイサービス	10人	27
space Kid's.con 鷺ノ宮	中野区上鷺宮5-8-5ベル・ヴィーパル102号 ☎5848-8722 FAX5848-8723	放課後等デイサービス	10人	27
おでんくらぶ	中野区本町6-36-5シーアイマンション新中野102号 ☎6454-1230 FAX6454-1231	児童発達支援	5人	27
		放課後等デイサービス		
Pur aile 新井薬師	中野区上高田5-35-9-1F ☎5942-7395 FAX5942-7396	放課後等デイサービス	10人	27
スタジオそら東中野	中野区東中野4-27-33エムエス東中野ビル1F ☎5989-1915 FAX6700-6608	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
アプリ児童デイサービス沼袋	中野区沼袋2-28-34ベンジションハウスコスモス21 1F ☎5942-9451 FAX5942-9452	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
フリップ	中野区中央5-46-8福井ビル1F ☎・FAX6885-8456	放課後等デイサービス	10人	27
発達支援センタージョイナス東中野教室	中野区東中野1-50-2オクト森ビル1F ☎6908-8181 FAX6908-8182	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
Catch and Smile	中野区江古田4-7-3金子ビル2F ☎5942-7608 FAX5942-7609	放課後等デイサービス	10人	27
ハッピーテラスキッズ中野ルーム	中野区本町6-14-2和田ビル1F ☎5328-1810 FAX5328-1820	児童発達支援	10人	27
En.療育ラボ新井薬師スタジオ	中野区新井1-23-22ブルメリア202号 ☎5318-9817 FAX5318-9819	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
発達支援ルームにこっと中野教室	中野区弥生町2-40-11 1F ☎6304-8536 FAX6304-8537	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
アプリ児童デイサービス東中野	中野区東中野4-27-26東中野ビューフラット2F ☎5937-4891 FAX5937-4899	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
uohh！療育ラボ中野野方スタジオ	中野区野方6-2-3駅前北口ビル2F ☎5327-8626 FAX5327-8628	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
TASUC中野坂上教室	中野区弥生町1-8-11東京計量器中野坂上ビル2F ☎6273-9436 FAX6273-9436	放課後等デイサービス	10人	27
ブロックあいだっく	中野区野方5-28-1エクスセルソール野方1-201 ☎6383-0850 FAX6383-0851	放課後等デイサービス	10人	27
ぼけっとキッズ	中野区新井2-50-6 T-Lotus1F ☎5318-9321 FAX5318-9322	放課後等デイサービス	10人	27
ドレミファソライズFC中野	中野区江古田2-12-13 サンエスピア1階 ☎6318-7407 FAX6318-7407	放課後等デイサービス	10人	27



●障害児通所支援事業所

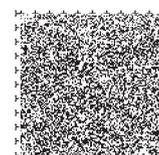
城西江古田療育園	中野区江古田3-5-8 ☎5942-5011 FAX5942-5012	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
コペルプラス都立家政教室	中野区若宮3-17-5 都立家政ビル2階 ☎5356-8026 FAX5356-8027	児童発達支援	10人	27
放課後等デイサービスウィズ・ユ-新中野	中野区本町5-36-10 モンシャトー新中野 ☎6767-5892 FAX6767-5892	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
		保育所等訪問支援	-	
プロッサムジュニア中野沼袋教室	中野区沼袋4-27-15 クボデラビル1階 ☎5942-9505 FAX5942-7611	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		
児童発達支援・放課後等デイサービス ヒトツナ中野新橋教室	中野区弥生町3-14-2 弥生町レジデンス1階 ☎5843-5318 FAX5843-5319	児童発達支援	10人	27
		放課後等デイサービス		

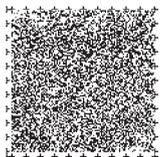
●身体障害者福祉住宅

名 称	所 在 地	電 話	FAX	頁
昴館	中野区白鷺1-1	連絡先 住宅課 ☎3228-5559	住宅政策係	95
第二昴館	中野区白鷺1-7			95

●就労支援と福祉

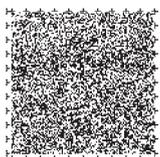
名 称	所 在 地	電 話	FAX	頁
中野区障害者福祉事業団(ニコニコ事業団)	中野区新井2-8-13	3388-2941	3388-2942	99・107

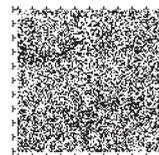




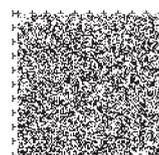
身体障害者障害程度等級表 (1)

級別		1 級	2 級	3 級	4 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4 視標による、以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2 視標による、以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
	音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害			音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害
体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つ事が困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの



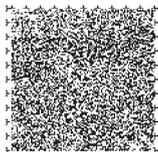


5 級	6 級	7 級	備 考
1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。但し、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする
平衡機能の著しい障害	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	8 網掛け内は身体障害者旅客運賃割引（JR運賃割引）による第1種身体障害者の範囲を示す
体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

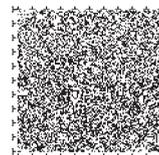


身体障害者障害程度等級表（2） 内部障害

	級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	備 考
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓 機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	* 同一の等級にこの重複する障害がある場合は、1級又は2級の重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当級数による * 網掛け内は身体障害者旅客運賃割引（JR運賃割引）による第1種身体障害者の範囲を示す
	じん臓 機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器 機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう 又は 直腸 機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸 機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫 機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	肝臓 機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	



難病医療費等助成対象疾病一覧



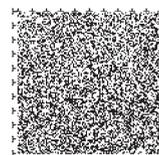
難病を有する方の医療費を助成します。医療費の自己負担の一部が軽減されます。

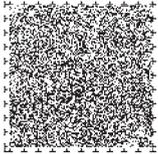
【対象】 以下の疾病のうちいずれかを有する方

令和3年11月1日現在

指定難病【国疾病】(338疾病)

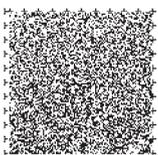
- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1 球脊髄性筋萎縮症 | 40 高安動脈炎 |
| 2 筋萎縮性側索硬化症 | 41 巨細胞性動脈炎 |
| 3 脊髄性筋萎縮症 | 42 結節性多発動脈炎 |
| 4 原発性側索硬化症 | 43 顕微鏡的多発血管炎 |
| 5 進行性核上性麻痺 | 44 多発血管炎性肉芽腫症 |
| 6 パーキンソン病 | 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 |
| 7 大脳皮質基底核変性症 | 46 悪性関節リウマチ |
| 8 ハンチントン病 | 47 バージャー病 |
| 9 神経有棘赤血球症 | 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 |
| 10 シャルコー・マリー・トゥース病 | 49 全身性エリテマトーデス |
| 11 重症筋無力症 | 50 皮膚筋炎／多発性筋炎 |
| 12 先天性筋無力症候群 | 51 全身性強皮症 |
| 13 多発性硬化症／視神経脊髄炎 | 52 混合性結合組織病 |
| 14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー | 53 シェーグレン症候群 |
| 15 封入体筋炎 | 54 成人スチル病 |
| 16 クロウ・深瀬症候群 | 55 再発性多発軟骨炎 |
| 17 多系統萎縮症 | 56 ベーチェット病 |
| 18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。） | 57 特発性拡張型心筋症 |
| 19 ライソゾーム病 | 58 肥大型心筋症 |
| 20 副腎白質ジストロフィー | 59 拘束型心筋症 |
| 21 ミトコンドリア病 | 60 再生不良性貧血 |
| 22 もやもや病 | 61 自己免疫性溶血性貧血 |
| 23 プリオン病 | 62 発作性夜間ヘモグロビン尿症 |
| 24 亜急性硬化性全脳炎 | 63 特発性血小板減少性紫斑病 |
| 25 進行性多巣性白質脳症 | 64 血栓性血小板減少性紫斑病 |
| 26 HTLV-1関連脊髄症 | 65 原発性免疫不全症候群 |
| 27 特発性基底核石灰化症 | 66 IgA腎症 |
| 28 全身性アミロイドーシス | 67 多発性嚢胞腎 |
| 29 ウルリッヒ病 | 68 黄色靭帯骨化症 |
| 30 遠位型ミオパチー | 69 後縦靭帯骨化症 |
| 31 ベスレムミオパチー | 70 広範脊柱管狭窄症 |
| 32 自己貪食空胞性ミオパチー | 71 特発性大腿骨頭壊死症 |
| 33 シュワルツ・ヤンペル症候群 | 72 下垂体性ADH分泌異常症 |
| 34 神経線維腫症 | 73 下垂体性TSH分泌亢進症 |
| 35 天疱瘡 | 74 下垂体性PRL分泌亢進症 |
| 36 表皮水疱症 | 75 クッシング病 |
| 37 膿疱性乾癬（汎発型） | 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 |
| 38 スティーヴンス・ジョンソン症候群 | 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 |
| 39 中毒性表皮壊死症 | 78 下垂体性前葉機能低下症 |
| | 79 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） |
| | 80 甲状腺ホルモン不応症 |
| | 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 |
| | 82 先天性副腎低形成症 |

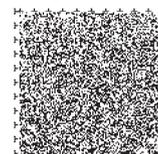




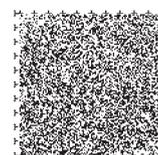
- 83 アジソン病
- 84 サルコイドーシス
- 85 特発性間質性肺炎
- 86 肺動脈性肺高血圧症
- 87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
- 88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
- 89 リンパ脈管筋腫症
- 90 網膜色素変性症
- 91 バッド・キアリ症候群
- 92 特発性門脈圧亢進症
- 93 原発性胆汁性胆管炎
- 94 原発性硬化性胆管炎
- 95 自己免疫性肝炎
- 96 クローン病
- 97 潰瘍性大腸炎
- 98 好酸球性消化管疾患
- 99 慢性特発性偽性腸閉塞症
- 100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
- 101 腸管神経節細胞僅少症
- 102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
- 103 CFC症候群
- 104 コステロ症候群
- 105 チャージ症候群
- 106 クリオピリン関連周期熱症候群
- 107 若年性特発性関節炎
- 108 TNF受容体関連周期性症候群
- 109 非典型溶血性尿毒症症候群
- 110 ブラウ症候群
- 111 先天性ミオパチー
- 112 マリネスコ・シェーグレン症候群
- 113 筋ジストロフィー
- 114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
- 115 遺伝性周期性四肢麻痺
- 116 アトピー性脊髄炎
- 117 脊髄空洞症
- 118 脊髄髄膜瘤
- 119 アイザックス症候群
- 120 遺伝性ジストニア
- 121 神経フェリチン症
- 122 脳表ヘモジデリン沈着症
- 123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
- 124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症

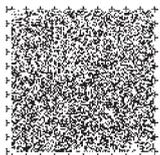
- 125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
- 126 ペリー症候群
- 127 前頭側頭葉変性症
- 128 ビッカースタッフ脳幹脳炎
- 129 痙攣重積型（二相性）急性脳症
- 130 先天性無痛無汗症
- 131 アレキサンダー病
- 132 先天性核上性球麻痺
- 133 メビウス症候群
- 134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
- 135 アイカルディ症候群
- 136 片側巨脳症
- 137 限局性皮質異形成
- 138 神経細胞移動異常症
- 139 先天性大脳白質形成不全症
- 140 ドラベ症候群
- 141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
- 142 ミオクロニー欠神てんかん
- 143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
- 144 レノックス・ガストー症候群
- 145 ウエスト症候群
- 146 大田原症候群
- 147 早期ミオクロニー脳症
- 148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
- 149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
- 150 環状20番染色体症候群
- 151 ラスムッセン脳炎
- 152 PCDH19関連症候群
- 153 難治頻回部分発作重積型急性脳炎
- 154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
- 155 ランドウ・クレフナー症候群
- 156 レット症候群
- 157 スタージ・ウェーバー症候群
- 158 結節性硬化症
- 159 色素性乾皮症
- 160 先天性魚鱗癬
- 161 家族性良性慢性天疱瘡
- 162 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
- 163 特発性後天性全身性無汗症
- 164 眼皮膚白皮症
- 165 肥厚性皮膚骨膜炎
- 166 弾性線維性仮性黄色腫
- 167 マルフアン症候群
- 168 エーラス・ダンロス症候群
- 169 メンケス病
- 170 オクシピタル・ホーン症候群
- 171 ウィルソン病
- 172 低ホスファターゼ症
- 173 VATER症候群





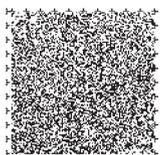
- 174 那須・ハコラ病
- 175 ウィーバー症候群
- 176 コフィン・ローリー症候群
- 177 ジュベール症候群関連疾患
- 178 モワット・ウィルソン症候群
- 179 ウィリアムズ症候群
- 180 ATR-X症候群
- 181 クルーゾン症候群
- 182 アペール症候群
- 183 ファイファー症候群
- 184 アントレー・ビクスラー症候群
- 185 コフィン・シリズ症候群
- 186 ロスムンド・トムソン症候群
- 187 歌舞伎症候群
- 188 多脾症候群
- 189 無脾症候群
- 190 鰓耳腎症候群
- 191 ウェルナー症候群
- 192 コケイン症候群
- 193 プラダー・ウィリ症候群
- 194 ソトス症候群
- 195 ヌーナン症候群
- 196 ヤング・シンプソン症候群
- 197 1p36欠失症候群
- 198 4p欠失症候群
- 199 5p欠失症候群
- 200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群
- 201 アンジェルマン症候群
- 202 スミス・マジニス症候群
- 203 22q11.2欠失症候群
- 204 エマヌエル症候群
- 205 脆弱X症候群関連疾患
- 206 脆弱X症候群
- 207 総動脈幹遺残症
- 208 修正大血管転位症
- 209 完全大血管転位症
- 210 単心室症
- 211 左心低形成症候群
- 212 三尖弁閉鎖症
- 213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
- 214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
- 215 ファロー四徴症
- 216 両大血管右室起始症
- 217 エプスタイン病
- 218 アルポート症候群
- 219 ギャロウェイ・モワット症候群
- 220 急速進行性糸球体腎炎
- 221 抗糸球体基底膜腎炎
- 222 一次性ネフローゼ症候群
- 223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
- 224 紫斑病性腎炎
- 225 先天性腎性尿崩症
- 226 間質性膀胱炎（ハンナ型）
- 227 オスラー病
- 228 閉塞性細気管支炎
- 229 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
- 230 肺胞低換気症候群
- 231 α 1-アンチトリプシン欠乏症
- 232 カーニー複合
- 233 ウォルフラム症候群
- 234 ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
- 235 副甲状腺機能低下症
- 236 偽性副甲状腺機能低下症
- 237 副腎皮質刺激ホルモン不応症
- 238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
- 239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
- 240 フェニルケトン尿症
- 241 高チロシン血症1型
- 242 高チロシン血症2型
- 243 高チロシン血症3型
- 244 メープルシロップ尿症
- 245 プロピオン酸血症
- 246 メチルマロン酸血症
- 247 イソ吉草酸血症
- 248 グルコーストランスポーター1欠損症
- 249 グルタル酸血症1型
- 250 グルタル酸血症2型
- 251 尿素サイクル異常症
- 252 リジン尿性蛋白不耐症
- 253 先天性葉酸吸収不全
- 254 ポルフィリン症
- 255 複合カルボキシラーゼ欠損症
- 256 筋型糖原病
- 257 肝型糖原病
- 258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
- 259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
- 260 シトステロール血症
- 261 タンジール病
- 262 原発性高カイロミクロン血症
- 263 脳髄黄色腫症
- 264 無 β リポタンパク血症
- 265 脂肪萎縮症
- 266 家族性地中海熱
- 267 高IgD症候群
- 268 中條・西村症候群





- 269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
- 270 慢性再発性多発性骨髄炎
- 271 強直性脊椎炎
- 272 進行性骨化性線維異形成症
- 273 肋骨異常を伴う先天性側弯症
- 274 骨形成不全症
- 275 タナトフォリック骨異形成症
- 276 軟骨無形成症
- 277 リンパ管腫症/ゴーハム病
- 278 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
- 279 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
- 280 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
- 281 クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
- 282 先天性赤血球形成異常性貧血
- 283 後天性赤芽球癆
- 284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
- 285 ファンコニ貧血
- 286 遺伝性鉄芽球形貧血
- 287 エプスタイン症候群
- 288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※）
- 289 クロンカイト・カナダ症候群
- 290 非特異性多発性小腸潰瘍症
- 291 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
- 292 総排泄腔外反症
- 293 総排泄腔遺残
- 294 先天性横隔膜ヘルニア
- 295 乳幼児肝巨大血管腫
- 296 胆道閉鎖症
- 297 アラジール症候群
- 298 遺伝性腭炎
- 299 嚢胞性線維症
- 300 IgG4関連疾患
- 301 黄斑ジストロフィー
- 302 レーベル遺伝性視神経症
- 303 アッシャー症候群
- 304 若年発症型両側性感音難聴
- 305 遅発性内リンパ水腫
- 306 好酸球性副鼻腔炎
- 307 カナバン病
- 308 進行性白質脳症
- 309 進行性ミオクローヌステんかん
- 310 先天異常症候群
- 311 先天性三尖弁狭窄症
- 312 先天性僧帽弁狭窄症
- 313 先天性肺静脈狭窄症
- 314 左肺動脈右肺動脈起始症
- 315 ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX1B関連腎症
- 316 カルニチン回路異常症
- 317 三頭酵素欠損症
- 318 シトリン欠損症
- 319 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
- 320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
- 321 非ケトーシス型高グリシン血症
- 322 β -ケトチオラーゼ欠損症
- 323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
- 324 メチルグルタコン酸尿症
- 325 遺伝性自己炎症疾患
- 326 大理石骨病
- 327 特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
- 328 前眼部形成異常
- 329 無虹彩症
- 330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
- 331 特発性多中心性キャッスルマン病
- 332 膠様滴状角膜ジストロフィー
- 333 ハッチンソン・ギルフォード症候群
- 334 脳クレアチン欠乏症候群
- 335 ネフロン癆
- 336 家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ脊髄接合体）
- 337 ホモシスチン尿症
- 338 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

（※）自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、指定難病288（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合



都単独助成対象難病（8疾病）

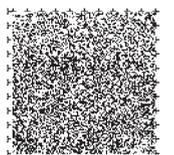
- 1 原発性骨髄線維症
- 2 悪性高血圧
- 3 母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群を除く。）
- 4 肝内結石症
- 5 古典的特発性好酸球増多症候群
- 6 びまん性汎細気管支炎
- 7 遺伝性QT延長症候群
- 8 網膜脈絡膜萎縮症

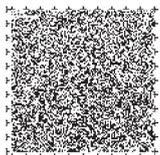
国の特定疾患治療研究事業対象疾病

- 1 スモン
- 2 プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

特殊医療費助成対象疾病

- 1 先天性血液凝固因子欠乏症等
- 2 人工透析を必要とする腎不全



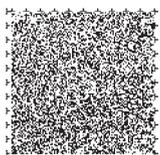


障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

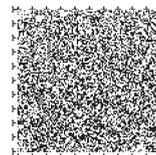
令和3年11月1日現在

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	32	HTLV-1関連脊髄症	63	完全大血管転位症
2	アイザックス症候群	33	ATR-X症候群	64	眼皮膚白皮症
3	IgA腎症	34	ADH分泌異常症	65	偽性副甲状腺機能低下症
4	IgG4関連疾患	35	エーラス・ダンロス症候群	66	ギャロウェイ・モフト症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	36	エプスタイン症候群	67	急性壊死性脳症 ○
6	アジソン病	37	エプスタイン病	68	急性網膜壊死 ○
7	アッシャー症候群	38	エマヌエル症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
8	アトピー性脊髄炎	39	遠位型ミオパチー	70	急速進行性糸球体腎炎
9	アペール症候群	40	円錐角膜 ○	71	強直性脊椎炎
10	アミロイドーシス	41	黄色靭帯骨化症	72	巨細胞性動脈炎
11	アラジール症候群	42	黄斑ジストロフィー	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
12	アルポート症候群	43	大田原症候群	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
13	アレキサンダー病	44	オクシピタル・ホーン症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
14	アンジェルマン症候群	45	オスラー病	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
15	アントレー・ピクスラー症候群	46	カーニー複合	77	筋萎縮性側索硬化症
16	イソ吉草酸血症	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	78	筋型糖原病
17	一次性ネフローゼ症候群	48	潰瘍性大腸炎	79	筋ジストロフィー
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	49	下垂体前葉機能低下症	80	クッシング病
19	1p36欠失症候群	50	家族性地中海熱	81	クリオピリン関連周期熱症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
21	遺伝性ジストニア	52	家族性良性慢性天疱瘡	83	クルーゾン症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	53	カナバン病	84	グルコーストランスporter1欠損症
23	遺伝性瞬炎	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	85	グルタル酸血症1型
24	遺伝性鉄芽球形貧血	55	歌舞伎症候群	86	グルタル酸血症2型
25	ウィーバー症候群	56	ガラクトース1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	87	クローウ・深瀬症候群
26	ウィリアムズ症候群	57	カルニチン回路異常症	88	クローン病
27	ウィルソン病	58	加齢黄斑変性 ○	89	クロンカイト・カナダ症候群
28	ウエスト症候群	59	肝型糖原病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
29	ウェルナー症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	91	結節性硬化症
30	ウォルフラム症候群	61	環状20番染色体症候群	92	結節性多発動脈炎
31	ウルリッヒ病	62	関節リウマチ	93	血栓性血小板減少性紫斑病

資料



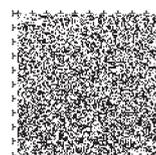
新たに対象となる疾病
 ※ 対象に変更はないが、疾病表記が変更されたもの
 障害者総合支援法独自の対象疾病

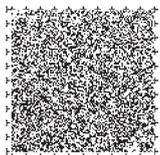


番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
94	限局性皮質異形成	125	コフィン・シリス症候群	156	神経細胞移動異常症
95	原発性局所多汗症 ○	126	コフィン・ローリー症候群	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
96	原発性硬化性胆管炎	127	混合性結合組織病	158	神経線維腫症
97	原発性高脂血症	128	鰓耳腎症候群	159	神経フェリチン症
98	原発性側索硬化症	129	再生不良性貧血	160	神経有棘赤血球症
99	原発性胆汁性胆管炎	130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	161	進行性核上性麻痺
100	原発性免疫不全症候群	131	再発性多発軟骨炎	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
101	顕微鏡の大腸炎 ○	132	左心低形成症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
102	顕微鏡的多発血管炎	133	サルコイドーシス	164	進行性多巣性白質脳症
103	高IgD症候群	134	三尖弁閉鎖症	165	進行性白質脳症
104	好酸球性消化管疾患	135	三頭酵素欠損症	166	進行性ミオクローヌステんかん
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	136	CFC症候群	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
106	好酸球性副鼻腔炎	137	シェーグレン症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
107	抗糸球体基底膜腎炎	138	色素性乾皮症	169	スタージ・ウェーバー症候群
108	後縦靭帯骨化症	139	自己貪食空胞性ミオパチー	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
109	甲状腺ホルモン不応症	140	自己免疫性肝炎	171	スミス・マジニス症候群
110	拘束型心筋症	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※)	172	スモン ○
111	高チロシン血症1型	142	自己免疫性溶血性貧血	173	脆弱X症候群
112	高チロシン血症2型	143	四肢形成不全 ○	174	脆弱X症候群関連疾患
113	高チロシン血症3型	144	シトステロール血症	175	成人スチル病
114	後天性赤芽球癆	145	シトリン欠損症	176	成長ホルモン分泌亢進症
115	広範脊柱管狭窄症	146	紫斑病性腎炎	177	脊髄空洞症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	147	脂肪萎縮症	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
117	抗リン脂質抗体症候群	148	若年性特発性関節炎	179	脊髄髄膜瘤
118	コケイン症候群	149	若年性肺気腫	180	脊髄性筋萎縮症
119	コステロ症候群	150	シャルコー・マリー・トゥース病	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
120	骨形成不全症	151	重症筋無力症	182	前眼部形成異常
121	骨髄異形成症候群 ○	152	修正大血管転位症	183	全身性エリテマトーデス
122	骨髄線維症 ○	153	ジュベール症候群関連疾患	184	全身性強皮症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	154	シュワルツ・ヤンベル症候群	185	先天異常症候群
124	5p欠失症候群	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	186	先天性横隔膜ヘルニア

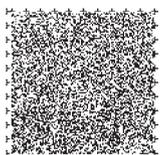
(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、対象疾病番号141(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合

	新たに対象となる疾病
※	対象に変更はないが、疾病表記が変更されたもの
○	障害者総合支援法独自の対象疾病

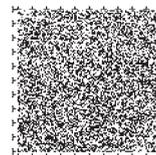




番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
187	先天性核上性球麻痺	218	多発血管炎性肉芽腫症	249	ドラベ症候群
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	250	中條・西村症候群
189	先天性魚鱗癬	220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	251	那須・ハコラ病
190	先天性筋無力症候群	221	多発性嚢胞腎	252	軟骨無形成症
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	222	多脾症候群	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
192	先天性三尖弁狭窄症	223	タンジール病	254	22q11.2欠失症候群
193	先天性腎性尿崩症	224	単心室症	255	乳幼児肝巨大血管腫
194	先天性赤血球形成異常性貧血	225	弾性線維性仮性黄色腫	256	尿素サイクル異常症
195	先天性僧帽弁狭窄症	226	短腸症候群 ○	257	ヌーナン症候群
196	先天性大脳白質形成不全症	227	胆道閉鎖症	258	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症
197	先天性肺静脈狭窄症	228	遅発性内リンパ水腫	259	ネフロン癆
198	先天性風疹症候群 ○	229	チャーシ症候群	260	脳クリアチン欠乏症候群
199	先天性副腎低形成症	230	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	261	脳髄黄色腫症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	231	中毒性表皮壊死症	262	脳表へモジデリン沈着症
201	先天性ミオパチー	232	腸管神経節細胞僅少症	263	膿疱性乾癬
202	先天性無痛無汗症	233	TSH分泌亢進症	264	嚢胞性線維症
203	先天性葉酸吸収不全	234	TNF受容体関連周期性症候群	265	パーキンソン病
204	前頭側頭葉変性症	235	低ホスファターゼ症	266	バージャー病
205	早期ミオクロニー脳症	236	天疱瘡	267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
206	総動脈幹遺残症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	268	肺動脈性肺高血圧症
207	総排泄腔遺残	238	特発性拡張型心筋症	269	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
208	総排泄腔外反症	239	特発性間質性肺炎	270	肺胞低換気症候群
209	ソトス症候群	240	特発性基底核石灰化症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	241	特発性血小板減少性紫斑病	272	バッド・キアリ症候群
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	273	ハンチントン病
212	大脳皮質基底核変性症	243	特発性後天性全身性無汗症	274	汎発性特発性骨増殖症 ○
213	大理石骨病	244	特発性大腿骨頭壊死症	275	PCDH19関連症候群
214	ダウン症候群 ○	245	特発性多中心性キャッスルマン病	276	非ケトーシス型高グリシン血症
215	高安動脈炎	246	特発性門脈圧亢進症	277	肥厚性皮膚骨膜炎
216	多系統萎縮症	247	特発性両側性感音難聴	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
217	タナトフォリック骨異形成症	248	突発性難聴 ○	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症

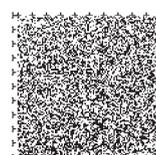


 新たに対象となる疾病
 ※ 対象に変更はないが、疾病表記が変更されたもの
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
280	肥大型心筋症	311	ベスレムミオパチー	342	もやもや病
281	左肺動脈右肺動脈起始症	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	343	モワット・ウイルソン症候群
282	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	313	ヘモクロマトーシス ○	344	薬剤性過敏症症候群 ○
283	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	314	ペリー症候群	345	ヤング・シンブソン症候群
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
285	非典型溶血性尿毒症症候群	316	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	317	片側巨脳症	348	4p欠失症候群
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	349	ライソゾーム病
288	びまん性汎細気管支炎 ○	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	350	ラスマッセン脳炎
289	肥満低換気症候群 ○	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
290	表皮水疱症	321	ホモシスチン尿症	352	ランドウ・クレフナー症候群
291	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	322	ポルフィリン症	353	リジン尿性蛋白不耐症
292	VATER症候群	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
293	ファイファー症候群	324	マルファン症候群	355	両大血管右室起始症
294	ファロー四徴症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	356	リンパ管腫症／ゴーハム病
295	ファンコニ貧血	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	357	リンパ脈管腫症
296	封入体筋炎	327	慢性再発性多発性骨髄炎	358	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
297	フェニルケトン尿症	328	慢性膵炎 ○	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
298	フォンタン術後症候群 ○	329	慢性特発性偽性腸閉塞症	360	レーベル遺伝性視神経症
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	330	ミオクロニー欠神てんかん	361	レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
301	副腎白質ジストロフィー	332	ミトコンドリア病	363	レット症候群
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	333	無虹彩症	364	レノックス・ガストー症候群
303	ブラウ症候群	334	無脾症候群	365	ロスムンド・トムソン症候群
304	プラダー・ウィリ症候群	335	無βリポタンパク血症	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
305	プリオン病	336	メープルシロップ尿症		
306	プロピオン酸血症	337	メチルグルタコン酸尿症		
307	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	338	メチルマロン酸血症		
308	閉塞性細気管支炎	339	メビウス症候群		
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	340	メンケス病		
310	パーチェット病	341	網膜色素変性症		

新たに対象となる疾病
 ※ 対象に変更はないが、疾病表記が変更されたもの
 障害者総合支援法独自の対象疾病



対象外となった疾病について

①平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
肝外門脈閉塞症
肝内結石症
偽性低アルドステロン症
ギラン・バレ症候群
グルココルチコイド抵抗症
原発性アルドステロン症
硬化性萎縮性苔癬
好酸球性筋膜炎
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性QT延長症候群
TSH受容体異常症
特発性血栓症
フィッシャー症候群
メニエール病

③令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

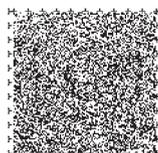
○これらの疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等（※）の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

①平成27年1月1日以降は対象外となりますが、平成26年12月31日までに障害福祉サービス等（※）の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

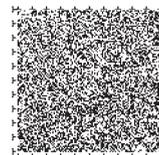
②平成27年7月1日以降は対象外となりますが、平成27年6月30日までに障害福祉サービス等（※）の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

③令和元年7月1日以降は対象外となりますが、令和元年6月30日までに障害福祉サービス等（※）の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

（※）障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）



さくいん



あ～お

愛の手帳(療育手帳)	P 20
アシストなかの	P 105
(療育センター)アポロ園	P 102
ETC利用による割引(自動車有料道路の割引)	P 75
(自立支援医療)育成医療	P 40
(児童育成手当)育成手当(区制度)	P 34
(精神障害者地域生活支援拠点)ippuku	P 14
移動支援	P 49
(心身障害者)医療費助成(マル障)	P 39
(自動車)運転教習費の助成	P 61
(自動車)運転免許の無料教習	P 62
NHK放送受信料の減免	P 83
おむつサービス	P 51
おむつ代に係る費用の医療費控除	P 78
(福祉)オンブズマン	P 108

交通機関の割引等	P 69
「声のないせす」の配付	P 58
「声のなかの区議会だより」の配付	P 59
「声のなかの区報」の配付	P 58
国内航空旅客運賃の割引	P 76
国立保養所への入所(戦傷病者特別援護法)	P 56
子ども発達センターたんぽぽ	P 103
コミュニケーション教室	P 91
ごみの訪問収集	P 54

さ

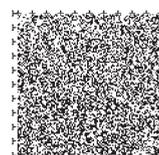
在宅療養の介護費用の医療費控除	P 79
鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	
プールの使用料免除	P 85
三療サービス	P 52

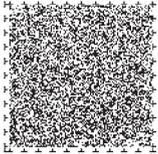
し

JR線の割引	P 71
JR通勤定期乗車券の割引	P 72
資産活用福祉資金貸付制度	P 53
施設一覧	P 113
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	P 59
指定施設での不在者投票	P 112
児童育成手当・育成手当(区制度)	P 34
児童育成手当・障害手当(区制度)	P 33
自動車運転教習費の助成	P 61
自動車運転免許の無料教習	P 62
自動車改造費の助成	P 61
自動車税(種別割・環境性能割)・ 軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免	P 81
自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除	P 84
自動車有料道路の割引	P 75
(中野区)児童相談所	P 14
児童扶養手当(国制度)	P 34
社会教育訪問学級	P 90
(精神障害回復者)社会生活適応訓練事業デイクア	P 54
社会福祉会館(スマイルなかの)	P 104
就学の相談	P 89
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	P 45

か～こ

介護給付	P 24
外出の支援等ボランティア	P 56
(自動車)改造費の助成	P 61
夏季障害児水泳教室	P 92
家具転倒防止器具取付助成	P 53
学童クラブ利用	P 89
(福祉タクシー券・福祉)ガソリン券	P 70
かみさぎこぶし園	P 101
官製はがきの無料配付	P 87
(自動車運転)教習費の助成	P 61
緊急一時保護	P 47
緊急通報システム	P 52
緊急ネット通報(東京消防庁)	P 57
苦情相談事業	P 55
(タイムズ中野)区役所駐車場の利用料金の割引	P 84
グループホーム(共同生活援助)	P 95
車いすガイドヘルパーの派遣	P 48
車いすの貸出	P 60
訓練等給付	P 25
携帯電話等の割引サービス	P 86
後期高齢者医療制度	P 42
公共料金等の軽減等	P 83
講座・講習会	P 92
(自立支援医療)更生医療	P 40

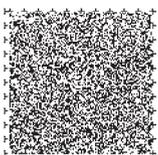




住宅改善事業	P 68
(都営)住宅入居者の募集	P 97
重度障害者等就労支援特別事業	P 49
重度心身障害者手当(都制度)	P 32
重度脳性麻痺者介護	P 48
重度訪問介護利用者の大学等修学支援	P 49
手話講習会	P 91
手話通訳者の派遣	P 56
障害基礎年金	P 36
(夏季)障害児水泳教室	P 92
障害児福祉手当(国制度)	P 33
(東京都)障害者IT地域支援センター	P 94
障害者虐待防止センター	P 109
障害者差別解消に関する相談窓口	P 108
障害者スポーツ教室(わくわくスポーツクラブ)	P 92
(東京)障害者職業センター	P 99
(東京)障害者職業能力開発校	P 100
(すこやか)障害者相談支援事業所	P 13・P 18
障害者地域自立生活支援セミナー	P 91
障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)	P 13・P 105
障害者電話基本料金等の助成	P 52
障害者福祉会館	P 101
障害者福祉事業団(愛称:二コ二コ事業団)	P 99・P 107
障害者福祉手当・第1種手当(区制度)	P 31
障害者福祉手当・第2種手当(区制度)	P 31
(児童育成手当)障害手当(区制度)	P 33
小児精神障害者入院医療費助成制度	P 41
小児慢性特定疾病の医療費助成	P 41
(ハローワーク新宿)職業安定所	P 99
ショートステイ(短期入所)	P 25・P 114
自立支援医療(育成医療)	P 40
自立支援医療(更生医療)	P 40
自立支援医療(精神通院医療)	P 41
寝具乾燥サービス	P 50
人工肛門・人工膀胱用装具(ストーマ装具)	
購入費の助成	P 52
心身障害者医療費助成(マル障)	P 39
(東京都)心身障害者福祉センター	P 14
(東京都)心身障害者扶養共済制度	P 37
身体障害者相談	P 17
身体障害者手帳	P 20
身体障害者福祉住宅	P 95

す

(夏季障害児)水泳教室	P 92
(東京都)水道料金の免除	P 88
すこやか障害者相談支援事業所	P 13・P 18



すこやか福祉センター	P 12・P 18
ストーマ装具	P 52・P 66
(障害者)スポーツ教室	P 92
スマイル歯科診療所	P 44・P 104
(社会福祉会館)スマイルなかの	P 104
住み替えの支援	P 96

せ～そ

税金の控除	P 77
精神障害回復者社会生活適応訓練事業	
(デイケア)	P 54
精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)	P 14
精神障害者都営交通乗車証	P 73
精神障害者に対するバス運賃の割引について	P 73
(小児)精神障害者入院医療費助成制度	P 41
精神障害者保健福祉手帳	P 21
(自立支援医療)精神通院医療	P 41
成年後見制度	P 110
(地域生活支援センター)せせらぎ	P 13・P 104
選挙	P 111
(選挙)代理投票	P 111
戦傷病者相談	P 17
戦傷病者手帳	P 21
戦傷病者特別援護法による療養等の援護	P 42
(障害者)総合支援法・児童福祉法による	
障害福祉サービスのしくみ	P 22
葬祭費の支給(戦傷病者特別援護法)	P 56
相談の窓口	P 12～P 17
粗大ごみのFAX申込み	P 54

た～と

第二中学校および中野中学校温水プール	
一般開放の使用料免除	P 86
代筆・代読支援者の派遣	P 59
タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引	P 84
代理投票	P 111
タクシー運賃の割引	P 70
(福祉)タクシー券・(福祉)ガソリン券	P 70
(子ども発達センター)たんぽぽ	P 103
地域生活支援事業	P 29
地域生活支援センター(せせらぎ)	P 13・P 104
地域福祉権利擁護事業	P 55
知的障害者相談	P 17
駐車禁止規制の適用除外	P 62
聴覚障害者向け情報配信事業	P 58
通所施設(民間)	P 104・P 113
(障害者地域自立生活支援センター)つむぎ	P 13・P 105
(精神障害回復者社会生活適応訓練事業)デイケア	P 54
手帳の交付	P 20～P 21

点字講習会	P 91
点字投票	P 111
点字版「なかの区報」の配付	P 58
点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉のしおり」の閲覧	P 59
(障害者)電話基本料金等の助成	P 52
東京障害者職業センター	P 99
東京都障害者休養ホーム	P 62
東京障害者職業能力開発校	P 100
東京都心身障害者福祉センター	P 14
東京都心身障害者扶養共済制度	P 37
東京都水道料金の免除	P 88
東京メトロ旅客運賃の割引	P 72
都営交通無料乗車券	P 69
(精神障害者)都営交通乗車証	P 73
都営住宅入居者の募集	P 97
特定疾病(難病)の医療費等助成制度	P 40
特別支援学級・特別支援教室・特別支援学校	P 89・P 90
特別児童扶養手当(国制度)	P 34
特別障害給付金	P 37
特別障害者手当(国制度)	P 32
図書館サービス	P 93
(東京都発達障害者支援センター)トスカ	P 15

な～の

仲町就労支援事業所	P 102
難病患者等日常生活用具等の給付	P 67
難病患者福祉手当(区制度)	P 31
(特定疾病)難病の医療費等助成制度	P 40
南部スポーツ・コミュニティプラザ	
プールの使用料免除	P 85
(中野区障害者福祉事業団)ニコニコ事業団	P 94・P 102
日常生活用具(小規模改修を含む)の給付	P 64
(第)二中学校および中野中学校温水プール	
一般開放の使用料免除	P 86
日中一時支援	P 48
入浴サービス	P 51
(障害基礎)年金	P 36
(障害厚生)年金	P 36
年金生活者支援給付金	P 38

は～ほ

(官製)はがきの無料配付	P 87
(精神障害者に対する)バス運賃の割引について	P 73
(民営)バスの割引	P 73
(都営交通)無料乗車券のICカード式PASMO切替	P 69
発達の状況や障害の状態に応じた適切な就学の相談	P 89

ハローワーク新宿(公共職業安定所)	P 99
ひとり親家庭等医療費助成	P 42
(東京都保健医療情報センター)ひまわり	P 43
フェリー旅客運賃の割引	P 76
福祉オンブズマン	P 108
福祉タクシー利用券・福祉ガソリン券	P 70
福祉何でも相談	P 17
(指定施設での)不在者投票	P 112
(郵便等による)不在者投票	P 111
(第二中学校および中野中学校温水)プール	
一般開放の使用料免除	P 86
保育園への入園	P 89
放課後デイサービスセンターみずいろ	P 103
訪問介護利用者負担金の助成	P 85
訪問理美容サービス	P 51
補装具費の支給	P 46
ほほえみサービス事業(会員制有料在宅福祉サービス)	P 50
ボランティアセンター	P 106

ま～も

マル障	P 39
(放課後デイサービスセンター)みずいろ	P 103
民営バスの割引	P 73
民間福祉サービス紛争調停制度	P 108
(都営交通)無料乗車券	P 69

や～よ

弥生福祉作業所	P 101
郵便等による不在者投票	P 111
郵便料金の減免	P 87
(自動車)有料道路の割引	P 75
(療育センター)ゆめなりあ	P 103
要約筆記者の派遣	P 57

ら～ろ

リフト付福祉タクシー利用券	P 71
療育センターアボ口園	P 102
療育センターゆめなりあ	P 103
療育手帳(愛の手帳)	P 20
労災保険	P 38

中野区における

障害者差別解消に関する相談窓口 について



1次窓口 担当所管

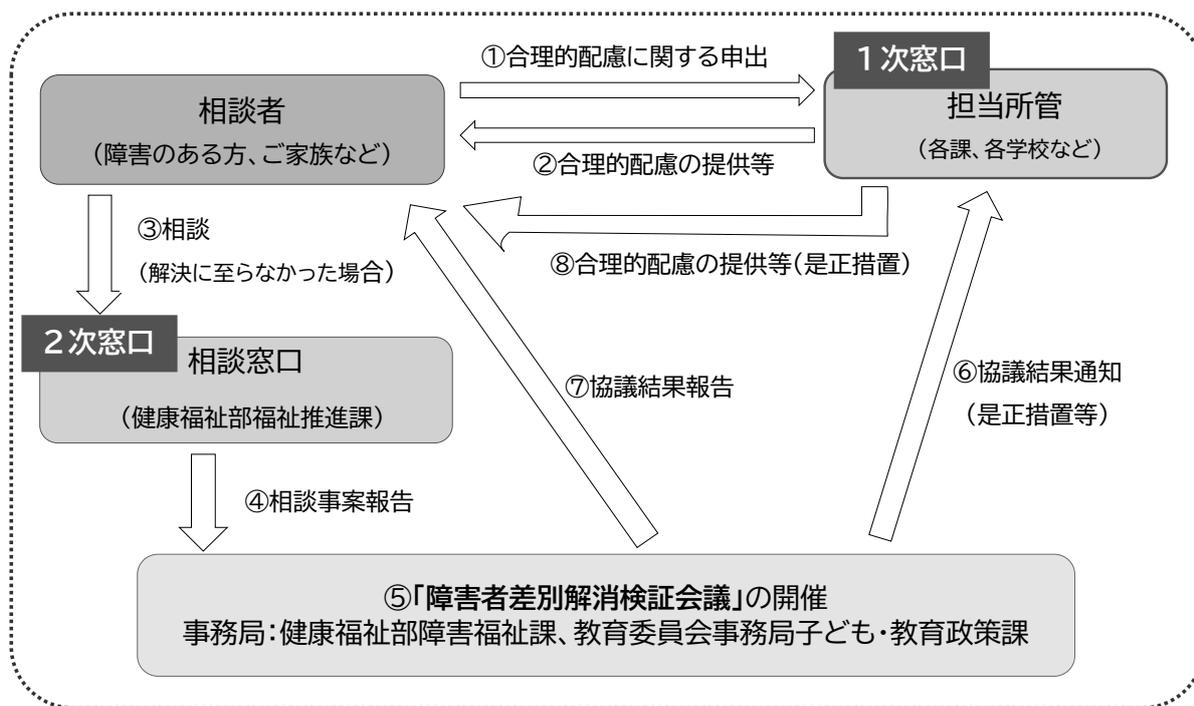
中野区では、障害を理由とする不当な差別や合理的配慮に関するご相談を、その業務に関する担当所管（各課、各学校など）で受け付けておりますので、ご相談は各担当所管へお申し出ください。

2次窓口 相談窓口

1次窓口で解決に至らなかったときは、担当所管より2次窓口をご紹介します。

2次窓口で相談を受けた事案は、「障害者差別解消検証会議」を開催し、区の対応を検討します。相談体制の全容（流れ）については、以下をご参照ください。

★★ 中野区における障害者差別解消に関する相談体制 ★★



その他、障害者差別解消に関する一般的なご相談や、民間事業者の対応に関するご相談については、以下へお願いいたします。

中野区 健康福祉部 障害福祉課 障害者施策推進係 (本庁舎1階23番窓口)

電話 03-3228-8832 ファクス 03-3228-5660

Eメール shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp

障害福祉のしおり【令和5年10月発行】

編集・発行 / 中野区健康福祉部障害福祉課障害者施策推進係

〒164-8501 中野区中野4-8-1 電話 03-3228-8832 FAX 03-3228-5660

中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>

就労継続支援 B 型作業所

特定非営利活動法人 ハッピースマイル

中野区東部福祉作業センター



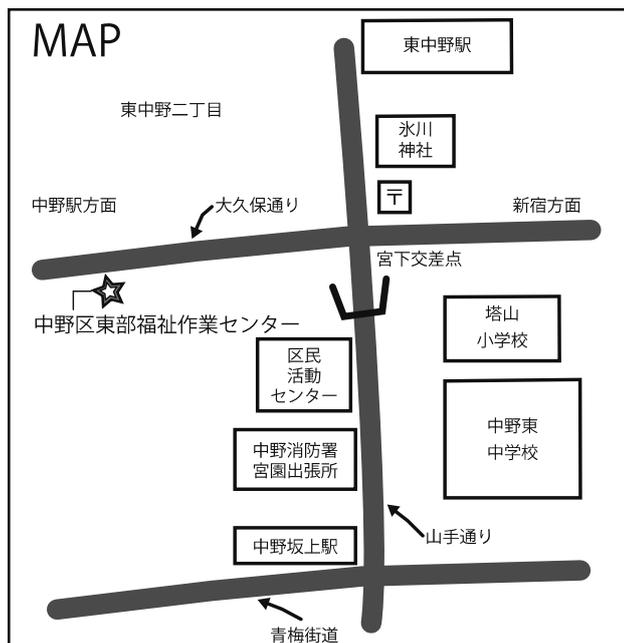
中野区東部福祉作業センターは、様々な障がいを持つ利用者さんが通所し、織物を中心として一人一人にあった作業を行っている就労継続支援 B 型作業所です。働くことを通じて、社会的自立と社会参加を目標とし、生きがいと喜びを持って地域で生活することを目指しています。

主な作業内容

- ・機織り（マフラーやストール、反物、裂き織りなど）
- ・軽作業（封入や封緘、シール貼りなど）
- ・パソコン入力作業（広報誌やイベントのチラシの作成入力作業）
- ・ポスティング（区報や広報誌を配布）←外でのお仕事
- ・ポスター掲示←外でのお仕事
- ・マンション清掃←外でのお仕事



MAP



イベント

一泊二日の宿泊訓練、日帰りの外出訓練、施設の作業を一般公開する「機織り公開」、他にも定期的に行われる販売会に出品しています。

お問い合わせ・見学ご希望の方

開所時間 …平日 9:00～16:00
昼休み 12:00～13:00

休日 …土曜日・日曜日・祝日・お盆休み・年末年始

〒164-0011
東京都中野区中央 2-22-10
TEL 03-3366-2940 FAX 03-3366-2945
E-mail tobu@ia8.itkeeper.ne.jp

施設長 檀原 康伯（だんばら やすのり）

障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。



【障害者のための国際シンボルマーク】

障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のマークです。

公益財団法人日本障害者
リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601
FAX 03-5273-1523



【盲人のための国際シンボルマーク】

世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。

社会福祉法人
日本盲人福祉委員会
電話 03-5291-7885
FAX 03-5291-7886



【身体障害者標識（身体障害者マーク）】

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。

各警察署



【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】

政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。

各警察署



【耳マーク】

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。自治体・病院・銀行等が、聴覚障害者に援助することを示すマークとしても使用されています。

一般財団法人全日本難聴者
・中途失聴者団体連合会
電話 03-3225-5600
FAX 03-3354-0046



【ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

東京都福祉局障害者
施策推進部企画課
電話 03-5320-4147
FAX 03-5388-1413



【オストメイトマーク】

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

公益社団法人
日本オストミー協会
電話 03-5670-7681
FAX 03-5670-7682



【ハート・プラスマーク】

内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患等の内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

特定非営利活動法人
ハート・プラスの会
[http://www.normanet.
ne.jp/~h-plus/](http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/)



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。

東京都福祉局障害者
施策推進部企画課
電話 03-5320-4147
FAX 03-5388-1413



【手話マーク】

聴覚に障害のある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。

一般財団法人
全日本ろうあ連盟
電話 03-3268-8847
FAX 03-3267-3445